

但馬銀行 2022

ディスクロージャー誌

目次



朝来市佐襄 神子畑選鉱場跡

当行のプロフィール

(令和4年6月30日現在)

名称	株式会社 但馬銀行 / The Tajima Bank, Ltd.
設立	明治30年11月11日
本店所在地	兵庫県豊岡市千代田町1番5号
拠点	69店舗 店舗外カードサービスコーナー72か所
資本金	5,481百万円
預金残高	1兆1,839億円
貸出金残高	9,521億円
従業員数	604名

本誌は銀行法第21条に基づいて作成したディスクロージャー資料です。
本資料に掲載してある計数は、原則として単位未満を切り捨てて表示しております。

ごあいさつ	1
但馬銀行倫理憲章	2
経営方針（但馬銀行綱領）	2
中期経営計画	3
業績の推移	4
中小企業の経営改善・地域の活性化のための取組み	
中小企業の経営支援に関する取組方針	5
中小企業の経営支援に関する態勢整備の状況	5
中小企業の経営支援に関する取組状況	5
地域の活性化に向けた取組み	7
SDGsの推進	7
地域貢献への取組み	
地域への信用供与の状況	8
個人の皆さまへの貸出状況	9
地域の預金・預かり資産等の状況	9
地域の皆さまへの利便性提供	10
安心してお取引いただくために	
セキュリティ対策一覧	11
コーポレート・ガバナンスの状況	
会社の機関の内容	12
内部統制システム構築の基本方針	13
法令等遵守態勢	
法令等遵守態勢への取組み	14
反社会的勢力への対応	15
マネー・ローンダリング等防止への対応	15
リスク管理態勢	16
顧客保護等管理態勢	
個人情報保護方針	18
特定個人情報等の取扱いに関する基本方針	18
金融商品の勧誘方針	19
お客さま本位の業務運営に関する基本方針	20
利益相反管理方針	20
金融ADR制度への対応	21
預金保険制度について	21
業務のご案内	22
資料編	29
〔会社情報〕	
沿革	30
組織	31
役員	32
株式等の状況	33
店舗ネットワーク	34
店舗	35
店舗外カードサービスコーナー	37
グループ会社	38
〔営業の概況〕	
業績等の概要	39
主要な経営指標等の推移	40
〔連結情報〕	
連結財務諸表	41
〔単体情報〕	
財務諸表	51
損益の状況	57
経営諸比率	60
預金	61
貸出金	63
証券業務	67
国際業務・その他業務	68
時価等情報	69
デリバティブ取引	71
〔自己資本比率規制第3の柱（市場規律）の開示〕	72
〔報酬等に関する開示事項〕	83

ごあいさつ

平素より但馬銀行をご利用、お引き立ていただきまして、誠にありがとうございます。

皆さまに、当行に対するご理解をより一層深めていただくため、ディスクロージャー誌「但馬銀行2022」を作成いたしました。ご高覧のうえ、ご参考にしていただければ幸いです。

国内景気は、新型コロナウイルス感染症の影響が和らぐもとで、回復の基調が維持されるとみられます。一方で、変異株の動向やウクライナ情勢を巡る地政学リスクの高まりなど不確実性が高い状況にあります。また、地域経済の先行きは、少子高齢化の進展や人口減少、経済活動の縮小が続き、ますます厳しくなることが予想されます。

このような環境のもと、当行では、事業者と経営課題の共有を図り、事業性評価を踏まえた融資や経営改善支援などに取り組むとともに、顧客価値を起点とした多様なニーズに対応した商品・サービスの提供、チャネルの充実やデジタル化などの諸施策を推進しております。また、人材の育成、効率的な業務運営を実践し、安定した経営基盤の構築を図るとともに、強固な経営管理態勢の確立により健全性を維持し、地域経済の発展に貢献してまいります。

今後とも、なお一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

令和4年7月

頭 取 坪田 奈津樹

但馬銀行倫理憲章

但馬銀行は、銀行に求められる社会的責任・公共的使命を果たすため、役職員一人一人が法令等遵守の認識を強く持ち、関係法令、社会的規範および行内の業務規程を遵守し、良識ある企業活動を維持するために、「但馬銀行倫理憲章」を次のとおり定め、これを実践してまいります。

1. 社会的責任・公共的使命の遂行

社会が要請する社会的責任と公共的使命を十分認識し、厳格な自己規律のもと自己責任体制の確立を図り、健全かつ適切な業務運営を通じて揺るぎない信用・信頼の確立を図ります。

2. 法令や社会的規範の厳格な遵守

適用される各種の法令や社会的規範を正しく理解し、これを厳格に遵守するとともに、常に確固たる倫理観と正義感に基づいた誠実かつ公正な企業活動に努めます。

3. 顧客保護の徹底と質の高い商品・サービスの提供

顧客保護の徹底と利用者利便の向上に努めるとともに、質の高い金融商品・サービスの提供に努め、顧客の信頼を得ることにより存在価値の高い銀行を目指します。

4. 取引先・地域社会との協調

取引先の利益を尊重した企業活動や地域社会の健全な発展に貢献することにより、地域の皆さまから最も支持・信頼される銀行を目指します。

5. 反社会的勢力との対決

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは断固として対決し、その不当な介入に対しては毅然とした態度で対応いたします。

経営方針（但馬銀行綱領）

一、但馬銀行は、経営の健全性を高め、もって協力者の保護に任ずる。

法令等遵守の徹底、適切な顧客保護およびリスク管理などの内部管理態勢の強化・整備を図り、経営の健全性を確保します。

一、但馬銀行は、営業の公共性を重んじ、地域社会の発展に奉仕する。

地域の皆さまのニーズに適確にお応えし、質の高い金融商品・サービスの提供により顧客利便の向上を図るとともに、地域金融機関として地域経済・社会の発展ならびに地域文化の向上に貢献します。

一、但馬銀行は、業績の向上を図り、もって協力者に妥当なる報酬をもたらす。

持続可能な収益力を向上することにより、強固な経営体質を構築し、株主、地域社会、地域の取引先、従業員などステークホルダーの満足度の向上に努めます。

中期経営計画（令和2年4月から令和5年3月まで）

当行は、今後予想される外部環境の変化を見据え、取り組むべき課題を解決し、地域とともに持続的な成長を遂げていくため、令和2年度から令和4年度までの3年間の計画期間とする中期経営計画を策定しております。

この計画において、次の4つの基本方針を掲げ、「地域から最も信頼され、お客さまに価値ある金融サービスの提供を通じて、ともに発展する銀行」を目指して、全職員一致協力して取り組んでおります。

◆ 基本方針

1. 顧客価値を起点とした営業推進

お客さまへの提案力を最大限発揮できる体制を構築し、地域のお客さまの多様な価値に対応した商品・サービスの提供、地域の産業振興や地域活性化に取り組みます。

【重点業務戦略】

- (1) 選択と集中による営業推進
- (2) 顧客ニーズに対応した商品・サービス等の拡充
- (3) 組織の連携強化
- (4) 地域企業や行政と連携した地域課題への取り組み

2. 効率的な業務運営の実践

お客さまとの接点の拡大や提案の充実を図るため、ICT等を活用した利便性向上や業務プロセスの再構築、組織・店舗運営体制の見直しなどを行い、効果・効率的な業務運営を実践します。

【重点業務戦略】

- (1) 業務プロセスの再構築
- (2) 効果・効率的な組織・店舗運営

3. 強固な経営管理態勢の確立

リスク管理の深化や内部監査機能の充実により、経営の健全性の向上を図ります。

また、コンプライアンス、顧客保護等管理態勢を確保し、健全かつ適切な業務運営を実践します。

【重点業務戦略】

- (1) リスク管理の深化
- (2) コンプライアンス、顧客保護等管理態勢の確保
- (3) 内部監査機能の充実

4. 顧客満足・生産性向上に資する人材の創出

職務・能力・実績等をより反映した人事評価制度や多様なキャリアや働き方に対応した労働環境、勤務体制の整備などを行い、労働生産性、従業員満足度を高めます。

また、専門性の向上やキャリアパスに応じた研修・教育体系の充実を図ります。

【重点業務戦略】

- (1) 多様なキャリアに対応した人事制度等の整備
- (2) 提案力、専門性の高い人材の育成

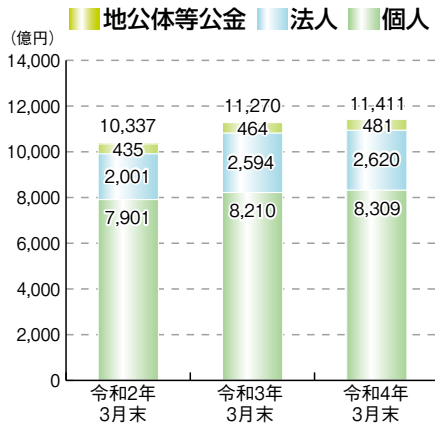
業績の推移

預金・貸出金の状況

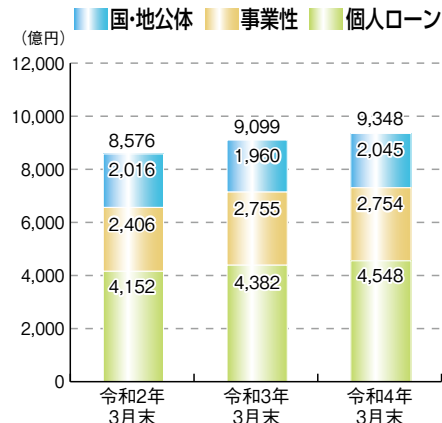
預金は、安定した取引基盤の拡充と預金の増強に積極的に取り組みました結果、前期末比141億円増加して1兆1,411億円となりました。

貸出金は、地域の事業者向け貸出や住宅ローンに積極的に取り組みました結果、前期末比249億円増加して9,348億円となりました。

預金残高



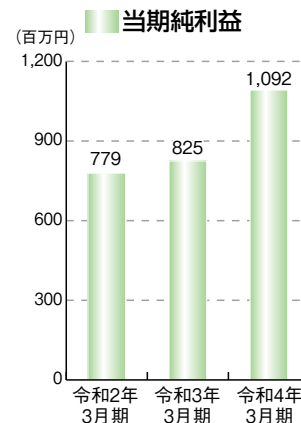
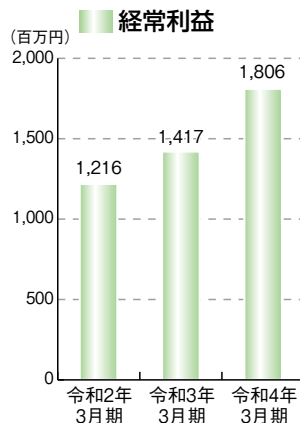
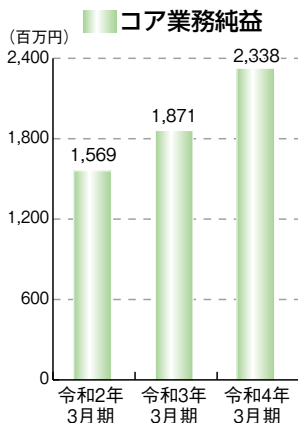
貸出金残高



損益の状況

コア業務純益は、資金利益および役務取引等利益が増加し、経費が減少しましたことから、前期比4億66百万円増加して23億38百万円となりました。

また、経常利益は、前期比3億88百万円増加して18億6百万円、当期純利益は、前期比2億66百万円増加して10億92百万円となりました。



用語のご説明

コア業務純益

預金や貸出金、為替業務など、銀行本来の業務から生まれる利益を表した業務純益から、「一般貸倒引当金繰入額」および「国債等債券の損益」を除いたもので、より純粋な銀行本来の業務による利益です。

経常利益

経常収益から経常費用を控除した利益で、銀行の経常的な事業活動によって生じた利益です。

当期純利益

経常利益から、特別損益や法人税などを調整した利益です。

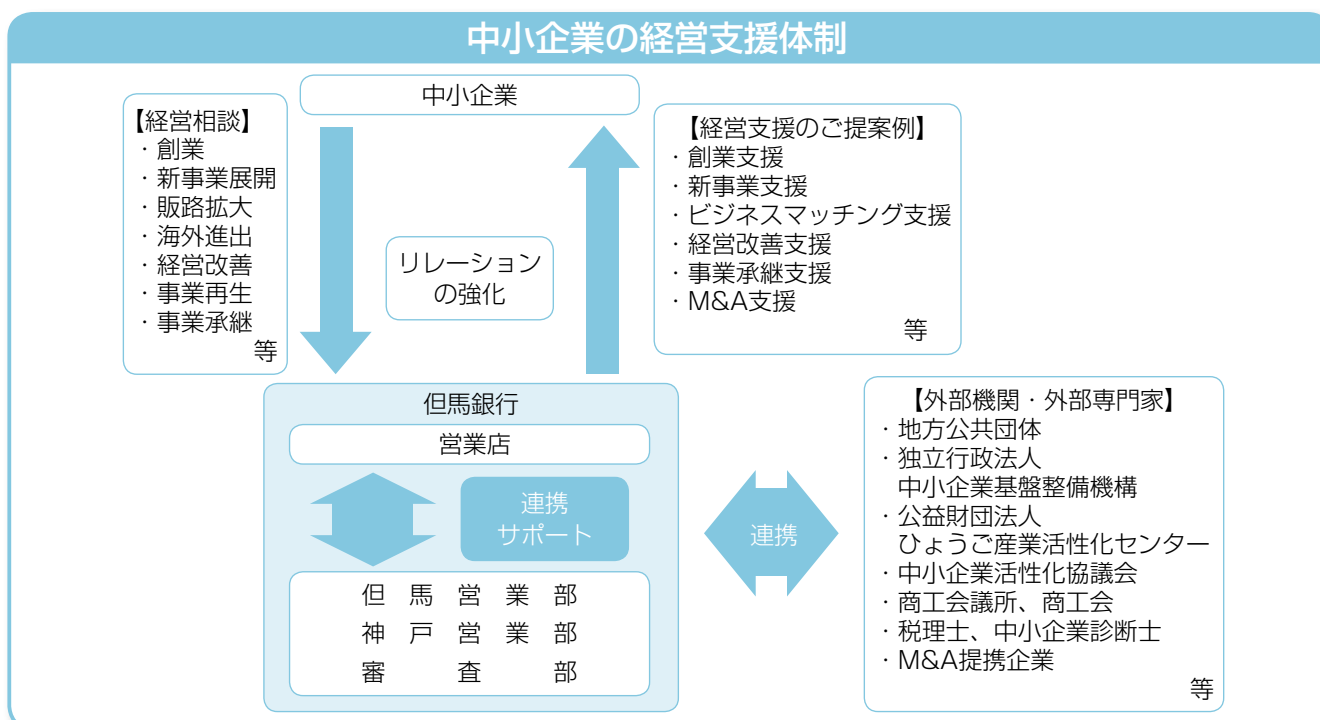
中小企業の経営改善・地域の活性化のための取組み

■ 中小企業の経営支援に関する取組方針

当行は、中小企業（小規模事業者を含む）との日常的・継続的な取引により構築された信頼関係を通じて、経営の目標や課題を把握するとともに、外部機関等と連携してその実現や解決に向けてコンサルティング機能を発揮し、ライフステージに応じた最適なソリューションを提案・実行いたします。

■ 中小企業の経営支援に関する態勢整備の状況

当行は、営業店と本部が一体となった支援体制および外部機関等との連携により、中小企業の経営支援のための態勢整備を行っております。



■ 中小企業の経営支援に関する取組状況

当行は、地域金融機関として求められる適切な金融仲介機能を発揮するため、事業性評価に基づく取引先企業のニーズや課題に対応した適切なソリューションの提供、資金供給を積極的に行っております。

	令和4年3月末	
事業性評価に基づく融資を行っている与信先数および融資残高	723先	1,042億円

■ 創業期における支援

● 創業・第二創業支援

創業計画の策定や新規事業の立上げに必要な資金供給を行うなど、創業・第二創業にかかる支援を実施しております。

	令和3年度
創業支援先数	90先

▶ 「スタートアップ・ビジネススクエア2022」の開催

兵庫県但馬県民局との共催および芸術文化観光専門職大学との産学連携事業の一環として、起業や第二創業を目指す地域の起業家と地域の事業者、支援機関との交流イベントを開催しました。（令和4年3月）



■ 成長段階における支援

- 「たんぎん成長基盤強化サポートローン」を活用した成長分野への資金供給
 今後成長が期待できる新分野への進出や設備・人材投資に取組む取引先に対して「たんぎん成長基盤強化サポートローン」による資金供給を行っております。

	令和4年3月末	
たんぎん成長基盤強化サポートローン貸付実績（累積）	2,510件	993億円

(注)成長分野

- ①環境・エネルギー事業 ②医療・介護・健康関連事業 ③高齢者向け事業
- ④観光事業 ⑤農林水産業、農商工連携事業 ⑥起業、地域再生・都市再生事業
- ⑦資源確保・開発事業 ⑧防災対策事業 ⑨保育・育児事業など

- 「ひょうご中小企業技術・経営力評価制度」を活用した成長支援
 中小企業の財務・収益力向上のため、技術力、成長性等を評価する公益財団法人ひょうご産業活性化センターの「ひょうご中小企業技術・経営力評価制度」の取得サポートを行っております。

	令和4年3月末
ひょうご中小企業技術・経営力評価制度取得先数（累積）	445先

- 販路開拓支援への取組み
 行内ネットワークや各種の商談会等を活用し、ビジネスマッチング機会の提供および販路開拓の支援を行いました。

	令和3年度
販路開拓支援先数	92先

- 本業支援における外部専門家を活用した取組み
 中小企業の経営戦略上の課題・ニーズの把握に努め、外部専門家を活用した本業支援に取り組んでおります。

	令和3年度
本業支援における外部専門家活用先数	390先

■ 経営改善・事業再生・業種転換等の支援

当行では、経営改善等が必要な中小企業に対して、次のような支援を実施しております。

- 経営改善計画策定等の支援
 経営改善支援等の対象先に対し、本部と営業店が一体となって、経営改善計画の策定支援や計画の進捗状況のフォローアップを行っております。

	令和4年3月末
経営改善支援先数	71先

- 外部専門家等を活用した支援
 - 専門家派遣事業等の活用
 公益財団法人ひょうご産業活性化センターの経営専門家派遣事業等を活用し、外部専門家による効果的な経営改善支援に取り組んでおります。

	令和3年度
経営改善支援における外部専門家活用先数	22先

■ 事業承継に関する支援

当行では、事業承継に関するニーズにお応えするため、自社株評価の実施、外部専門家の紹介、具体策の提案などに取り組んでおります。

事業承継支援先数	令和3年度 249先
----------	---------------

▶ 「次世代リーダー育成ブートキャンプ」の開催

地域企業の後継者や経営幹部の育成を目指す取組みとして、合同研修会「次世代リーダー育成ブートキャンプ」を開催しています。

経営スキルの向上や経営者としての心構えの醸成等を図る研修機会を設けて、将来地域を牽引する企業経営者の育成に取り組んでいます。



■ 「経営者保証ガイドライン」への取組み

当行では、お取引先との経営者保証について、その必要性を十分検討し、新たに保証契約を締結する場合や、既存の保証契約について保証契約の見直しや保証債務の整理をする場合等に、ガイドラインの趣旨に即した適切な対応に努めております。

【ガイドラインの活用状況】

● 新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合

	R2/4月 ～ R2/9月	R2/10月 ～ R3/3月	R3/4月 ～ R3/9月	R3/10月 ～ R4/3月
経営者保証人に依存しない融資の割合	38.5%	41.6%	37.0%	36.5%

● 事業承継時における保証徴求割合（4類型）

	R2/4月 ～ R2/9月	R2/10月 ～ R3/3月	R3/4月 ～ R3/9月	R3/10月 ～ R4/3月
・新旧両経営者から保証徴求した割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
・旧経営者のみから保証徴求した割合	10.9%	23.1%	23.1%	10.8%
・新経営者のみから保証徴求した割合	78.1%	57.7%	60.0%	75.7%
・経営者から保証徴求しなかった割合	10.9%	19.2%	16.9%	13.5%

■ 地域の活性化に向けた取組み

持続可能な地域経済の実現を目指して、地域経済の活性化や成長に向けた取組みを積極的に展開しております。

◆ 私募債発行を通じた地域貢献

当行では私募債発行時に発行企業が希望する団体や教育機関等に対して寄附を行う「次世代創生型私募債（SDGs推進型）」の取扱いをすすめており、地域の優良企業による資金調達と寄附による地域貢献に取り組んでいます。



◆ 芸術文化観光専門職大学との産学連携協定の締結

但馬地域における地域活性化ならびに地域経済の持続的発展に向けた取組みをすすめていくため、令和3年11月に芸術文化観光専門職大学と当行との間で産学連携・協力に関する協定を締結しました。

地域企業や行政との連携促進や地域人材の育成に関する施策に取り組んでいます。



■ SDGsの推進

◆ J-V E Rを活用したカーボン・オフセットの取組み

当行は「養父市市有林J-V E R地域コーディネーター」として、J-V E Rを活用したカーボン・オフセットの取組みを取引先企業に紹介しており、低炭素や脱炭素に向けた取組みを支援しています。

地域貢献への取組み

地域への信用供与の状況

兵庫県内店舗の貸出状況

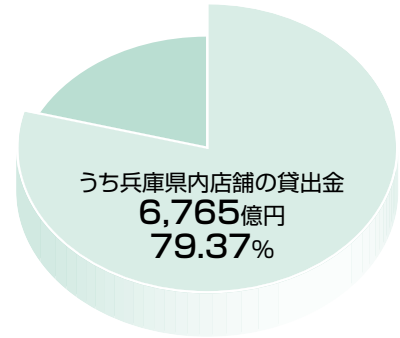
当行は皆さまからお預かりしましたご預金のほとんどを県内の企業や個人への貸出金に振り向け、皆さまの豊かな暮らしや事業を営むための資金としてご活用いただいております。

なお、財務省向けを除く貸出金残高に占める県内店舗の貸出金残高の割合は、令和4年3月末では79.37%であります。

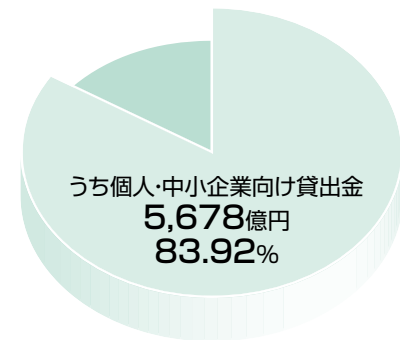
また、県内店舗の貸出金残高に占める個人・中小企業向け貸出金の割合は83.92%であり、地域とともに発展する地域金融機関として多くの皆さまのお役に立ちたいと願っております。

県内店舗の貸出金の業種別内訳は下記のとおりであり、特定の業種に偏ることなく、幅広く様々な業種へご融資を行っております。

貸出金残高 8,523億円
(財務省向けを除く)



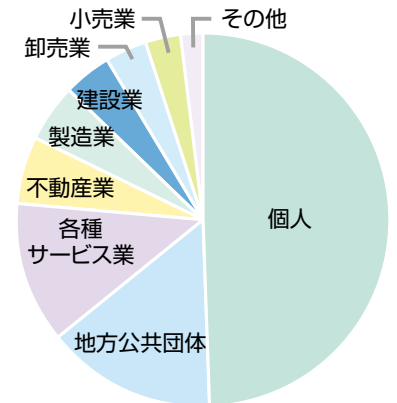
兵庫県内店舗の貸出金残高 6,765億円



兵庫県内店舗の業種別貸出金の状況

業 種	令和4年3月末		
	先 数	残 高	残高構成比率
		百万円	%
製 造 業	616	33,169	4.90
農 業、林 業	24	735	0.10
漁 業	2	8	0.00
鉱 業、採 石 業	4	140	0.02
建 設 業	795	29,336	4.33
電 気・ガ ス	37	894	0.13
情 報 通 信 業	24	1,163	0.17
運 輸 業、郵 便 業	130	7,357	1.08
卸 売 業	428	24,545	3.62
小 売 業	531	20,401	3.01
金 融 保 険 業	14	1,121	0.16
不 動 産 業	725	39,295	5.80
各 種 サ ー ビ ス 業	1,867	83,259	12.30
地 方 公 共 団 体	34	100,266	14.81
個 人	32,678	334,882	49.49
合 計	37,909	676,571	100.00

兵庫県内店舗の業種別貸出金残高構成

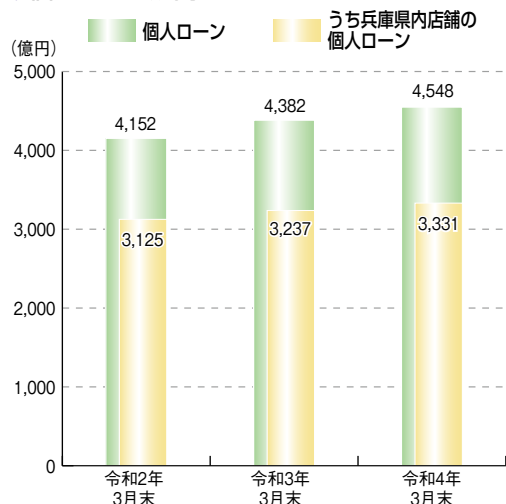


■ 個人の皆さまへの貸出状況

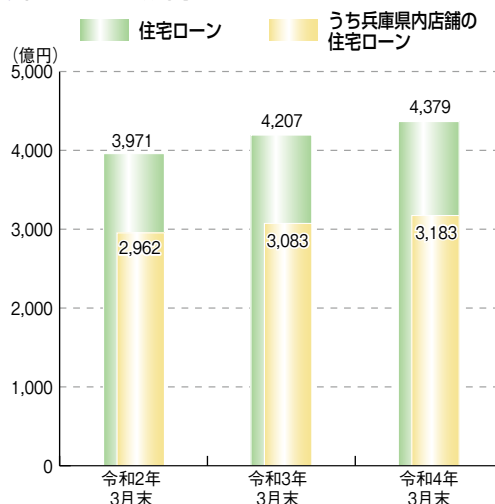
ローンセンターを設置し、住宅ローンを積極的に推進しました結果、個人ローン残高は前期末比76億円増加し4,548億円となりました。このうち、兵庫県内店舗の個人ローン残高は3,331億円で、個人ローンに占める割合は73.24%となりました。

また、兵庫県内店舗の住宅ローン残高は3,183億円となり、住宅ローン残高に占める割合は72.68%となりました。

◆ 個人ローン残高



◆ 住宅ローン残高



■ 地域の預金・預かり資産等の状況

■ 兵庫県内店舗の預金状況

個人の皆さまを中心に安定した取引基盤の拡充に努めております。

預金残高に占める県内店舗の預金残高の割合は96.23%、個人預金残高（外貨預金を除く）に占める県内店舗の個人預金残高の割合は97.02%となりました。

■ 兵庫県内店舗の預かり資産等の状況

預かり資産残高に占める県内店舗の預かり資産の割合は96.69%となりました。

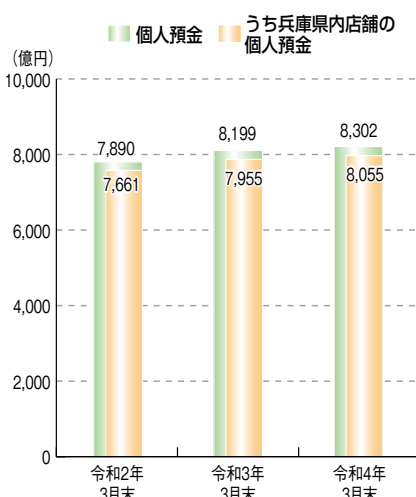
なお、預かり資産とは、公共債、投資信託の預かり残高の合計であり、それぞれの残高は、公共債10億円、投資信託431億円となりました。

また、生命保険の販売累計額は、1,933億円となりました。

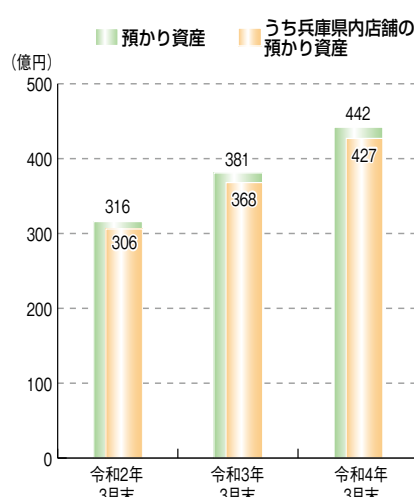
◆ 預金残高



◆ 個人預金残高（外貨預金を除く）



◆ 預かり資産



■地域の皆さまへの利便性提供

■店舗の新築・移転

◆西宮北口支店の新築

西宮北口支店の新店舗となる西宮北口ビルの新築工事が竣工し、令和4年7月19日から新店舗での営業を開始しました。

店舗の概要

兵庫県西宮市高松町11番13号

1階 カードサービスコーナー

2階 西宮北口支店（営業店窓口）

3階 西宮コンサルティングプラザ
西宮ローンセンター



◆箕谷支店の移転

顧客利便の向上等を目的として、箕谷支店を下記のとおり移転し、営業を開始しました。

営業開始日 令和4年3月14日

所在地 神戸市北区日の峰2丁目6番1号
コアキタマチショッピングセンター
2階



■顧客サービスの拡充

◆住宅ローン「電子契約サービス」の取扱開始

多様化するお客さまのニーズにお応えするため、住宅ローンの契約をインターネット上で締結できる「電子契約サービス」の取扱いを令和4年4月1日から開始しました。

ご契約手続きが簡単・便利になるほか、紙の契約書が不要となるため、印紙税が課税されることなく、ご利用いただけます。



安心してお取引いただくために

セキュリティ対策一覧

項目	セキュリティ対策・ご注意
キャッシュカードの被害防止対策	<ul style="list-style-type: none"> • キャッシュカードご利用限度額の変更 お客さまのご希望に応じて、1日あたりのご利用限度額の範囲で任意に変更していただけます。 • 暗証番号の変更 簡単な画面操作により、ATMでキャッシュカードの暗証番号を変更していただけます。 • 生体認証機能を搭載したICキャッシュカードの発行 一人ひとり異なる「指静脈」パターンでご本人を確認する生体認証機能により、厳格な本人認証ができる「ICキャッシュカード」および「バンクカードVisa」をご希望により発行しております。 • その他の対策 キャッシュカード・通帳等の紛失や盗難に遭われた場合のお届けおよびキャッシュカードのご利用停止の受付は24時間体制で対応しておりますので、出来る限りすみやかに当行までご連絡ください。
インターネットバンキングの被害防止対策	<p>(個人のお客さま・法人のお客さま共通)</p> <ul style="list-style-type: none"> • EV SSL証明書 フィッシング詐欺等への対策として、インターネットバンキングをご利用のお客さまが、現在閲覧しているウェブサイトが正当なウェブサイトかどうかを簡単にご確認いただけます。 • 振込限度額変更 お振込の上限金額を設定していただけます。 • 電子メールによる取引通知 お取引の確認メールを送信します。 お振込・お振替等の取引を行われた場合は、お届けいただいているメールアドレスに、ご依頼内容の確認メールを送信いたします。 • ソフトウェアキーボード パソコンの画面上にキーボードを表示して、マウスで各種パスワード・暗証番号を入力することにより、キーボードで入力した情報を盗み取るキーロガーを防ぎます。 • ワンタイムパスワード 1分毎に変化する1回限りで無効となる使い捨てのパスワードです。 ログインID（または電子証明書※法人のお客さまのみ）、ログインパスワードに加え、スマートフォンに表示されるパスワードを入力して本人確認を行います。 法人のお客さまは二経路認証のご利用が必須となります。 • セキュリティ対策ソフト「saat netizen（サート・ネチズン）」 但馬銀行のホームページやインターネットバンキングをご利用いただいている間、マルウェアやウイルスの活動を監視し、必要に応じて検知・駆除・遮断を行うセキュリティソフトです。当行ホームページより無料でインストールいただけます。 <p>(個人のお客さま)</p> <ul style="list-style-type: none"> • 追加認証（合言葉認証） 第三者のなりすましによる不正なログインを防止するセキュリティ対策です。 通常とは異なるご利用環境であると判断した場合等に、ご本人さまのご利用であることを確認するため、「合言葉」による追加認証を行います。 • メール通知パスワード・取引認証パスワード 振込・振替等の取引時に、お客さまにご登録いただいたメールアドレスに、取引の都度、取引の内容とパスワードを記載したメールを送信します。 取引内容を確認できるとともに、通知されたパスワードを確認用パスワードに加えて入力することにより第三者に不正利用されることを防ぎます。 • ログイン緊急利用停止 第三者による不正利用等のおそれがある場合に、お客さまご自身でインターネットバンキングの利用を停止できます。 <p>(法人のお客さま)</p> <ul style="list-style-type: none"> • 電子証明書 お客さまのパソコンに当行が発行する電子証明書をインストールしていただくことにより、ご利用のパソコンを特定したうえでパスワードによる本人確認を行いますので、第三者による不正使用の防止等セキュリティ強化が図れます。 • 二経路認証 都度指定方式の振込・振替を実施する際に、パソコン（第一経路）で取引データを作成し、スマートフォン（第二経路）で承認を行うことで取引を成立させる認証方式です。 仮にウイルス等に感染し、不正な振込操作をされた場合でも、別経路での承認取引が必要となるため、不正な取引を防ぐことができます。 ※二経路認証をご利用の場合は、ワンタイムパスワードの利用が必須となります。
被害防止のためのご注意	<ul style="list-style-type: none"> • 警察官などを騙ってキャッシュカードをだまし取り預金を引き出す詐欺についてのご注意 百貨店の社員や警察官などを騙って電話をかけ、キャッシュカードの暗証番号を聞き出し、キャッシュカードをだまし取り預金を引き出す犯罪（カード手交型）や、封筒にキャッシュカードを入れさせ、隙を見て別の封筒にすり替えてキャッシュカードを盗みとる犯罪（カードすり替え型）が全国で発生していますので、十分にご注意ください。 銀行協会職員や銀行員、警察官などが電話で暗証番号をお尋ねしたり、キャッシュカードをお預かりすることはありません。 • キャッシュカード暗証番号についてのご注意 キャッシュカードの暗証番号は、他人から類推されやすい番号の利用はお避けいただくとともに、現在類推されやすい番号をご利用のお客さまは、すみやかにATMで変更されることをお勧めします。 また、暗証番号をキャッシュカードに書き込んだり、手帳やメモ等に記入してカードと共に保管・携帯しないようにしてください。 なお、暗証番号を誤入力された場合、当行所定の回数に達した時点で当該キャッシュカードは使用できなくなりますので、ご注意ください。 • フィッシング詐欺についてのご注意 金融機関や運送会社等を装い、ファイルを添付したメールを送信しウイルスに感染させたり、偽の画面を表示し、IDやパスワード等の重要情報を入力させるなどのフィッシング詐欺が急増しております。 お心当たりのない電子メールを開封されたり、不審な画面にIDやパスワード等を入力されないようご注意ください。 当行では、電子メールによりIDやパスワード、暗証番号などの重要情報をお尋ねすることは一切ありません。 • マルウェアについてのご注意 マルウェアの侵入を防ぐため、みだりにフリー・ソフトをダウンロードしたり、心当たりのない先からの電子メールを不用意に開封したりされないようご注意ください。 マルウェア対応のセキュリティ対策ソフトをご利用され、常に最新の状態にされることをお勧めします。 なお、各種パスワード・暗証番号はできるだけ「ソフトウェアキーボード」を用いてマウスで入力してください。 • パソコンのご利用についてのご注意 ご使用のパソコンのOS、ブラウザやマルウェア対応のセキュリティ対策ソフトは、常に最新の状態に更新されることをお勧めします。

コーポレート・ガバナンスの状況

当行は、株主、取引先および地域社会などステークホルダーの信頼を確立するため、コーポレート・ガバナンスの強化を経営上の重要課題と認識し、法令等遵守や各種リスク管理などの管理態勢の強化により、銀行業務の健全性および適切性の確保ならびに企業価値の向上に努めております。

会社の機関の内容 (令和4年6月30日現在)

【取締役会】

取締役会は、取締役9名（うち1名は社外取締役）で構成され、経営にかかる基本方針や重要事項について協議・決定するほか、法令等遵守、各種リスク管理、監査結果等の状況について定例的に報告させることにより、各取締役の業務執行を監督しております。また、独立性の高い社外取締役を設置することにより、意思決定の客観性確保を図っております。

【経営会議】

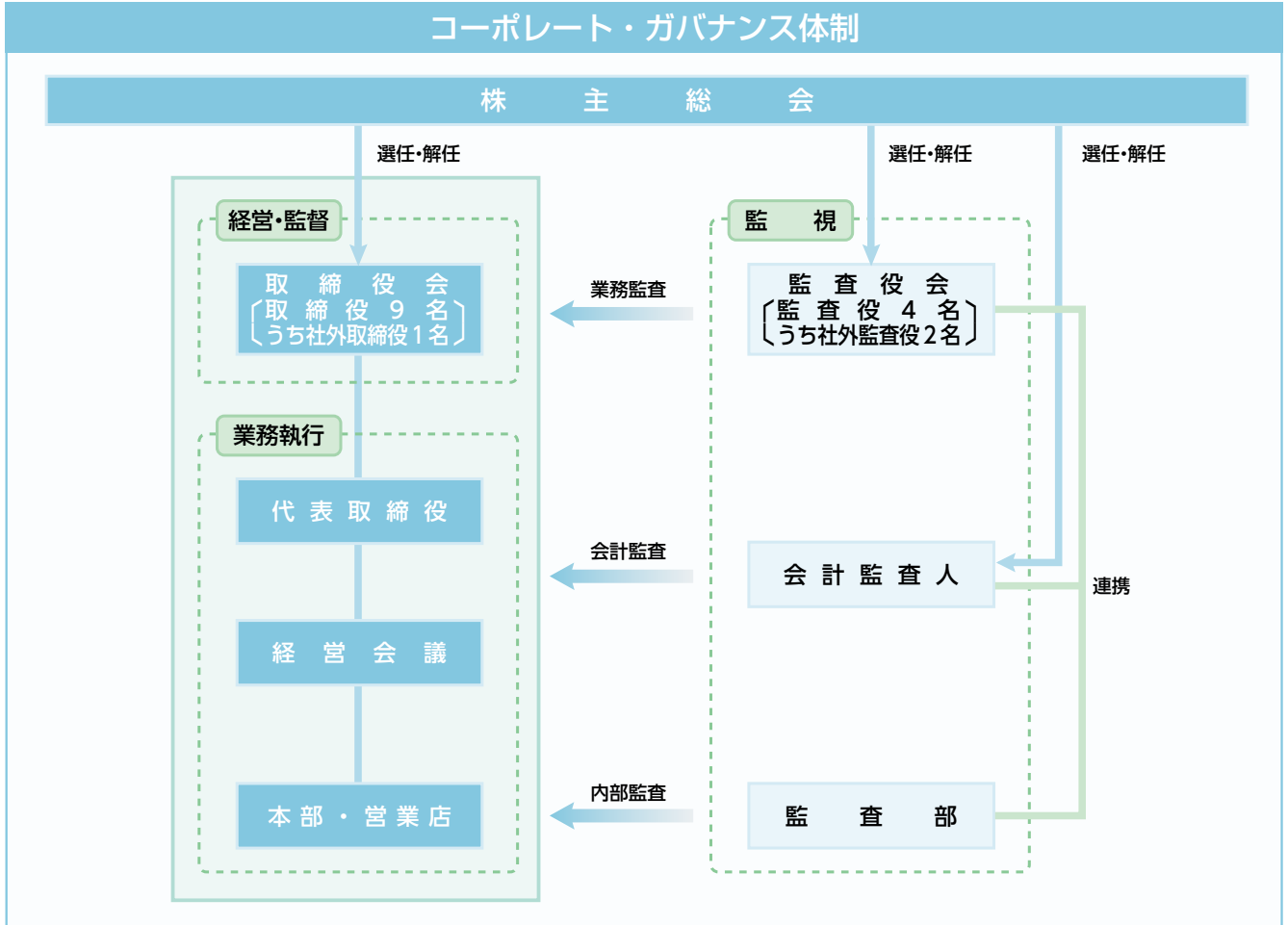
経営会議は、取締役会が決定する取締役および執行役員で構成され、取締役会で定める基本方針や委嘱された事項に基づき、業務執行に関する重要事項を協議・決定することにより、経営環境の変化に的確かつ迅速に対応するとともに、業務執行状況の確認等を行っております。

【監査役会】

監査役制度を採用し、監査役4名（うち2名は社外監査役）で監査役会を構成しております。また、監査役が取締役会や経営会議など重要な会議に出席するとともに、会計監査人および内部監査担当部署との適切な連携を図ることにより、経営の監視機能を働かせております。

【内部監査】

独立した内部監査部門として監査部を設置しており、本部各部室・営業店・関連会社等被監査部門における内部管理態勢の適切性・有効性を検証・評価し、被監査部門における問題点の指摘と改善に向けた提言を行うとともに、改善状況のフォローアップを行うことにより、内部監査の実効性を高めております。



内部統制システム構築の基本方針

会社法第362条第4項第6号および会社法施行規則第100条第1項・第3項に定める、内部統制システム構築の基本方針を次のとおり定める。

- 1. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制**
 - (1) 「法令等遵守規程」、「コンプライアンス・マニュアル」等を定めるとともに、法令等遵守の具体的な実践計画として「コンプライアンス・プログラム」を年度毎に策定する。
 - (2) 法令等遵守に関する事項を一元的に管理するコンプライアンス統括部署を設置するとともに、「コンプライアンス委員会」を設置し、法令等遵守態勢の強化と法務問題への的確な対応に努める。
 - (3) 内部者通報制度を設け、全役職員がコンプライアンス上問題のある事項について直接報告できる体制とし、違反行為の早期発見と早期是正に努める。
 - (4) 「反社会的勢力への対応にかかる基本方針」を定め、反社会的勢力との関係を遮断し、取引を排除する。
- 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制**
 - (1) 規程等に基づき、株主総会、取締役会、各委員会等の議事録を作成・保存するとともに、重要な職務執行および決裁については稟議書等を作成・保存する。
 - (2) 重要な職務執行に係る文書（情報）は、業務毎に担当部署、保管責任者を設けて管理する。
- 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制**
 - (1) 「統合的リスク管理規程」に基づき、リスクの種類毎の管理部署がリスクの把握、計量および分析等を行ってリスク発生の予防・対応を行うとともに、リスク管理の統括部署が各種リスクを統合的に管理する。
 - (2) 「危機管理規程（緊急事態発生時における業務継続計画）」に基づき、緊急事態発生時に適切且つ迅速に対処する。
- 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**
 - (1) 職務執行の合理化と責任の所在を明らかにするため、「取締役会規程」、「取締役就業規程」および「組織業務規程」（「業務分掌」、「職務権限表」）等を定めて担当職務・権限を明確にし、適正且つ効率的な職務執行を行う。
 - (2) 事務組織体制の見直しを随時行い、効率的な組織とする。
- 5. 当行および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**
 - (1) 「連結子会社管理規程」を定め、子会社を統括管理する所管部が子会社の業務運営が適切に行われるよう管理する。
 - (2) 子会社の取締役会付議事項については、事前に当行の取締役会に報告させる。
 - (3) 子会社に対し、当行が制定する諸規定に準じてコンプライアンス、リスク管理等に関する諸規定を制定させ、これを遵守させる。
 - (4) 当行の内部監査部門は、子会社に対して業務運営状況に関する監査を実施し、その結果を当行の取締役会等に報告する。
- 6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項**
 - (1) 監査役からその職務を補助すべき使用人を置くことを求められた場合には、1名または複数の補助使用人を配置する。
 - (2) 補助使用人は、監査役の承認を得て任命する。
- 7. 前号の使用人の取締役からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**
 - (1) 補助使用人の選任・解任、人事評価、懲戒等は監査役の同意を得るものとする。
 - (2) 補助使用人に対する指揮命令は監査役にあるものとする。
- 8. 当行および子会社の取締役および使用人が監査役に報告をするための体制、その他監査役への報告に関する体制、ならびに当該報告をした者が報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**
 - (1) 当行および子会社の取締役および使用人は、取締役会や経営会議等の監査役が出席する重要な会議において、その職務の執行状況について定期的にまたは必要に応じて随時報告を行う。
 - (2) 当行および子会社の取締役および使用人は、監査役から職務の執行に関する報告を求められた場合は、速やかに報告を行う。
 - (3) 当行および子会社の取締役および使用人は、法令に違反する事実を発見したとき、または当行および子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに監査役に報告する。
 - (4) 監査役に報告を行ったことを理由として、当該報告者に対して不利益な取扱いを行わない。
- 9. 監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項**

監査役がその職務の執行について生じる費用の前払いまたは支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
- 10. その他監査役が効率的に行われることを確保するための体制**
 - (1) 監査役は、取締役会、その他の重要な会議、委員会等へ出席し、取締役等との意見交換を積極的に行い、情報の共有化を図る。
 - (2) 内部監査部門は、内部監査結果を監査役に報告するほか、監査役と適切に連携し、監査役監査が実効的に行われるよう努める。

法令等遵守態勢

法令等遵守態勢への取組み

当行では、役職員一人一人が公共的使命・社会的責任を果たすため、銀行取引に係るさまざまな法令等の遵守に加えて、銀行内の業務規程や社会的規範に逸脱するような行動を慎み、良識ある営業活動を維持するため、法令等遵守態勢の強化・充実に努めております。

◆ 法令等遵守に関する専担部署の設置

本部に「リスク統括部 コンプライアンス管理課」を設置し、法令等遵守全般に亘る統括・管理、反社会的勢力の排除、銀行取引の適切性確保等、法令等遵守に関する事項を一元的に管理する体制とし、法令等遵守態勢の有効性・実効性の確保に努めております。

◆ 法令等遵守責任者・法令等遵守担当者の配置

本部の各部室および各営業店の部店長を「法令等遵守責任者」とし、法令等遵守状況の確認、職員に対する指導・教育等を担当しております。また、役席者の中から「法令等遵守担当者」を任命・配置し、法令等遵守責任者を補佐する体制としております。

◆ コンプライアンス委員会の設置

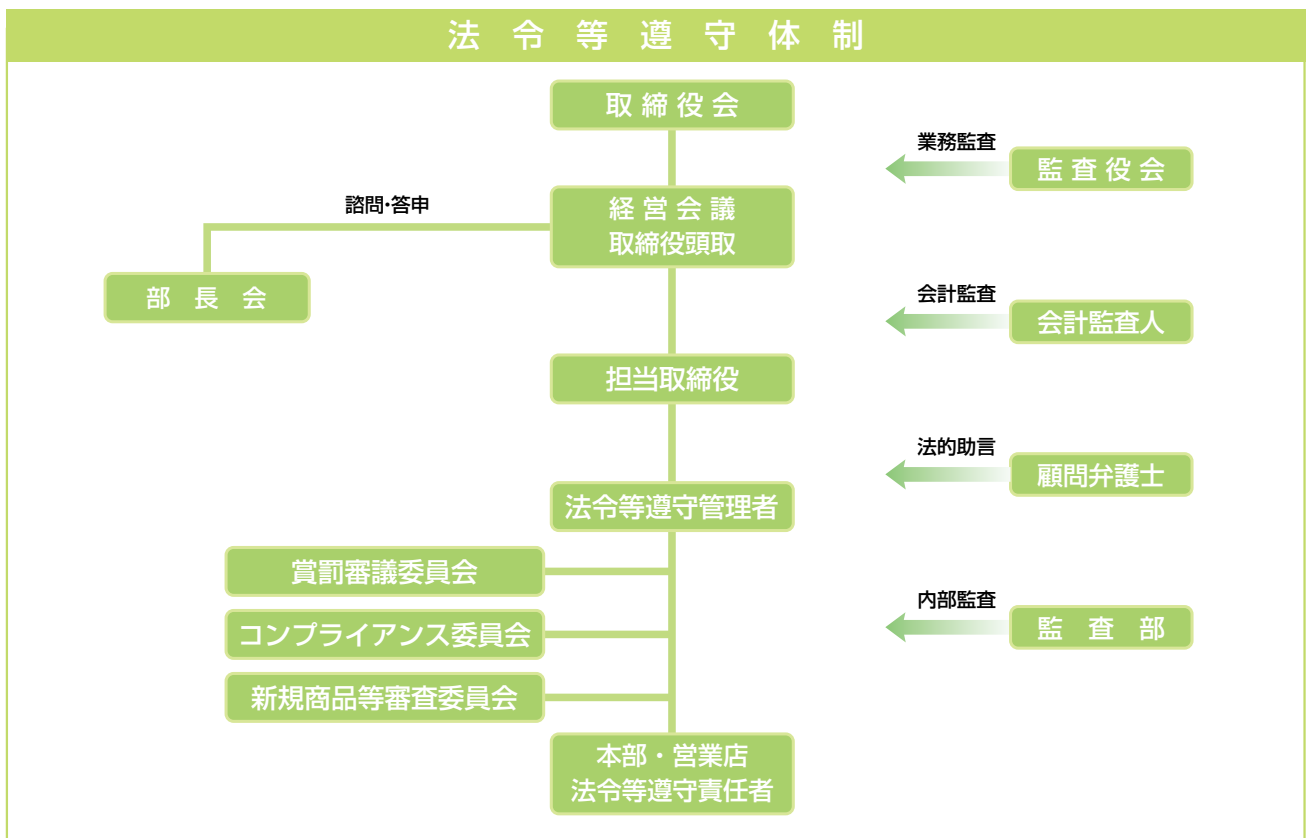
取締役を委員長、関連部室長を委員とする「コンプライアンス委員会」を設置し、法令等遵守（コンプライアンス）に係る基本方針や遵守基準の策定、「コンプライアンス・プログラム」の策定、反社会的勢力排除のための施策の検討など、コンプライアンスに関する事項の審議を行っております。

◆ 「コンプライアンス・プログラム」の策定と実践

当行では、法令等の制定・改正への対応や役職員の研修など法令等遵守に対する実践計画を明確化した「コンプライアンス・プログラム」を毎年策定し、取締役会およびコンプライアンス委員会において、定期的実践計画の進捗・達成状況を確認しております。

◆ 「コンプライアンス・マニュアル」の制定と活用

銀行業務の遂行において遵守すべき法令等の解説を記載したコンプライアンスの手引書として「コンプライアンス・マニュアル」を制定し、全職員に周知するとともに、日常業務、研修会および勉強会などに活用しながらコンプライアンスマインドの醸成に努めております。



反社会的勢力への対応

当行では、「反社会的勢力への対応にかかる基本方針」を定め、警察、暴力追放運動推進センター等の外部専門機関と連携を強化して反社会的勢力にかかる情報収集・管理を行うなど、反社会的勢力との関係遮断に努めております。

反社会的勢力への対応にかかる基本方針

当行は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に断固たる態度で対応し、関係を遮断するため、次のとおり「反社会的勢力への対応にかかる基本方針」を定め、これを遵守してまいります。

1. 組織としての対応

反社会的勢力に対する行動基準として「反社会的勢力対応要領」を定め、反社会的勢力による不当要求には、取締役等の経営陣をはじめ組織全体で対応します。

また、反社会的勢力による不当要求に対応する従業員の安全を確保します。

2. 外部専門機関との連携

反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関と緊密に連携します。

3. 取引を含めた一切の関係遮断

反社会的勢力とは取引関係を含めて一切の関係をもちません。

また、反社会的勢力による不当要求は拒絶します。

4. 有事における民事と刑事の法的対応

反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対応を行います。

5. 裏取引や資金提供の禁止

反社会的勢力による不当要求が、事業活動上の不祥事や従業員の不祥事を理由とする場合であっても、事案を隠ぺいするような裏取引は絶対に行いません。

また、反社会的勢力への資金提供は、絶対に行いません。

マネー・ローンダリング等防止への対応

当行では、「マネー・ローンダリング等防止にかかる基本方針」を定め、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与防止について、経営陣が主導的に関与し、組織全体として実効的な管理態勢の構築に努めております。

マネー・ローンダリング等防止にかかる基本方針

当行では、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与（以下「マネー・ローンダリング等」という。）防止を経営上の重要な課題の一つとして位置づけ、有効な内部管理態勢を構築することにより、提供する金融商品・サービスが組織犯罪等に利用されることの防止に努めます。

1. 運営方針

マネー・ローンダリング等防止のための組織・規程を整備し、役職員の役割および手続き等を明確にすることにより、適時適切な対応を実施できる態勢を構築します。

2. リスク評価の実施

マネー・ローンダリング等にかかるリスク評価を定期的実施し、実効的な対策を講じます。

3. 取引時確認、資産凍結等の措置にかかる確認

本人確認等の取引時確認やテロリスト等に対する資産凍結等の措置にかかる確認について、的確に実施します。

4. 疑わしい取引の届出

日常的な取引モニタリングを行った結果、検知した疑わしい取引について、速やかに当局に届出を行います。

5. 役職員の教育・研修

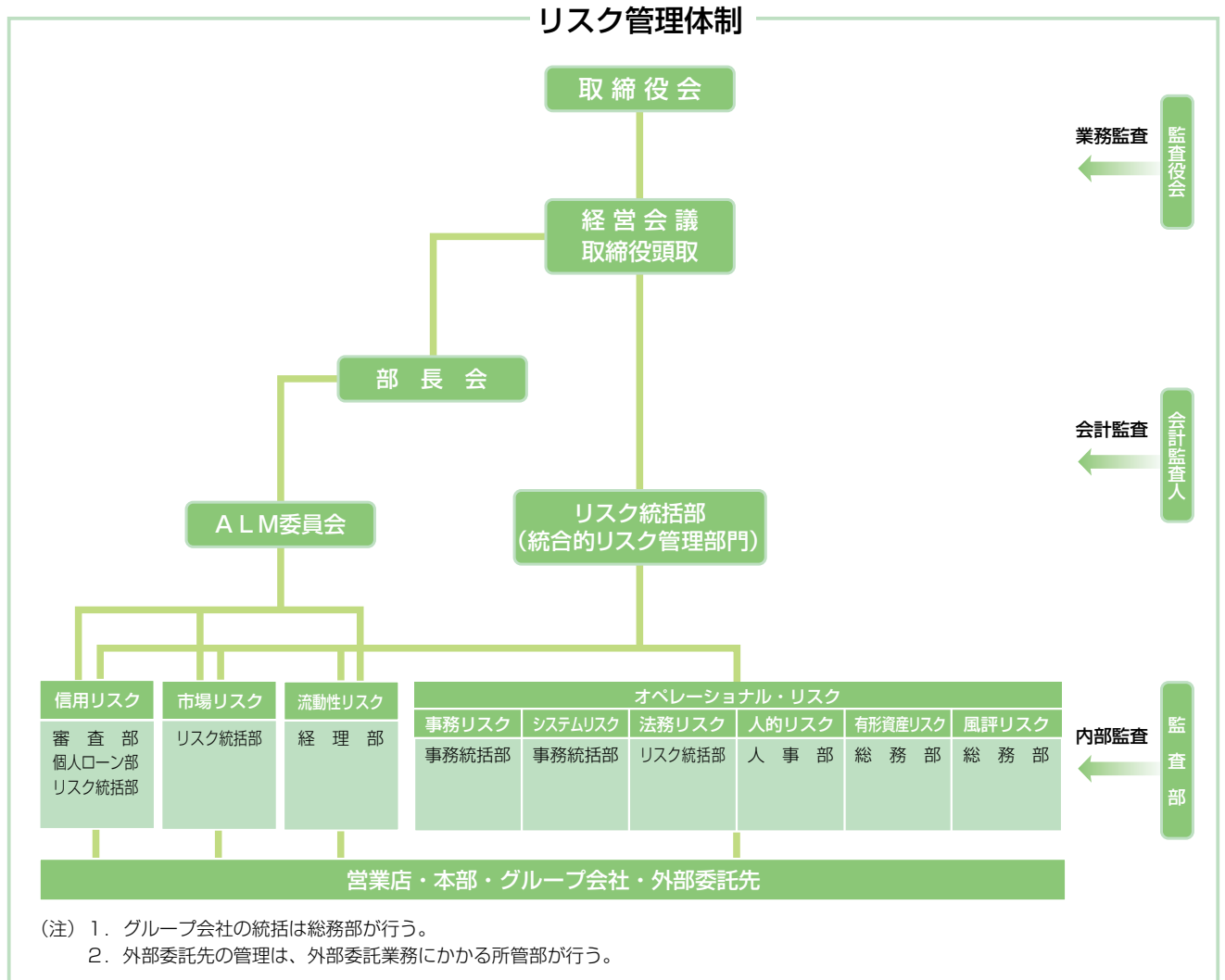
行内研修等を通じ、全役職員に対してマネー・ローンダリング等防止に関する知識の習得と意識の向上を図ります。

6. 遵守状況の点検

マネー・ローンダリング等防止にかかる法令や諸規程の遵守状況の点検を定期的実施し、その結果を踏まえて継続的に管理態勢の改善に努めます。

リスク管理態勢

当行では、リスク管理を経営の安全性・健全性を維持するための最重要課題として位置付け、リスク管理態勢の強化・充実に取り組んでおります。



■ 統合的リスク管理

銀行業務には、信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーショナル・リスクといったさまざまなリスクが存在しております。

当行は、業務やリスクの特性に応じて、リスクごとの管理を適切に行うとともに、リスクを総体的に捉えて経営体力（自己資本）と比較・対照するなど、統合的なリスク管理に取り組んでおります。

〔リスク資本配賦〕

当行では、統合的リスク管理の枠組みの一つとして、より効率的な資本の使用を通じた健全性の確保、収益性・効率性の向上を実現するため、リスク資本配賦制度を導入しております。

具体的には、自己資本から自己資本比率4%を維持する水準の自己資本を控除した金額の範囲（リスク許容限度）内でリスクの種類別にリスク資本の配賦を行い、VaR（バリュー・アット・リスク）などにより計測したリスク量（潜在的な最大損失）を配賦リスク資本の範囲内にコントロールすることにより、経営体力を超えてリスクを取り過ぎないよう管理しております。

〔信用リスク管理〕

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、貸出金などの資産の価値が減少ないし消失し、損失を被るリスクをいいます。

当行では、信用リスクの評価にあたっては、お取引先の財務状況のみならず、成長性や償還能力などを総合的に判定する「信用格付」を実施するとともに、審査部門が「信用リスク管理方針」等の内部規定に従い、厳格な審査を実施しております。

また、信用リスクの管理にあたっては、「信用リスク情報統合サービス（CRITS）」を活用して信用格付区分毎のリスク量を把握するとともに、特定業種、特定グループに対する過度な与信集中を排除するため、与信枠を設定するなどしてリスク管理の強化に努めております。

さらに、自己査定により信用リスクをモニタリングし、適正な償却・引当を実施することにより、資産の健全性を堅持しております。

〔市場リスク管理〕

市場リスクとは、金利、有価証券の価格、為替等のさまざまな市場の変動により、保有する資産・負債の価値が変動し損失を被るリスク、および資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクをいいます。

当行では、定期的開催する「ALM委員会」において、金利リスク、価格変動リスク、為替リスク等についてリスクの計量・分析結果の報告を受け、リスク管理の適切性等について協議を行っております。

また、統合的リスク管理において配賦されたリスク資本の範囲内にリスク量をコントロールするなど、安定的な収益の確保とリスク管理の高度化に努めております。

〔流動性リスク管理〕

流動性リスクとは、資金の運用と調達 mismatches や予期しない資金の流出等により必要な資金確保が困難になる、または、通常よりも著しく高いコストでの資金調達が余儀なくされることにより損失を被るリスク、および市場の混乱等により通常よりも不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスクをいいます。

当行では、資金の運用・調達状況を日々把握し、資金ポジションの適切な管理を行うとともに、保有資産の流動性確保や調達手段の多様化を図るなど、流動性リスクの管理に努めております。

また、「危機管理規程（緊急事態発生時における業務継続計画）」、「流動性危機時対応要領（総則）」、「流動性危機時の資金繰りマニュアル」を定めるなど、不測の事態に対応できるよう万全を期しております。

〔オペレーショナル・リスク管理〕

事務リスク管理

事務リスクとは、正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を引き起こすことにより損失を被るリスクをいいます。

当行では、現金、重要印刷物、重要鍵および重要印章などの重要物の取扱いに係る事務の厳正化を図るとともに、事務処理については、相互牽制を基本とした事務取扱要領や「事件・事故防止対策」を定めてチェック体制の強化を図っております。

また、事務の堅確化と事故の未然防止に重点を置き、事務リスク管理状況について、内部監査および自店検査を実施しております。

システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータシステムの故障、誤作動、不備、またはコンピュータシステムが不正に使用されることにより損失を被るリスクをいいます。

当行では、基幹システム（勘定系・対外系）の運営・管理を外部へ委託しておりますが、遠隔地にバックアップセンターを確保するなど、委託先と共同でシステムの安全対策を実施するとともに、システムリスクの管理強化のため委託先に対し定期的にシステム監査を実施しております。

また、当行では、コンピュータシステムの各種機器やオンライン回線を二重化するとともに、万一の事故や大規模災害・重大インシデントの発生に備えてコンティンジェンシープランを策定し、全店一斉訓練を実施するなどして万全の態勢で臨んでおります。

法務リスク管理

法務リスクとは、お客さまに対する過失による義務違反や不適切なビジネス・マーケット慣行等から生じる法令・契約等違反、不適切な契約締結、その他法的原因により損失を被るリスクをいいます。

当行では、「法令等遵守規程」、「法務リスク管理規程」等を定めるとともに、顧問弁護士等の外部専門家と連携したリーガルチェックを実施するなど、法務リスクの回避・軽減に努めております。

人的リスク管理

人的リスクとは、役職員の人事運営上の不公平・不公正（報酬・手当・解雇等の問題）から生じる労務問題、差別的行為（セクシュアル・ハラスメント等）により損失を被るリスクをいいます。

当行では、「人的リスク管理規程」、「就業規則」をはじめ、「セクシュアル・ハラスメント防止規程」、「パワー・ハラスメント防止規程」等を定めて態勢を整備するとともに、役職員に対する研修・教育により、人的リスクの抑制に努めております。

有形資産リスク管理

有形資産リスクとは、災害、犯罪または資産管理の瑕疵などにより、当行が保有する有形資産が毀損・損傷することにより損失を被るリスクをいいます。

当行では、さまざまな事故や災害に備え、「危機管理規程（緊急事態発生時における業務継続計画）」、「有形資産リスク管理規程」等を整備するとともに、定期的な点検・訓練や損害保険の見直し等の実施により、有形資産リスクの軽減に努めております。

風評リスク管理

風評リスクとは、当行の評判の悪化や風説の流布等により、当行の信用が低下し損失を被るリスクをいいます。

当行では、適切なディスクロージャーの実施により、経営の透明性を確保するとともに、「風評リスク管理規程」を制定し、風評発生時の対応等について定め、風評リスクの極小化に努めております。

顧客保護等管理態勢

個人情報保護方針

当行では、「個人情報の保護に関する法律」およびその他個人情報の保護に関する関係法令等を遵守して個人情報管理態勢の整備を図り、お客さまの個人情報の適正な取得・利用・管理に努めております。

また、個人データの安全管理に係る業務遂行の総責任者として「個人データ管理責任者」を配置するとともに、各部室店に「個人データ管理者」を配置し、個人データの取扱いに関する管理・監督・報告・教育を実施する体制としております。

プライバシーポリシー

当行は、お客さまからの信頼を第一と考え、以下の考え方に沿って、お客さまの情報を適正に取得・利用・管理し、お客さまのご希望に沿って取扱うとともに、正確性・機密性の保持に努めております。

今後も、個人情報保護への取組みについて継続して見直しを行い、態勢の整備を図ってまいります。

1. 関係法令等の遵守

当行は、個人情報の取扱いに関し、「個人情報の保護に関する法律」、「個人情報保護に関する法律施行令」、「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」、その他個人情報に関する関係法令等を遵守いたします。

2. 個人情報を収集する目的

当行は、お客さまとのお取引を安全確実に進め、より良い商品・サービスをご提供するために、お客さまから必要最小限の個人情報をお預かりしております。

これらの情報は、ご本人の確認、ローンのご利用に際しての審査、お勧めする金融商品の選定、新商品・サービスのご紹介などの目的のために利用されます。

3. 個人情報の管理

当行は、お客さまの情報を、安全管理措置を講じたうえで、正確、最新なものにするよう努めております。

また、お客さまの情報への不正なアクセス、破壊、改ざん、漏洩などが行われることを防止するため万全を尽くしております。

4. 個人情報の第三者への提供

当行では、お客さまが同意されている場合、法令により必要とされる場合、または公共の利益のために必要であると考えられる場合を除いてお客さまの情報を第三者に提供いたしません。

5. 個人情報の開示、訂正、利用停止等のご請求

お客さまからご自身に関する情報の開示のご請求があった場合は、ご本人であることを確認させていただいたうえで、特別な理由がない限りお答えします。また、お客さまに関する情報の訂正が必要な場合は、状況をお伺いしたうえで、必要なお手続きをご案内させていただきます。

情報の開示、訂正、利用停止等のご請求、その他ご不明な点についてのご照会は、下記までご連絡ください。

株式会社 但馬銀行 総務部 電話 0796-24-2111（代表）（受付時間 平日9：00～17：00）

6. 個人情報の取扱いに関する苦情・ご相談

当行は、個人情報の取扱いに関するお客さまからの苦情・ご相談に適切に対応いたします。苦情・ご相談は、下記までご連絡ください。

株式会社 但馬銀行 お客様相談センター 電話 0120-164-750（受付時間 平日9：00～17：00）

なお、当行は、個人情報保護法上の認定を受けた下記団体に加盟しております。下記団体では、会員の個人情報の取扱いについての苦情・相談をお受けしております。

○全国銀行個人情報保護協議会 <http://www.abpdpc.gr.jp>

【苦情・相談窓口】電話 03-5222-1700 またはお近くの銀行とりひき相談所

○日本証券業協会 個人情報相談室 <http://www.jsda.or.jp/>

【苦情・相談窓口】電話 03-6665-6784

特定個人情報等の取扱いに関する基本方針

当行では、「特定個人情報等の取扱いに関する基本方針」を定め、特定個人情報等の適正な取扱いに努めております。

特定個人情報等の取扱いに関する基本方針

株式会社但馬銀行（以下「当行」といいます。）は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「法」といいます。）等に基づき、次のとおり、お客さまの個人番号および個人番号をその内容に含む個人情報（以下「特定個人情報等」といいます。）の取扱いに関する基本方針を定め、公表します。

1. 関係法令・ガイドライン等の遵守

当行は、お客さまの特定個人情報等を取り扱うに当たり、法および「個人情報の保護に関する法律」をはじめとする関係法令・ガイドライン等、当行が策定し別途公表しているプライバシーポリシーおよび当行の諸規程を遵守します。

また、当行は、お客さまの特定個人情報等の取り扱い等について継続的な改善に努めます。

2. 個人番号の利用目的

- (1) 当行は、お客さまの個人番号を取得するに当たり、その利用目的を通知、公表または明示するとともに、その利用目的の達成に必要な範囲内においてこれを取り扱います。
個人番号について、法で認められている利用目的以外では利用しません。
- (2) 当行の個人番号の利用目的は、以下のとおりです。
- ・ 金融商品取引に関する法定書類作成事務
 - ・ 金融商品取引に関する口座開設の申請・届出事務
 - ・ 生命保険契約等に関する法定書類作成事務
 - ・ 損害保険契約等に関する法定書類作成事務
 - ・ 信託取引に関する法定書類作成事務
 - ・ 非課税貯蓄制度等の適用に関する事務
 - ・ 国外送金等取引に関する法定書類作成事務
 - ・ その他税法に規定する法定書類作成事務

3. 安全管理措置

当行は、お客さまの特定個人情報等について、漏えい、滅失または毀損の防止等、その管理のために必要かつ適切な安全管理措置を講じます。

また、特定個人情報等を取り扱う従業者や委託先（再委託先等を含みます。）に対して、必要かつ適切な監督を行います。

4. ご意見・ご要望へのご対応

- (1) 当行の特定個人情報等の取り扱いに関するご意見・ご要望につきまして、適切かつ迅速な対応を行うよう努めてまいります。
- (2) 当行の特定個人情報等の取り扱いに関するご意見・ご要望につきましては、お取引のある営業窓口または下記の「お問い合わせ窓口」までお申し出ください。

なお、お客さまの個人情報の取り扱いについて、「個人情報の保護に関する法律」に基づく当行のプライバシーポリシーもご覧ください。

以 上

本件に関するお問い合わせ 但馬銀行 総務部 0796-24-2111（代表）
受付時間／9：00～17：00（月～金曜日）※ただし、銀行休業日を除く

金融商品の勧誘方針

当行では、「金融商品の販売等に関する法律」に則り、「金融商品の勧誘方針」を定めております。

金融商品の勧誘方針

当行は、金融商品をお勧めする際には、法令・諸規則を遵守するとともに、次の事項を遵守して適正な勧誘を行い、お客さまの期待にお応えするよう努めます。

1. 適切な金融商品の勧誘

お客さまの投資目的、商品知識、お取引経験、財産の状況等に照らして、お客さまのご意向と実情に適合した適切な商品をお勧めいたします。

2. 重要事項の説明

商品の選択・購入はお客さまご自身の判断でお決めいただくため、商品内容やリスク内容などの重要事項について十分にご理解していただけるよう説明に努めます。

3. 誠実・公正な勧誘

誠実・公正な勧誘に努め、不確実な事項について断定的判断を提供したり、重要事項等について事実と異なる情報を提供するなど、お客さまの誤解を招くような勧誘は行いません。

4. 適切な時間・場所による勧誘

お客さまにとって不都合な時間やご迷惑な場所での勧誘は行いません。

5. 商品知識の習得

適正な勧誘を行うため、社内チェック体制を整備するとともに、研修体制を充実して商品知識の習得に努めます。

■ お客さま本位の業務運営に関する基本方針

当行では、「お客さま本位の業務運営に関する基本方針」を定め、お客さまの安定的な資産形成に向け、良質な金融商品・サービスの提供に努めております。

お客さま本位の業務運営に関する基本方針

株式会社但馬銀行は、お客さまの資産運用・資産形成に関する業務において、お客さまのニーズや利益に合うお客さま本位の金融商品・サービスを提供するため、次のとおり「お客さま本位の業務運営に関する基本方針」を定め、これを実践してまいります。

1. 商品ラインナップの充実

お客さまのニーズやリスク許容度等に応じて、適切な商品をお選びいただけるよう、商品ラインナップを充実してまいります。

2. お客さまの立場に立った情報提供やコンサルティングの実践

- (1) お客さまの知識、経験、財産の状況、投資目的等をしっかりと伺いしううえで、お客さまにふさわしい商品・サービスの提案に努めてまいります。
- (2) お客さまに商品をご提案する際には、商品のリスク特性や手数料など、投資判断に必要な情報を十分ご理解いただけるまで、分かりやすく丁寧に説明するよう努めてまいります。
- (3) 商品をご購入いただいた後も、お客さまの投資判断に必要な情報の提供や、資産運用に関するアドバイスなど、コンサルティングを実践してまいります。

3. お客さま本位の態勢整備

- (1) お客さまのニーズ・利益に合う営業活動を適正に評価するために、業績評価体系を随時見直してまいります。
- (2) お客さま本位の業務運営の徹底と専門性の高い人材の育成に向けた研修体制の充実に取り組んでまいります。

■ 利益相反管理方針

当行では、「利益相反管理方針」を定め、当行との取引に伴いお客さまの利益が不当に害されることのないよう、利益相反の管理を適切に実施する体制としております。

利益相反管理方針

当行は、当行とお客さまの間、ならびに当行のお客さま相互間における利益相反のおそれのある取引に関し、法令等および顧客保護等管理方針に従い、お客さまの利益を不当に害することのないよう適切に業務を遂行いたします。

1. 利益相反管理の対象となる取引

「利益相反」とは、当行とお客さまの間、ならびに、当行のお客さま相互間において利益が相反する状況をいいます。利益相反は、金融取引において日常的に生じるものですが、当行では、利益相反管理の対象となる利益相反のおそれのある取引（以下「対象取引」といいます。）として、次の(1)および(2)に該当するものを管理いたします。

- (1) お客さまの不利益のもと、当行または当行の他のお客さまが利益を得ている状況が存在すること
- (2) (1)の状況がお客さまとの間の契約上または信義則上の義務に反すること

2. 対象取引の種類

対象取引は、個別具体的な事情に応じて対象取引に該当するか否かが決まるものですが、次のような取引については、対象取引に該当する可能性があります。

	お客さまと当行	お客さまと当行の他のお客さま
利害対立型	お客さまと当行の利害が対立する取引	当行のお客さま同士の利害が対立する取引
競合取引型	お客さまと当行が同一の対象に対して競合する取引	当行のお客さま同士が同一の対象に対して競合する取引
情報利用型	当行がお客さまとの関係を通じて取得したお客さまの情報を利用して、当行が利益を得る取引	当行がお客さまとの関係を通じて取得したお客さまの情報を利用して、当行の他のお客さまが利益を得る取引

3. 利益相反管理体制

利益相反管理を適切に行うため、営業部門から独立した管理部門の設置および管理責任者の配置を行い、対象取引の特定および利益相反の管理を一元的に行います。
また、これらの管理を適切に行うため、研修・教育等を実施いたします。

4. 利益相反管理の方法

対象取引について、次に掲げる方法その他の方法を適切に選択し、または組み合わせることにより、お客さまの利益が不当に害されることのないよう利益相反の管理を行います。

- (1) 取引を行う部門を分離する方法
- (2) 取引の条件または方法を変更する方法
- (3) 対象取引の一方を中止する方法
- (4) 利益相反のおそれがあることをお客さまに開示する方法

5. 利益相反管理の対象となるグループ会社

当行においては、利益相反管理の対象となるグループ会社はありません。

金融ADR制度への対応

銀行法上の指定紛争解決機関である一般社団法人全国銀行協会と苦情対応手続および紛争解決手続に関し、契約を締結しています。

連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017-109または03-5252-3772

預金保険制度について

預金保険制度により、当座預金や利息のつかない普通預金等は、「決済用預金」（無利息、要求払、決済サービスを提供できること、という3条件を満たす預金）として全額保護され、定期預金や利息のつく普通預金等は、1金融機関につき預金者一人当たり、元本1,000万円までとその利息等が保護されています。

預金等の分類		保護の範囲
決済用預金 (※1)	当座預金、利息のつかない普通預金等 (決済用普通預金)	全額保護
一般預金等	利息のつく普通預金、定期預金、貯蓄預金、通知預金、定期積金、元本補てん契約のある金銭信託（ビッグなどの貸付信託を含みます）、金融債（保護預り専用商品に限ります）等（※2）	合算して元本1,000万円までとその利息等（※3）を保護 〔1,000万円を超える部分は、破たん金融機関の財産の状況に応じて支払われます（一部カットされることがあります。）〕
外貨預金、他人・架空名義預金、譲渡性預金、金融債（保護預り専用商品以外のもの）等		保護対象外 〔破たん金融機関の財産の状況に応じて支払われます（一部カットされることがあります。）〕

（※1）決済用預金とは、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たす預金です。

（※2）このほか、納税準備預金、掛金、預金保険の対象預金を用いた積立・財形貯蓄商品が該当します。

（※3）定期積金の給付補てん金、金銭信託における収益の分配のうち一部の条件を満たすもの等も利息と同様保護されます。

業務のご案内

預金業務

当座預金、普通預金、貯蓄預金、通知預金、定期預金、定期積金、納税準備預金および外貨預金等を取扱っております。

当行では、皆さまの生活設計や多様化するニーズにお応えするため、目的、期間、金額などに応じてお選びいただける各種タイプの預金を取り揃えております。

今後とも、皆さまにご満足いただける商品の開発とサービスの提供に積極的に取り組んでまいります。

《預金のご案内》

(令和4年6月30日現在)

種類	特 色	期 間	お預け入れ額
当座預金	一般	出し入れ自由	1円以上
	ホームチェック		
普通預金	出し入れが自由で便利な預金です。キャッシュカードもご利用いただけます。ペイオフ発動時に、全額保護の対象となる金利の付かない決済用普通預金もご利用いただけます。	出し入れ自由	1円以上
総合口座	1冊の通帳に「貯める・使う・借りる」の3つの機能がセットされ、キャッシュカードもご利用になります。また、総合口座通帳と貯蓄預金通帳が一冊になった「たんざんマイライフ通帳」もご利用いただけます。	——	——
	普通預金	出し入れ自由	1円以上
	定期預金	1か月・3か月・6か月・1年・2年・3年・4年・5年	1万円以上
貯蓄預金	普通預金のように出し入れ自由で、普通預金とのスウィングサービスを無料でご利用いただけます。	出し入れ自由	1円以上 ただし、基準残高10万円以上
通知預金	まとまった資金の短期の運用に有利です。お引き出しは、2日前までにご通知ください。	7日以上	5万円以上
納税準備預金	納税資金ご準備のための預金です。お利息は非課税です。	ご入金はいつでも、お引き出しは納税時	1円以上

種 類	特 色	期 間	お預け入れ額
定期預金	大口定期預金	市場実勢を反映した金利を適用する高額余裕資金の運用に最適の預金です。	1か月以上5年以内 1,000万円以上
	スーパー定期	市場実勢を反映した金利を適用する預金です。なお、個人のお客さまで、お預け入れ期間が3年・4年・5年の場合は半年複利で運用され元金の一部引き出しも可能です。また、満54歳以上満65歳未満の方で、当行に年金のお受取を予約いただける場合は「たんぎんプレ年金定期500」、当行で年金自動受取りを利用されている場合は「たんぎん年金定期」が有利な金利でご利用いただけます。	1か月以上5年以内 100円以上 たんぎんプレ年金定期500は、期間1年で100円以上500万円以内
		たんぎん年金定期は、期間1年で100円以上1,000万円以内	
	期日指定定期預金	1年複利で増える預金です。1年経過後は1か月以上前に自由に満期日を指定し、お引き出しいただけます。また元金の一部引き出しも可能です。	最長3年 (据置期間1年) 100円以上 300万円未満
	変動金利定期預金	スーパー定期・大口定期預金の基準利率を指標として、適用利率が6か月ごとに見直しされる預金です。	1年・2年・3年 100円以上
	積立定期預金	積立式の定期預金で、〈目標日自由型〉と〈目標日指定型〉の2種類があります。	ご自由。ただし、目標日指定型は1年以上20年以内 100円以上
預金	財形預金	お勤めの方の財産づくりのための有利な預金です。お勤め先を通じて毎月の給料・ボーナスから天引きして積み立てます。	——
	一般財形預金	教育・結婚・旅行など、お使いみちが自由な預金です。	積立期間3年以上
	財形年金預金	積立完了後、年金形式でお受け取りいただける預金です。財形住宅預金と合わせて元金550万円まで非課税となり、また、退職後も非課税枠が活かされます。年金のお受け取りは、60歳以降となります。	積立期間5年以上 据置期間6か月以上5年以内 受取期間5年以上20年以内 100円以上
	財形住宅預金	マイホームの資金づくりを目的とした預金です。財形年金預金と合わせて元金550万円まで非課税です。	積立期間5年以上
定期積金	お客さまのプランに合わせて、毎月一定額を積み立てていただく預金です。	6か月以上5年以内	毎月の掛金 1万円以上 千円単位
外貨預金	定期預金	その外貨を発行している国の金利が反映され円預金に比べて高い金利水準ですが、為替動向により為替差益・為替差損が発生します。米ドル建・ユーロ建・豪ドル建にて取扱いしております。	1か月、3か月 6か月、1年 2,000米ドル以上 2,000ユーロ以上 2,000豪ドル以上
	普通預金	外貨定期預金の満期元利金の受皿口座、外国送金の受払口座として、便利にご利用いただけます。米ドル建・ユーロ建・豪ドル建にて取扱いしております。	出し入れ自由 1米ドル以上 1ユーロ以上 1豪ドル以上

貸出業務

商業手形割引、手形貸付、証書貸付、当座貸越のほか政府系金融機関の代理貸付業務も行っております。当行では、皆さまの快適な暮らしの設計や企業の発展にお役に立つため、健全な資金需要に積極的にお応えしております。

《個人向けローンのご案内》

個人の皆さまへは、住宅ローン・固定金利住宅ローンフラット35はもとより、多目的ローン、カードローンなど、ご満足いただける各種ローンをご用意いたしております。

ご利用に際しましては、金利変動ルール等ローン約定を十分にご確認のうえ、無理のない計画的なご利用をお勧めします。お気軽に窓口でご相談ください。

(令和4年6月30日現在)

種 類	特 色 ・ お 使 い み ち	ご 融 資 額	ご 融 資 期 間
住 ま い づ く り に	た ん ぎ ん 住 宅 ロ ー ン	住宅の新築、増改築、マンション、宅地の購入にご利用いただけます。 変動金利型と変動・固定金利選択型をご用意いたします。	1億円以内 1年以上35年以内 (1か月単位)
	全 国 保 証 (株) 保 証 付 住 宅 ロ ー ン	保証人原則不要、住宅新築・購入資金およびそれらにかかる諸費用にご利用いただけます。 変動金利型と変動・固定金利選択型をご用意いたします。	100万円以上 1億円以内 (1万円単位)
	固 定 金 利 住 宅 ロ ー ン フ ラ ッ ト 3 5	保証人不要、必要資金の100%までご利用いただけます。 融資実行時の利率が、お借入期限まで適用されます。 住宅金融支援機構証券化支援事業を活用したローンです。	100万円以上 8,000万円以内 (1万円単位)
た ん ぎ ん 多 目 的 的 ロ ー ン コ ン シ ユ ー ナ ル	マイカープラン	マイカー購入資金、他社でお借入のマイカーローンの借替、修理・車検費用などにご利用いただけます。	10万円以上 1,000万円以内 (1万円単位)
	教 育 プ ラ ン (一括借入タイプ)	元金のご返済が最長4年9か月据置可能であり、お子さまの入学金、授業料および受験のための費用などにご利用いただけます。	10万円以上 500万円以内 (1万円単位)
	教 育 プ ラ ン (カードタイプ)	お子さまの在学にかかる費用にご利用いただけます。一度ご契約いただくと、在学中は都度のお申込が不要で、ATMからお借入いただけます。	50万円以上 500万円以内 (10万円単位)
	リフォームプラン	ご自宅の増改築等リフォーム資金に無担保でご利用いただけます。	10万円以上 1,500万円以内 (1万円単位)
	フ リ ー プ ラ ン	信販系・消費者金融系ローンの一本化、家電製品の購入などお使いみちが自由なローンです。	10万円以上 800万円以内 (1万円単位)
豊 か な く し に	抵 当 権 設 定 型 フ リ ー ロ ー ン	お手持ちの不動産を活用して、さまざまな資金ニーズに対応できるローンです。お使いみち自由で、まとまった資金のお借入が可能です。	200万円以上 5,000万円以内 (10万円単位)
	リ バ ー ス モ ー ゲ ー ジ ロ ー ン	お手持ちの不動産を活用して、さまざまな資金ニーズに対応できるローンです。ご契約の貸越極度の範囲内で、いつでもご自由にご利用できます。月々のご返済は利息分のみです。	300万円以上 5,000万円以内 (10万円単位)
	但馬銀行カードローン	専用カードにより、ご契約の貸越極度の範囲内で、ATMよりいつでも自由にご利用いただけます。毎月のご返済額に応じてTポイントが貯まります。	10万円以上 1,000万円以内 (10万円単位)
年 金 受 給 者 向 け	セカンドライフ 応援カードローン	当行で年金をお受け取りいただいている方向けのカードローンです。専用カードにより、ご契約の貸越極度額の範囲内で、いつでも自由にご利用いただけます。	10万円以上 100万円以内 (10万円単位)
	セカンドライフ 応援フリーローン	当行で年金をお受け取りいただいている方向けのフリーローンです。ご返済は、毎月返済のほか、年金受給月(偶数月)に合わせた隔月返済もご利用いただけます。	10万円以上 100万円以内 (1万円単位)

《事業者向けローンのご案内》

地元中小・零細企業や個人事業主の皆さまへの円滑な事業性資金の供給を心がけ、ニーズに合った商品の開発に努めております。

(令和4年6月30日現在)

種類	特色・お使用みち	ご融資額	ご融資期間
たんぎん創業サポートローン	具体的な事業計画を有して6か月以内に新たに事業を始められる方、または事業開始後税務申告を2期終えていない方を対象とした事業資金です。	1,000万円以内	運転資金5年以内 設備資金15年以内
地域企業応援ローン	国や自治体の制度を活用して、働き方改革やWLBの充実に取組んでいる方、技術力、経営力等の評価書等を取組んでいる方、生産性向上や業務効率化に積極的に取組んでいる方を対象とした事業資金です。	100万円以上で上限は個別に定めさせていただきます。	1年以上で上限は個別に定めさせていただきます。
たんぎん経営革新サポートローン	中小企業庁が推進している「経営革新計画」の承認を受けた中小企業の方を対象にご利用いただける事業性資金です。	個別に定めさせていただきます。	運転資金10年以内 設備資金15年以内
たんぎん機械担保ローン	機械を担保に借入できる長期の事業性資金です。(みずほリース(株)保証付)	500万円以上 1億円以下	5年以内
たんぎん中小企業支援ローン「飛躍(ひやく)」、「ひやくライト」	法人中小企業者、個人事業主の方を対象とした、スピード審査の長期運転・設備資金です。(兵庫県信用保証協会保証付)	「飛躍(ひやく)」 1億5,000万円以内 「ひやくライト」 5,000万円以内	10年以内
たんぎん小規模企業支援ローン「エール」	法人小規模企業者および個人事業者の方を対象とした、スピード審査の長期運転・設備資金です。(兵庫県信用保証協会保証付)	2,000万円以内	運転資金7年以内 設備資金10年以内
経営活性化資金	中小企業者、個人事業主の方を対象としたスピード審査の長期事業性資金(設備含む)です。(兵庫県信用保証協会保証付)	運転資金 3,000万円以内 設備資金 5,000万円以内	運転資金 5年以内 設備資金 7年以内
たんぎんビジネスローン「ベスト」	近畿税理士会員の関与先法人中小企業者、個人事業主の方を対象としたスピード審査の長期事業性資金(設備含む)です。	100万円以上 1,000万円以内	5年以内
たんぎんビジネスカードローン	ご契約極度額範囲内で、専用カードによりいつでもご自由にご利用いただける事業性資金です。(信用保証協会保証付)	100万円以上 2,000万円以内	2年間 (更新できます)
たんぎんフレッシュライン	ご契約極度額範囲内で、必要のつど何度でもご利用いただける事業性資金です。	100万円以上で上限は個別に定めさせていただきます。	1年間 (更新できます)
制度融資	兵庫県・豊岡市・神戸市その他市町の各種制度融資を取扱しております。	各種制度融資の定めによります。	
代理貸付	日本政策金融公庫などの委託に基づく融資を取扱しております。	各委託金融機関の定めによります。	

証券業務等

高度化、多様化するお客さまの資産運用ニーズにお応えするため、国債や投資信託をはじめとするさまざまな商品をご用意し、最適な資産形成のお手伝いをしております。

また、社債の受託業務を通じて、地元企業の資金調達ニーズの多様化にお応えしております。

《証券業務等のご案内》

種類	特色
公共債窓口販売	新規発行の公共債の募集・販売を行っております。公共債の種類につきましては次のとおりです。
個人向け国債	期間10年の6か月毎に利率が変わる変動利付債と、期間5年および3年の固定利付債があります。ご購入は個人の方に限られます。
公募地方債	地方公共団体が発行する債券で期間は5年・10年等のものがあります。
公共債ディーリング業務	発行済みの公共債の売買を取扱いしております。
投資信託窓口販売	リスク・リターンが異なった各種投資信託商品を取扱いしております。また、毎月一定の金額を自動的に購入する定時定額購入サービスもご利用いただけます。
金融商品仲介業務	野村証券株式会社の委託を受けて、「証券総合口座」の開設および「外国債券」等の取扱いを行っております。
社債受託業務	企業の資金調達ニーズにお応えするため、私募債等の受託業務を行っております。

■ダイレクトバンキング

当行では、インターネット等のダイレクトチャネルを利用したサービスの充実により、利便性の向上に努めております。

《ダイレクトバンキングサービスのご案内》

(令和4年6月30日現在)

種 類	特 色
インターネットバンキングサービス	パソコン・スマートフォンからインターネットを通じて振込・振替、残高や入金明細の照会、定期預金の新規・解約、投資信託、住宅ローンの一部繰上返済、住所変更、公共料金自動引落のお申込みなどのお取引ができます。
インターネットバンキングライトサービス	インターネットを通じて普通預金、貯蓄預金、カードローン（一部ご利用いただけない商品があります。）の残高や入金明細の照会、住所変更および「インターネットバンキングサービス」申込のお取引ができます。（お申込は不要で、キャッシュカードもしくはローンカード発行済のお口座をお持ちの個人のお客さまのみご利用いただけます。）
インターネットFBサービス	パソコンからインターネットを通じて取引照会、振込・振替、残高照会、総合振込、給与振込、口座振替、でんさいサービス、外為WEBサービスなどのお取引ができます。
でんさいサービス	インターネットで電子記録債権の発生、譲渡などの請求がご利用いただけるサービスです。
外為WEBサービス	インターネットで外国送金、輸入信用状開設・変更がご利用いただけるサービスです。
パソコンサービス	専用ソフトをインストールしたパソコンから取引照会、振込・振替、残高照会、総合振込、給与振込、口座振替などのお取引ができます。
ファクシミリサービス	ファクシミリを通じて取引明細、残高をご連絡したり、ご照会にお答えするサービスです。
AnswerDATAPORT	閉域ネットワークを利用して、残高照会、総合振込、給与振込、口座振替などのお取引ができます。

■内国為替業務

「全国銀行データ通信システム」によるネットワークを利用して、資金のお支払い・お受取りを迅速に行うための各種為替サービスをご用意しております。

《内国為替業務のご案内》

(令和4年6月30日現在)

種 類	特 色
振 込	お子さまへの学資の仕送りやご商売の仕入代金等のご送金は、銀行振込が大変便利です。当行の本店・支店はもとより、全国の金融機関本店・支店に安全・確実・迅速に送金いたします。また、ATM・FB（ファームバンキングサービス）やインターネット・スマートフォンでのお振込をご利用いただけますと、振込手数料が窓口でのお振込みよりお安くなります。
代 金 取 立	手形・小切手等をお預かりし、期日に確実にお取立てのうえ、ご指定の預金口座に入金いたします。

■外国為替業務

国際化の進展に伴う地域の皆さまの貿易に関する資金決済、外貨両替、外貨預金、外貨貸付（インパクトローン）など、輸出、輸入および外国送金その他外国為替に関する各種業務を取扱い、サービスの拡充に努めております。

《外国為替業務のご案内》

(令和4年6月30日現在)

種 類	特 色
両 替	当行にお口座をお持ちのお客さまに限り、米ドルとユーロの紙幣を取扱いしております。ただし、お取引店から本部への取次ぎ扱いとなります。
外 貨 預 金	旅行小切手（トラベラーズチェック） 当行にお口座をお持ちのお客さまに限り、一部銘柄の旅行小切手の買取、取立を取扱いしております。（取扱可能銘柄は、窓口にお尋ねください。）
外 貨 預 金	電信送金（T/T） 電信により海外の銀行を通じて受取人へご送金いたします。
外 貨 預 金	被仕向送金（受取） 外国からの送金は、当行のお取引口座をご指定いただければお受取りになれます。
外 貨 預 金	普通預金 外国からの送金の受取口座、海外旅行で余った旅行小切手などの預け入れなど、とっても便利な外貨預金です。米ドル建・ユーロ建・豪ドル建にて取扱いしております。
外 貨 預 金	定期預金 高利回りの資金運用をご希望される方へのお勧め商品です。米ドル建・ユーロ建・豪ドル建にて取扱いしております。
イ ン パ ク ト ロ ー ン	インパクトローン 資金用途自由な外貨貸付です。米ドル建にて取扱いしております。
先 物 為 替 予 約	輸出入決済、外貨預金、インパクトローンなどの取引に対し、先物為替予約の取扱いをしております。お客さまのリスクヘッジに最適です。
貿 易	輸 出 関 係 輸出手形の買取・取立などを取扱いしております。
貿 易	輸 入 関 係 輸入信用状発行、輸入ユーザンス、輸入手形の決済などを取扱いしております。
貿 易	外国為替関係保証 関税保証、荷物引取保証などを取扱いしております。

生命保険代理店業務

個人、法人のお客さまを対象とした生命保険の代理店業務を行っております。

生命保険商品	特 色
個人年金保険（定額）	将来受け取る年金額があらかじめ定められた個人年金保険です。保険料を一括で払い込む一時払の商品と月払い等で払い込む平準払の商品があります。
個人年金保険（変額）	払込保険料を「特別勘定（ファンド）」で運用し、その運用実績に応じて将来受け取る年金額が増減する個人年金保険です。 （注）運用実績によっては、将来の年金額が払込保険料を下回ることもあります。
終身保険（一時払）	契約時に保険料を一括払いすることで死亡保障が一生継続し、遺されたご家族の経済的な安定を確保することができる商品です。
終身保険（平準払）	保険料を月払い等により払込むことにより、万が一の場合の保障を終身にわたり確保できる商品です。
変額保険（平準払）	払い込まれた保険料の運用実績に応じて、満期保険金や解約返戻金の金額が変動する商品です。
介護年金保険	所定の介護状態になった場合、一生の介護年金を受け取れる商品です。
就業不能保険	病気やケガで長期の入院や自宅療養が必要となり、就業できなくなった場合に所定の給付金が支払われる商品です。
収入保障保険	万が一の場合、遺されたご家族の毎月の生活費を保障する商品です。
定期保険	一定の保険期間内に亡くなった場合、死亡保険金が受け取れる商品です。
医療保険	病気やけがで入院したり、所定の手術を受けた場合などに、給付金を受け取れる商品です。
がん保険	医療保険のうち、がんのみを対象とした保険で、がんと診断された場合に、診断給付金や入院給付金等を受け取れる商品です。
学資保険	お子さまが将来、進学する際に必要となる教育資金を準備するための商品です。

損害保険代理店業務

住宅ローンを新規にお借入または既にお借入中の住宅（店舗併用住宅を含む。）を対象に住宅火災保険の代理店業務を行っております。

火災保険商品	特 色
住宅火災保険	長期にわたる保険期間中において、常に「再調達価額」（注）を基準に保険金をお支払いいたします。 地震保険、家財追加補償特約も同時にご契約いただけます。 （注）再調達価額とは、同等の建物を再築するのに必要な金額をいいます。

附帯業務

附帯業務として次の業務を取扱いしております。

1. 代理業務

- | | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> (1) 日本銀行代理店、日本銀行歳入代理店業務 (2) 地方公共団体の公金取扱業務 (3) 勤労者退職金共済機構等の代理店業務 (4) 株式払込金の受入代理業務及び株式配当金、公社債元利金の支払代理業務 (5) 日本政策金融公庫等の代理貸付業務 (6) 生命保険代理店業務 (7) 損害保険代理店業務 | <ul style="list-style-type: none"> 2. 保護預り及び貸金庫業務 3. 有価証券の貸付 4. 債務の保証（支払承諾） 5. 公社債の引受 6. 国債等公共債及び投資信託の窓口販売 7. 金融商品仲介業務 8. クレジットカード業務 9. コマーシャル・ペーパー等の取扱い |
|--|--|

■ 主な手数料一覧 (令和4年6月30日現在)

◆ 内国為替手数料

種 類		料 金			
		3万円未満	3万円以上		
振 込 手 数 料	A T M	当行同一店内宛	110円	330円	
		現金振込	当行本支店宛	220円	440円
			他 行 宛	440円	660円
		キャッシュカード振込	当行同一店内宛	無 料	無 料
			当行本支店宛	110円	220円
			他 行 宛	275円	440円
	窓 口 (金 ま い)	当行同一店内宛	220円	440円	
		当行本支店宛	330円	550円	
		他 行 宛	電 信 文 書	605円	770円
	パソコン・ インター ネットFB	当行同一店内宛	無 料	無 料	
		当行本支店宛	110円	330円	
		他 行 宛	440円	660円	
インター ネット	当行同一店内宛	無 料	無 料		
	当行本支店宛(注)2	110円	220円		
	他 行 宛	275円	440円		
定額自動 送金 (注)3	当行同一店内宛	無 料	無 料		
	当行本支店宛	110円	330円		
	他 行 宛	385円	550円		
数 料	パソコン コンピュータ インターネットFB AnserDATAPORT	当行同一店内宛	無 料	無 料	
		当行本支店宛	110円	330円	
		他 行 宛	電 信 文 書	440円	660円
	FD MT	当行同一店内宛	110円	220円	
		当行本支店宛	220円	440円	
		他 行 宛	電 信 文 書	440円	660円
	(振込 依頼 書 登録 方式)	当行同一店内宛	220円	440円	
		当行本支店宛	330円	550円	
		他 行 宛	電 信 文 書	660円	880円
	給 与 振 込 (注)4	当行本支店宛	無 料		
他 行 宛		パソコン・コンピュータ・ インターネットFB・FD・MT 振込依頼書(登録方式)	55円	110円	
税 金 納 付 書	当行本支店宛	無 料			
	他 行 宛	1枚880円			
総 合 振 込 基 本 手 数 料	依 頼 書 ・ 磁 気 媒 体 (受 付 1 件 あ た り)	2,200円			
給 与 振 込 基 本 手 数 料	依 頼 書 ・ 磁 気 媒 体 (受 付 1 件 あ た り)	2,200円			
代 金 取 立 手 数 料	交 換 所 内 形	当 行 本 支 店 宛	無 料		
	他 行 宛	220円(取立方式) 無 料(入金方式)			
交 換 所 外	交 換 所 外 形	当 行 本 支 店 宛	440円(取立方式) 無 料(入金方式)		
	他 行 宛	880円			
そ 他 手 数 料	送 金 ・ 振 込 の 組 戻 手 数 料	1件 1,100円			
	不 渡 手 形 ・ 組 戻 手 形 返 却 手 数 料	1枚 1,100円			

(注) 1. 視覚障がいまたはその他の障がいをお持ちでATMのご利用が困難なお客さまにつきましては、窓口での振込手数料をATM利用時の手数料と同額に引き下ろします。
2. インターネットバンキングサービスをご利用によるお振替(事前にご登録いただいているご本人名義口座間の資金移動)は無料になります。
3. 定額自動送金は別途口座引落し手数料が110円必要です。
4. 給与振込は所定の期日までに提出または送信いただいた場合の料金です。

◆ 各種サービス手数料

種 類	料 金		
	基本料	1か月	
ファクシミリサービス	基本料	1か月 1,100円	
	利用料	通知1件につき11円	
パソコンサービス	基本料	1か月 2,200円	
	取引照会 振込・振替 のみの利用	1か月 1,100円	
AnserDATAPORT	契約手数料	55,000円	
	月額利用料	33,000円	
	従量料金	1件あたり11円	
インターネット F B サービス	基本料	1か月 2,200円	
	取引照会 振込・振替 のみの利用	1か月 1,100円	
外為WEBサービス でんさいサービス	基本料	無 料	
インターネット バンキングサービス	基本料	無 料	
インターネット バンキングライトサービス	基本料	無 料	
A T M 利 用 手 数 料	当行カード ・ 提携クレジットカード	平日午前8時45分までの利用 平日午後6時以降の利用 土・日曜日、祝日の利用	1回につき 110円
	他行カード (注)5、6	平日午前8時45分までの利用 平日午後6時までの利用 平日午後6時以降の利用 土・日曜日、祝日の利用	1回につき 220円 1回につき 110円 1回につき 220円 1回につき 220円
夜 間 預 金 金 庫	使用料	6か月につき 66,000円 (1か月につき 11,000円)	
	入金票綴発行手数料	16,500円	
貸 金 庫	使用料	年間4,752円~31,680円	
	週1回(1か月)	16,500円	
集 金 手 数 料	週2回(1か月)	33,000円	
	週3回(1か月)	49,500円	
	週4回(1か月)	66,000円	
	週5回(1か月)	82,500円	
	以降週1回につき16,500円を加算します。		
取次票発行手数料(注)7	1冊(50枚綴り)あたり	5,500円	
現金お届け手数料	お届け1回あたり	550円	
両 替 (注)8、9、12	合紙幣 枚数 の 合 計	1~500枚	660円(注)11
	硬貨 の 合 計	501~1,000枚	1,320円
硬 貨 精 査 (注)8、15	硬貨 の 合 計	1~500枚	660円(注)14
		501~1,000枚	1,320円
		以降、500枚までごとに660円を加算します。	

(注) 5. ゆうちょキャッシュカードでの土曜日9:00~14:00のご利用は110円です。
6. イオン銀行キャッシュカードでの平日8:45~18:00のご利用は無料(それ以外の時間帯は110円)です。また、土・日・祝日のご利用は110円です。
7. 「集金手数料」をお支払いいただいているお客さまは除きます。
8. 同日に複数回あるいは複数口座に分けた処理をご依頼されるなどにおいて、実質的に同一の処理と判断させていただいた場合、合計枚数での手数料となります。
9. 両替機での両替についても、両替手数料が必要となります。詳しくは、両替機設置店舗の窓口までお問い合わせください。
10. 持込みまたは持帰りのいずれか多い枚数により計算します。(同一金種の新券への交換および金種指定による預金の払戻しを含みます。)ただし、汚損した現金の交換、記念硬貨への交換は無料とさせていただきます。
11. 当行のキャッシュカードまたは通帳をご提示いただいた場合、10枚まで1日1回無料とさせていただきます。
12. 両替金をお届けする場合は別途現金お届け手数料が550円必要です。
13. お預入れ、お振込み、納税などの際にお持込みされる硬貨を対象とします。ただし、募金、助け合い運動等にかかるものは除きます。
14. 100枚まで1日1回無料とさせていただきます。(2回目以降は、100枚を超えない場合も記載の手数を申し受けます。)
15. 硬貨算定後に入金を取りやめる場合や入金額を変更する場合も算定した枚数に応じた手数料を申し受けます。

◆ 小切手・手形用紙交付料および通帳等再発行手数料

種 類	料 金		
当座小切手帳発行	1冊(50枚綴)につき	2,200円	
約束手形・為替手形用紙交付	1冊(50枚綴)につき	2,200円	
署名判登録手数料(新規・変更)	1件につき	5,500円	
自己宛小切手発行	1枚につき	550円	
残高証明書発行	当行制定用紙	継続発行 個別発行	1通に 550円 880円
	当行制定用紙以外	私製用紙	つき 2,200円
		監査法人向け	3,300円
通帳・証書・キャッシュカード ローンカード・バンクカード再発行	1件につき	1,100円	

※各種料金には、10%の消費税が含まれております。

資 料 編

〔会社情報〕

■ 沿 革	30
■ 組 織	31
■ 役 員	32
■ 株式等の状況	33
■ 店舗ネットワーク	34
店 舗	35
店舗外カードサービスコーナー	37
■ グループ会社	38

〔営業の概況〕

■ 業績等の概要	39
■ 主要な経営指標等の推移	40

〔連結情報〕

■ 連結財務諸表	41
----------	----

〔単体情報〕

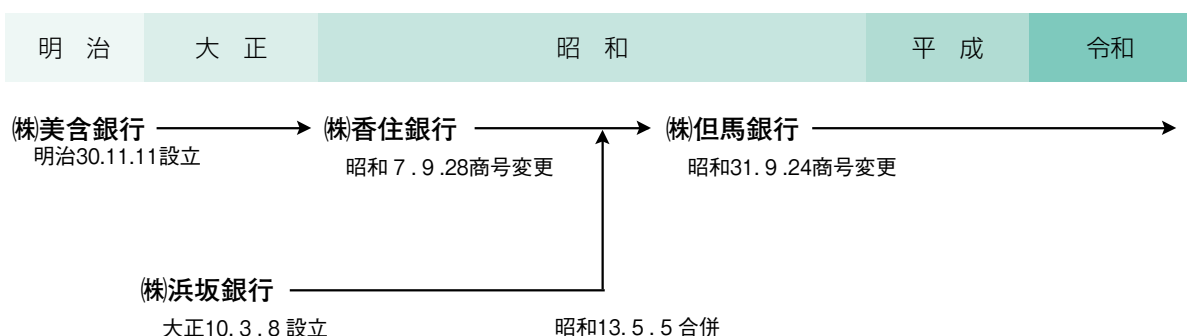
■ 財務諸表	51
■ 損益の状況	57
■ 経営諸比率	60
■ 預 金	61
■ 貸出金	63
■ 証券業務	67
■ 国際業務・その他業務	68
■ 時価等情報	69
■ デリバティブ取引	71

〔自己資本比率規制第3の柱

（市場規律）の開示	72
〔報酬等に関する開示事項〕	83

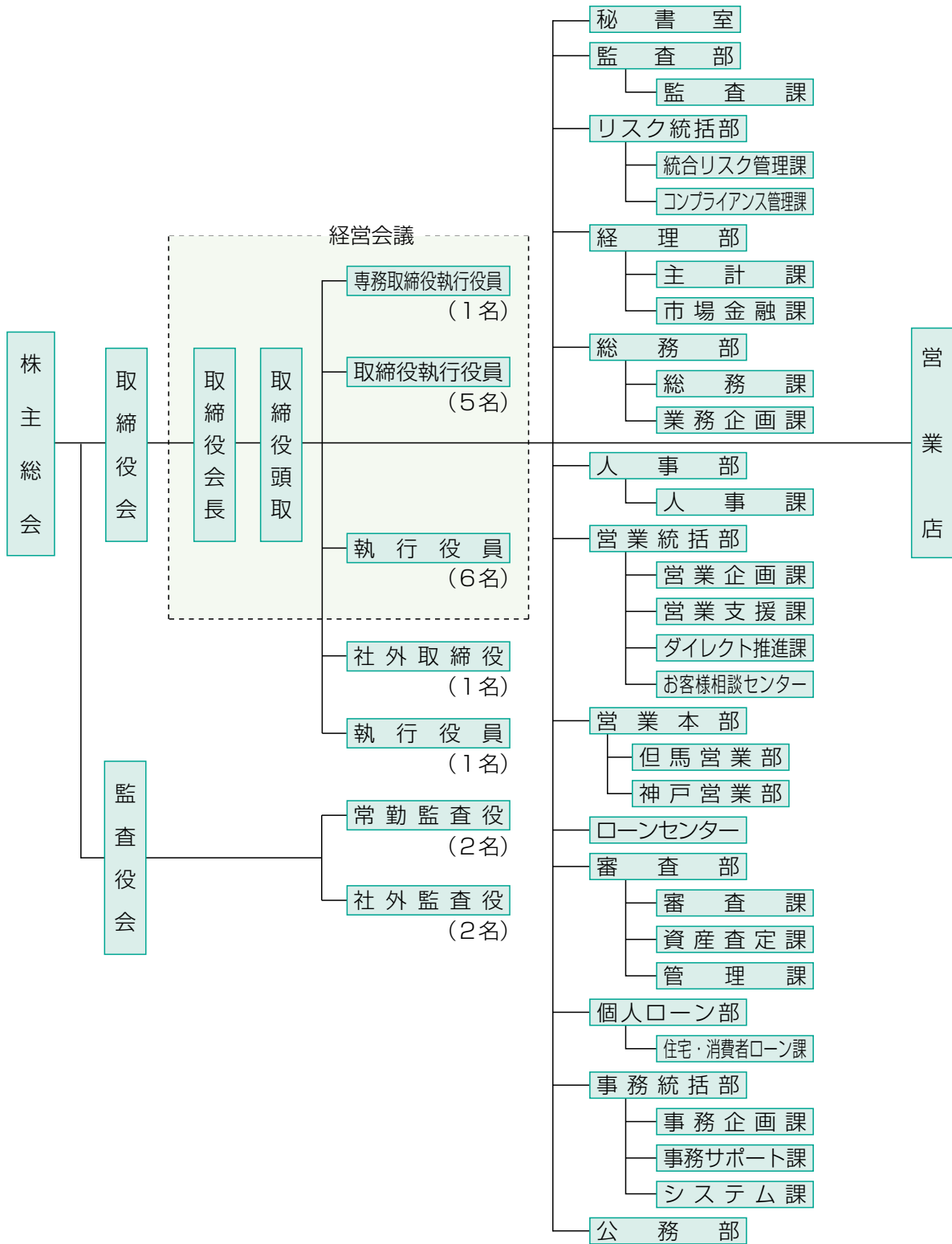
沿革

明治	30年	11月	株式会社美含銀行設立
昭和	7年	9月	株式会社香住銀行と商号変更
	13年	5月	株式会社浜坂銀行吸収合併
平成	31年	9月	株式会社神戸銀行から但馬地区12店舗の営業譲り受け 株式会社但馬銀行と商号変更
	37年	10月	姫路支店設置、以後播磨・京阪神地区に店舗網拡充
	47年	7月	事務センター設置
	51年	6月	総合オンラインシステム稼働
	52年	2月	社債等登録機関認可
	53年	1月	外貨両替業務取扱開始
	56年	4月	資本金を2,250百万円に増加
	57年	5月	金売買業務取扱開始
	58年	4月	国債窓口販売業務取扱開始
	58年	7月	本店社屋竣工
	58年	10月	本店を香住町（現香美町）から豊岡市に移転 資本金を3,337百万円に増加 外国為替業務取扱開始
	59年	6月	第2次オンラインシステム稼働
	61年	6月	公共債ディーリング業務取扱開始
	2年	2月	都市銀行とのCDオンライン業務提携取扱開始
	3年	1月	サンデーバンキング実施
	4年	7月	担保附社債信託業務の営業免許取得
	6年	4月	日本証券業協会へ加盟
7年	6月	信託代理店業務取扱開始	
8年	5月	事務センターを日高町（現豊岡市日高町）に移転	
9年	10月	資本金を4,481百万円に増加	
9年	11月	創業100周年	
10年	12月	投資信託の窓口販売業務取扱開始	
13年	4月	損害保険の窓口販売業務取扱開始	
14年	4月	資本金を5,481百万円に増加	
14年	5月	(株)NTTデータ共同オンラインシステムへの参加	
14年	10月	生命保険の窓口販売業務取扱開始	
16年	7月	加古川ローンセンターを設置、以後ローンセンターを拡充	
19年	4月	執行役員制度導入	
24年	5月	(株)NTTデータ新共同オンラインシステム稼働	
26年	3月	神戸法人営業部を設置	
27年	7月	金融商品仲介業務取扱開始	



組 織

(令和4年6月30日現在)



連結子会社

但銀ビジネスサービス株式会社

但銀リース株式会社

役員

(令和4年6月30日現在)

取締役会長	倉橋	基	
取締役頭取	坪田	奈津樹	
専務取締役執行役員	倉橋	建	営業本部長兼 但馬営業部長
取締役執行役員	廣田	勝彦	本店営業部長兼 昭和町支店長
取締役執行役員	森脇	正司	経理部長
取締役執行役員	天良	勝	神戸支店長兼 上筒井支店長兼 兵庫支店長
取締役執行役員	伊藤	豊秀	人事部長
取締役執行役員	谷岡	浩	営業統括部長
社外取締役	久保井	聡明	
常勤監査役	石田	昌利	
常勤監査役	井上	昌一	
社外監査役	三輪	正彦	
社外監査役	伊藤	一弘	
執行役員	松嶋	寛	大阪支店長
執行役員	上垣	貴章	総務部長
執行役員	野崎	克彦	審査部長
執行役員	谷村	英信	事務統括部長
執行役員	田原	巧	監査部長
執行役員	寺谷	光敏	リスク統括部長
執行役員	橋本	琢弥	個人ローン部長

株式等の状況

■ 資本金の推移

(令和4年3月31日現在)

区 分	昭和53年4月1日	昭和56年4月1日	昭和58年10月1日	平成9年10月1日	平成14年4月1日
資本金(百万円)	1,500	2,250	3,337	4,481	5,481

■ 株式所有者別内訳

(令和4年3月31日現在)

区 分	株式の状況(1単元の株式数1,000株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び 地方公共団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等 個人以外	個人	個人 その他	計	
株主数(人)	1	13	2	314	-	-	3,542	3,872	-
所有株式数(単元)	343	5,142	133	10,894	-	-	62,208	78,720	1,155,000
所有株式数の割合(%)	0.43	6.53	0.16	13.83	-	-	79.02	100.00	-

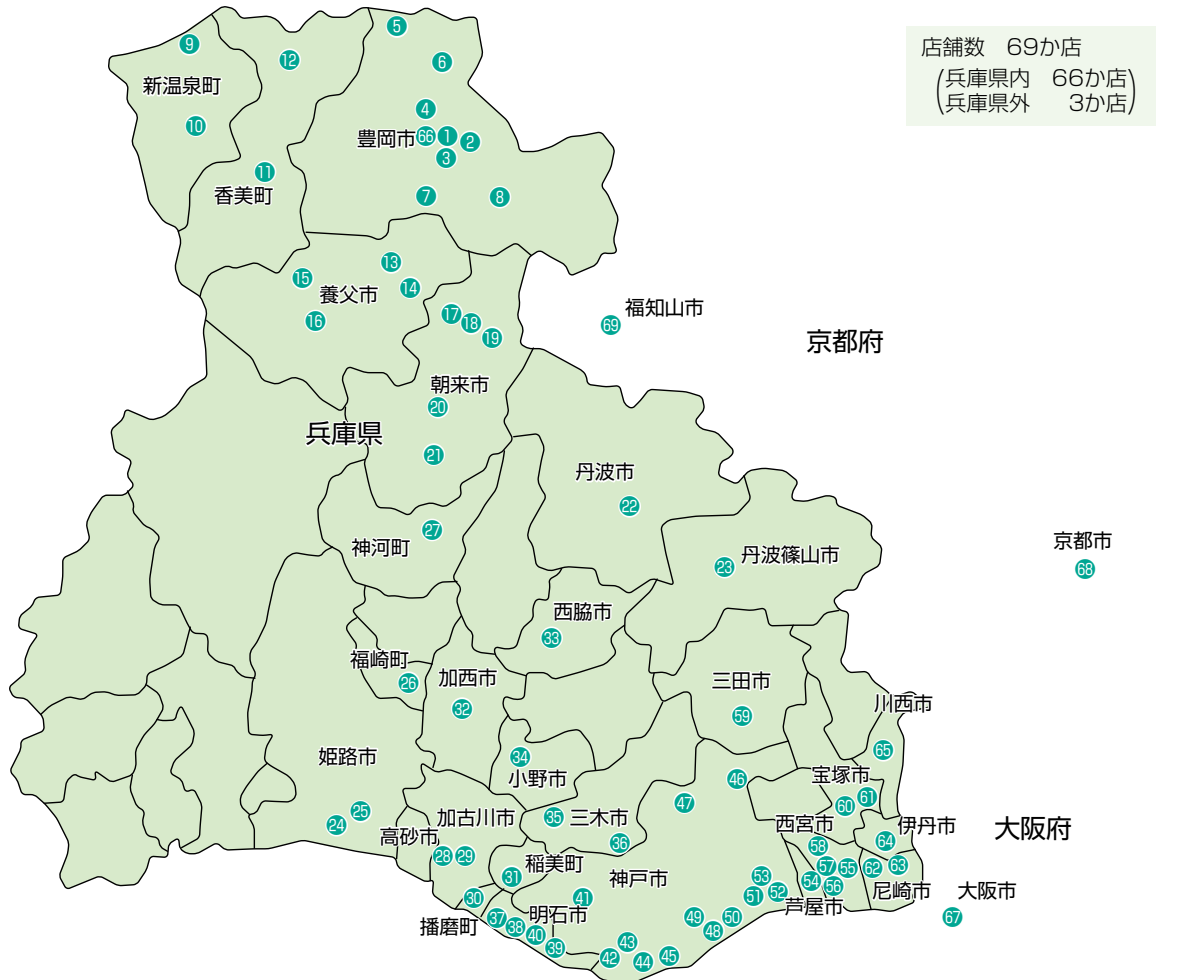
■ 大株主

(令和4年3月31日現在)

氏名又は名称	住 所	所有株式数(千株)	発行済株式(自己株式を除く。)の 総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社三井住友銀行	東京都	3,054	3.82
植田 栄 助	兵庫県	2,708	3.39
倉 橋 基	//	1,823	2.28
但馬商事株式会社	//	1,450	1.81
但馬銀行職員持株会	//	1,273	1.59
松 田 均	//	819	1.02
株式会社ニコス	//	805	1.00
山 田 政 五 郎	//	744	0.93
森 兼 隆	奈良県	701	0.87
森 大 典	大阪府	701	0.87
計		14,085	17.63

店舗ネットワーク

(令和4年7月19日現在)



兵庫県

《豊岡市》

- ①本店営業部
- ②豊岡東支店
- ③昭和町支店
- ④問屋町支店
- ⑤竹野支店
- ⑥城崎支店
- ⑦日高支店
- ⑧出石支店

《美方郡》

- ⑨浜坂支店
- ⑩湯村支店
- ⑪村岡支店
- ⑫香住支店

《養父市》

- ⑬八鹿支店
- ⑭広谷支店
- ⑮関宮支店
- ⑯大屋支店

《朝来市》

- ⑰和田山支店

- ⑱和田山東支店
- ⑲山東支店
- ⑳新井支店
- ㉑生野支店

《丹波市》

- ㉒柏原支店
- ㉓篠山支店

《丹波篠山市》

- ㉔姫路支店
- ㉕姫路東支店

《神崎郡》

- ㉖福崎支店
- ㉗神崎支店

《加古川市》

- ㉘加古川支店
- ㉙高砂支店

《加古郡》

- ㉚播磨支店
- ㉛稲美支店

- ㉜加西支店

《西脇市》

- ㉝西脇支店

《小野市》

- ㉞小野支店

《三木市》

- ㉟三木支店

《明石市》

- ㊱緑が丘支店
- ㊲魚住支店
- ㊳大久保支店
- ㊴明石支店
- ㊵西明石支店

《神戸市》

- ㊶西神中央支店
- ㊷垂水支店
- ㊸桃山台支店
- ㊹月見山支店
- ㊺長田支店
- ㊻藤原台支店
- ㊼箕谷支店

- ㊽神戸支店
- ㊾兵庫支店
- ㊿上筒井支店
- ①六甲道支店
- ②甲南支店
- ③渦ヶ森支店

《芦屋市》

- ④芦屋北支店

《西宮市》

- ⑤西宮北口支店
- ⑥西宮支店
- ⑦苦楽園支店
- ⑧甲陽園支店

《三田市》

- ⑨三田支店

《宝塚市》

- ⑩宝塚支店
- ⑪中山寺支店

《尼崎市》

- ⑫武庫之荘支店
- ⑬塚口支店

《伊丹市》

- ⑭伊丹支店

《川西市》

- ⑮川西支店

《その他》

- ⑯マイネット支店

大阪府

《大阪市》

- ⑰大阪支店

京都府

《京都市》

- ⑱京都支店


《福知山市》


- ⑲福知山支店


店舗のご案内


兵庫県 (66か店)

《豊岡市》

 本店営業部 豊岡市千代田町1番5号
(0796)24-2121

 豊岡東支店 豊岡市中央町7番30号
(0796)22-4166

 昭和町支店 豊岡市昭和町5番1号
(0796)24-6655

 問屋町支店 豊岡市中陰281番地
(0796)23-4127

 竹野支店 豊岡市竹野町竹野421番地
(0796)47-1122

 城崎支店 豊岡市城崎町湯島268番地の1
(0796)32-2621

 日高支店 豊岡市日高町日置966番地
(0796)42-1001

 出石支店 豊岡市出石町田結庄28番地
(0796)52-3055

《美方郡》


 浜坂支店 美方郡新温泉町浜坂1236番地1
(0796)82-1032


 湯村支店 美方郡新温泉町湯1236番地
(0796)92-0026


 村岡支店 美方郡香美町村岡区村岡2417番地
(0796)94-0026

 香住支店 美方郡香美町香住区香住1595番地3
(0796)36-1221

《養父市》

 八鹿支店 養父市八鹿町八鹿1264番地の4
(079)662-2101

 広谷支店 養父市広谷89番地の1
(079)664-0016

 関宮支店 養父市関宮319番地1
(079)667-3468


 大屋支店 養父市大屋町大屋市場17番地の1
(079)669-0017


《朝来市》

 和田山支店 朝来市和田山町玉置649番1 (和田山東支店内)
(079)672-3201


 和田山東支店 朝来市和田山町玉置649番1
(079)672-1067

 山東支店 朝来市山東町末歳674番地3
(079)676-3001


 新井支店 朝来市新井634番地
(079)677-0505

 生野支店 朝来市生野町口銀谷738番地
(079)679-3018


《丹波市》

 柏原支店 丹波市柏原町柏原1281番地5
(0795)73-1780

《丹波篠山市》

 篠山支店 丹波篠山市二階町29番地
(079)552-3933

《姫路市》

 姫路支店 姫路市安田4丁目145番地1
(079)222-2871


 姫路東支店 姫路市市川橋通2丁目26番地の2
(079)281-3221


《神崎郡》

 福崎支店 神崎郡福崎町西田原1406番地の1
(0790)23-0777


 神崎支店 神崎郡神河町福本83番地1
(0790)32-3345


《加古川市》

 加古川支店 加古川市加古川町寺家町402番地の1
(079)422-0391

 高砂支店 上記、加古川支店内

《加古郡》

 播磨支店 加古郡播磨町北本荘2丁目7番28号
(079)437-5125

 稲美支店 加古郡稲美町六分一1178番地103
(079)492-0045


《加西市》

 加西支店 加西市北条町横尾321番地4
(0790)42-1311


《西脇市》

 西脇支店 西脇市西脇1001番地の7
(0795)23-4851

《小野市》

 小野支店 小野市本町6番8
(0794)63-2161


《三木市》


 三木支店 三木市末広3丁目8番30号
(0794)83-4611


 緑が丘支店 三木市緑が丘町中1丁目11番地1
(0794)84-1775



《明石市》

 魚住支店 明石市魚住町錦が丘3丁目10番5
(078)947-1650


 大久保支店 明石市大久保町ゆりのき通1丁目2番地の3
(078)935-5815


 明石支店 明石市大明石町1丁目6番15号
(078)912-7700

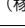
 西明石支店 明石市松の内2丁目6番地の8
(078)924-6661

 外国為替取扱店
 住宅金融支援機構
 業務取扱店

ATM休日稼働状況




 土曜稼働店




 日曜稼働店




 祝日稼働店




(稼働時間は店舗によって異なります。)




《神戸市》




   **西神中央支店** 神戸市西区糀台5丁目2番9号
(078)991-0715




   **垂水支店** 神戸市垂水区霞ヶ丘7丁目9番23号
(078)705-1860




   **桃山台支店** 神戸市垂水区桃山台3丁目22番地の20
(078)751-7411




   **月見山支店** 神戸市須磨区北町3丁目2番4号
(078)735-1234




   **長田支店** 神戸市長田区大橋町5丁目1番1号
(078)621-4001




   **藤原台支店** 神戸市北区有野中町1丁目11番6号
(078)982-4801




   **箕谷支店** 神戸市北区日の峰2丁目6番1号 コアキタマチショッピングセンター2階
(078)581-1889




   **神戸支店** 神戸市中央区加納町4丁目3番17号
(078)391-4881

   **兵庫支店** 上記、神戸支店内




   **上筒井支店** 神戸市中央区坂口通3丁目2番15号
(078)222-5111

   **六甲道支店** 神戸市灘区深田町4丁目1番1号
(078)856-7338

   **甲南支店** 神戸市東灘区本山中町1丁目11番7号
(078)452-5151




   **渦ヶ森支店** 神戸市東灘区鴨子ヶ原3丁目28番3号
(078)841-4761




《芦屋市》




   **芦屋北支店** 芦屋市東山町4番12号
(0797)22-6501

《西宮市》




   **西宮北口支店** 西宮市高松町11番13号
(0798)64-1001

   **西宮支店** 西宮市池田町9番7号
(0798)34-6761




   **苦楽園支店** 西宮市南越木岩町7番15号
(0798)73-8100




   **甲陽園支店** 西宮市甲陽園本庄町6番38号
(0798)72-7241

《三田市》


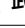
   **三田支店** 三田市相生町1番38号
(079)563-7441



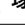
《宝塚市》

   **宝塚支店** 宝塚市伊子志1丁目7番1号
(0797)73-8855

   **中山寺支店** 宝塚市中山寺1丁目15番1号
(0797)85-2000

《尼崎市》



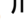
   **武庫之荘支店** 尼崎市武庫之荘1丁目18番1号
(06)6437-9520

   **塚口支店** 尼崎市塚口町1丁目15番20号
(06)6423-4411

《伊丹市》

   **伊丹支店** 伊丹市昆陽2丁目176番
(072)777-6711

《川西市》

   **川西支店** 川西市小花1丁目12番15号
(072)755-3821

《その他》

マイネット支店 豊岡市千代田町1番5号
(0120)164-373


大阪府 (1か店)

《大阪市》



 **大阪支店** 大阪市中央区淡路町3丁目6番3号御堂筋MTRビル3階
(06)6201-0051

京都府 (2か店)















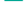







《京都市》

 **京都支店** 京都市中京区烏丸通四条上る笋町689番地京都御幸ビル4階
(075)223-1361

《福知山市》

  **福知山支店** 福知山市昭和新町202番地
(0773)24-2266

■ コンサルティングプラザ・ローンセンターのご案内

-  豊岡コンサルティングプラザ 豊岡市昭和田5番1号 (0796)24-5435
-  豊岡ローンセンター
-  姫路コンサルティングプラザ 姫路市安田4丁目145番地1 (079)222-3125
-  姫路ローンセンター
-  加古川コンサルティングプラザ 加古川市加古川町寺家町402番地の1 (079)422-0399
-  加古川ローンセンター
-  西神中央コンサルティングプラザ 神戸市西区糀台5丁目2番9号 (078)991-1090
-  西神中央ローンセンター
-  神戸コンサルティングプラザ 神戸市中央区加納町4丁目3番17号 (078)334-7535
-  神戸ローンセンター
-  西宮コンサルティングプラザ 西宮市高松町11番13号 (0798)64-6221
-  西宮ローンセンター
-  尼崎コンサルティングプラザ 尼崎市塚口町1丁目15番20号 (06)6423-4423
-  尼崎ローンセンター
-  大阪コンサルティングプラザ 大阪市中央区淡路町3丁目6番3号御堂筋MTRビル3階 (06)6201-0140
-  大阪ローンセンター
-  豊中コンサルティングプラザ 豊中市本町2丁目2-8岡部ビル2階 (06)6857-3530
-  豊中ローンセンター
-  枚方コンサルティングプラザ 枚方市大垣内町2丁目8番22号ソニービル3階 (072)843-2105
-  枚方ローンセンター
-  東大阪コンサルティングプラザ 東大阪市長安1丁目5番8号布施駅前セントラルビル6階 (06)6748-0608
-  東大阪ローンセンター

■店舗外カードサービスコーナーのご案内

兵庫県

《豊岡市》

- ⊕**日祝** アイティ出張所 豊岡市大手町4番5号
- ⊕**日祝** コープデイズ豊岡出張所 豊岡市加広町7番32号
- ⊕**日祝** コープデイズ豊岡第二出張所 豊岡市加広町7番32号
- ⊕**日祝** 豊岡正法寺パーク出張所 豊岡市正法寺112番地
- ⊕**日祝** 但馬空港出張所 豊岡市岩井1598番地の34
- ⊕**日祝** 豊岡市役所出張所 豊岡市中央町2番4号
- ⊕**日祝** 豊岡病院出張所 豊岡市戸牧1094番地
- ⊕**日祝** バザールタウン豊岡メガ・ストック館出張所 豊岡市船町318番地
- ⊕**日祝** バザールタウン豊岡メガ・フレッシュ館出張所 豊岡市宮島261番地1
- ⊕**日祝** 兵庫県豊岡総合庁舎出張所 豊岡市幸町7番11号
- ⊕**日祝** アルコム出張所 豊岡市野田173番地
- ⊕**日祝** にしがき豊岡店出張所 豊岡市三坂町4番地50
- ⊕**日祝** 九日市出張所 豊岡市九日市中町132番地
- ⊕**日祝** 江本出張所 豊岡市今森475番地の1(フレッシュバザール豊岡江本店)
- ⊕**日祝** 神美台出張所 豊岡市神美台34番地(豊岡中核工業団地)
- ⊕**日祝** 豊岡市役所竹野総合支所出張所 豊岡市竹野町竹野1574番地1
- ⊕**日祝** 港出張所 豊岡市瀬戸98番7
- ⊕**日祝** 豊岡市役所日高総合支所出張所 豊岡市日高町祢布945番地
- ⊕**日祝** 日高パーク出張所 豊岡市日高町祢布988番地(フレッシュバザール日高パーク店)
- ⊕**日祝** 日高病院出張所 豊岡市日高町岩中81番地
- ⊕**日祝** マックスバリュ日高店出張所 豊岡市日高町土居367番地
- ⊕**日祝** ヒラキ日高店出張所 豊岡市日高町浅倉5番地1
- ⊕**日祝** 十戸出張所 豊岡市日高町十戸35番地5
- ⊕**日祝** 神鍋高原出張所 豊岡市日高町栗栖野59-13
- ⊕**日祝** 福祉ゾーン出張所 豊岡市出石町福住1300番地
- ⊕**日祝** フレッシュバザール出石店出張所 豊岡市出石町町分391番地の12
- ⊕**日祝** ミニフレッシュ但東出合店出張所 豊岡市但東町出合98番地の1

《美方郡》

- ⊕**日祝** 新温泉町役場出張所 美方郡新温泉町浜坂2673番地の1
- ⊕**日祝** 浜坂病院出張所 美方郡新温泉町二日市184番地
- ⊕**日祝** フレッシュバザール浜坂店出張所 美方郡新温泉町三谷374番地1
- ⊕**日祝** 諸寄出張所 美方郡新温泉町諸寄608番地(諸寄せり市場前)
- ⊕**日祝** 井土出張所 美方郡新温泉町井土16番地1(ジャンボ西村)
- ⊕**日祝** 香美町役場岡地区域局出張所 美方郡香美町村岡区村岡396番地の1
- ⊕**日祝** 小代出張所 美方郡香美町小代区城山68番地(美方パレス駐車場内)
- ⊕ 香美町役場出張所 美方郡香美町香住区香住870番地1
- ⊕**日祝** 香住パーク出張所 美方郡香美町香住区香住899番地の1
- ⊕**日祝** 香住港出張所 美方郡香美町香住区若松604番地8
- ⊕**日祝** 香住病院出張所 美方郡香美町香住区若松540番地
- ⊕**日祝** 柴山出張所 美方郡香美町香住区上計987番地の16
- ⊕**日祝** 佐津出張所 美方郡香美町香住区無南垣920番地5

《養父市》

- ⊕**日祝** 養父市役所出張所 養父市八鹿町八鹿1675番地
- ⊕**日祝** フレッシュバザール八鹿店出張所 養父市八鹿町八鹿1467番地1

- ⊕ 八鹿病院出張所 養父市八鹿町八鹿1878番地の1
 - ⊕**日祝** やぶYタウン出張所 養父市上箇153番地1
 - ⊕**日祝** 養父市養父地域局出張所 養父市広谷250番地の1
- #### 《朝来市》
- ⊕ 朝来市役所出張所 朝来市和田山町東谷213番地の1
 - ⊕**日祝** 和田山北出張所 朝来市和田山町宮田966番地の1(フレッシュバザール和田山宮田店)
 - ⊕**日祝** エスタ和田山出張所 朝来市和田山町枚田岡774番地
 - ⊕**日祝** 秋葉台出張所 朝来市和田山町秋葉台2番地18
 - ⊕ 朝来医療センター出張所 朝来市和田山町法興寺392番地
 - ⊕**日祝** 竹田出張所 朝来市和田山町竹田224番地
 - ⊕**日祝** ミニフレッシュ山東店出張所 朝来市山東町矢名瀬町916番地の1
 - ⊕**日祝** 朝来ショッピングモール・アルパ出張所 朝来市新井128番地

《丹波市》

- ⊕**日祝** ゆめタウン出張所 丹波市氷上町本郷300番地

《丹波篠山市》

- ⊕**日祝** バザールタウン篠山NEWS館出張所 丹波篠山市杉265番地

《姫路市》

- ⊕**日祝** 姫路駅前出張所 姫路市西駅前町1番地(山陽姫路駅ビル1階)
- ⊕**日祝** 青山出張所 姫路市青山西1丁目8番8号

《高砂市》

- ⊕**日祝** 高砂出張所 高砂市荒井町若宮町13番7号

《加古川市》

- ⊕**日祝** マックスバリュ北在家店出張所 加古川市加古川町北在家760番地1
- ⊕**日祝** イトヨーカドー加古川店出張所 加古川市別府町緑町2番地
- ⊕**日祝** 東加古川出張所 加古川市平岡町新在家124番地3

《加西市》

- ⊕**日祝** 加西病院出張所 加西市北条町横尾1丁目13番地

《西脇市》

- ⊕**日祝** バザールタウン西脇出張所 西脇市高田井町280番地

《三木市》

- ⊕**日祝** コープ三木緑が丘店出張所 三木市緑が丘町中1丁目7番地の1

《明石市》

- ⊕**日祝** イオン朝石ショッピングセンター出張所 明石市大久保町ゆりのき通1丁目3番地2
- ⊕**日祝** 大西脳神経外科病院出張所 明石市大久保町江井島1661-1

《神戸市》

- ⊕**日祝** 兵庫県庁出張所 神戸市中央区下山手通5-10-1(兵庫県庁第1号館)
- ⊕ 神戸労災病院出張所 神戸市中央区龍池通4丁目1番23号
- ⊕**日祝** 兵庫出張所 神戸市兵庫区水木通3丁目1番5号
- ⊕**日祝** イオンモール神戸北出張所 神戸市北区上津台8丁目1番1号

《宝塚市》

- ⊕**日祝** 安倉出張所 宝塚市安倉南1丁目3番16号

京都府

《福知山市》

- ⊕**日祝** バザールタウン福知山出張所 福知山市字堀小字上高田2155-1

休日稼働状況
 ⊕ 土曜稼働店
 ⊕ 日曜稼働店
 ⊕ 祝日稼働店
 (稼働時間は店舗によって異なります。)

コンビニATM、イオン銀行およびステーションATM Patsat (パッとサッと) との利用提携

お客さまの利便性を一層向上させるため、全国のセブン-イレブン、ローソン、ファミリーマートなどのコンビニエンスストア等に設置されている株式会社セブン銀行、株式会社ローソン・エイティエム・ネットワークス、株式会社イーネットのATM、イオン・マックスバリュ等に設置されているイオン銀行ATMおよび阪急電鉄・阪神電車等の駅に設置されている「ステーションATM Patsat (パッとサッと)」と利用提携を行っております。

グループ会社

当行グループ（当行及び当行の関係会社）は、当行、連結子会社2社、持分法非適用非連結子会社1社で構成され、銀行業務を中心にリース業務などの金融サービスに係る事業を行っております。当行グループの事業に係わる位置づけは次のとおりであります。

〔銀行業〕

当行の本店ほか支店等においては、預金業務、貸出業務、商品有価証券売買業務、有価証券投資業務、内国為替業務、外国為替業務等を行っております。

〔リース業〕

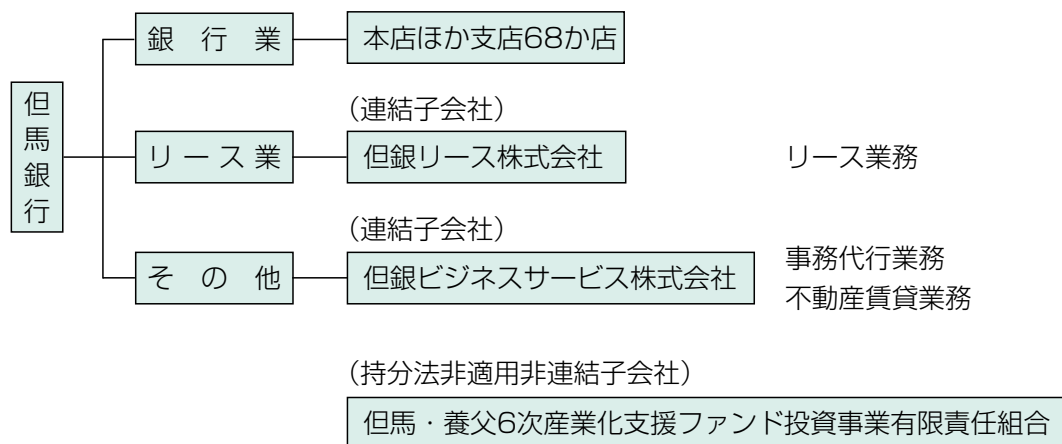
但銀リース株式会社においては、リース業務等を行っております。

〔その他〕

但銀ビジネスサービス株式会社においては、事務代行業務、不動産賃貸業務等を行っております。

以上述べた事項を事業系統図によって示すと次のとおりであります。

■ 事業系統図 （令和4年6月30日現在）



■ 連結子会社の概況

(令和4年3月31日現在)

会社名	所在地	主 なる 事業内容	設立年月日	資本金	当行グループが所有する株式等の議決権の所有割合		
					うち 当行分	うち当行グループ会社持分	
但銀ビジネスサービス株式会社	兵庫県豊岡市 千代田町1番5号	事務代行業務 不動産賃貸業務	平成6年11月10日	百万円 50	100.00 %	100.00 %	— %
但銀リース株式会社	兵庫県豊岡市 千代田町1番24号	リース業務	平成13年12月26日	百万円 50	50.00 %	50.00 %	— %

業績等の概要

■金融経済環境

当期におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の再拡大などから、後半にかけて弱めの動きとなりましたが、持ち直しの基調を維持しました。輸出や生産は、供給制約の影響を残しつつも、海外経済の改善を受けて緩やかな増加が続きました。設備投資は、企業収益の改善にともない、持ち直しの動きがみられました。公共投資は、高水準にあるものの、やや弱含みとなりました。一方で、個人消費は夏場以降の感染拡大の影響から、引き続き足踏み状態が続きました。

金融面についてみますと、日本銀行は、2%の「物価安定の目標」の実現を目指して、「長短金利操作付き量的質的金融緩和」のもとで長期金利の変動幅を明確にし、上限金利を0.25%程度としました。

このような環境のもと、短期市場金利は引き続きマイナス領域で推移し、長期国債の流通利回りは、米国金利の上昇を受けて上昇し、期末には変動幅の上限に迫る水準となりました。日経平均株価は、企業業績が堅調に推移するなかで、新型コロナウイルス感染症の影響やインフレ懸念に加え、地政学リスクの高まりなどから一進一退で推移し、2万7千円台で越期しました。

次に県内経済をみますと、輸出や生産の増加が牽引するも、全体としては持ち直しの動きとなりました。設備投資は、堅調に推移し、公共投資は、高水準で推移しました。個人消費は、緊急事態宣言の影響から、持ち直しの動きが一服しました。地場産業の生産・販売は、豊岡鞆、ケミカルシューズ、真珠など、総じて弱めの動きとなりました。城崎温泉など県内の観光地の入込客数は、期初にみられた持ち直しの動きが一服しました。

■業績

以上のような金融経済環境のなか、当行グループは役職員一致協力して地域に密着した営業活動と経営の効率化に努めました結果、当連結会計年度の業績は以下のとおりとなりました。

預金は、安定した取引基盤の拡充と預金の増強に積極的に取り組みました結果、前連結会計年度末比141億78百万円増加して1兆1,406億19百万円となりました。また、投資信託の当連結会計年度販売額は187億57百万円、生命保険の当連結会計年度販売額は101億37百万円となりました。

貸出金は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた取引先に対する迅速かつ柔軟な資金繰り支援、地域の事業者向け貸出や住宅ローンの増強などに取り組みました結果、前連結会計年度末比251億54百万円増加して9,277億85百万円となりました。

有価証券は、資産の流動性の確保と資金の安全性を重視し、国債・地方債を中心に将来の市場変動に配慮した運用に努めました結果、前連結会計年度末比23億円減少して1,355億68百万円となりました。

損益の状況につきましては、経常収益が前連結会計年度比1億34百万円増加して167億69百万円となり、経常費用が前連結会計年度比2億34百万円減少して148億85百万円となったことから、経常利益は前連結会計年度比3億68百万円増加して18億84百万円となりました。また、親会社株主に帰属する当期純利益は前連結会計年度比2億57百万円増加して11億17百万円となりました。

主要な経営指標等の推移

■ 連結経営指標

(単位：百万円)

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
連結経常収益	16,136	16,300	16,105	16,635	16,769
連結経常利益	1,701	1,895	1,287	1,515	1,884
親会社株主に帰属する 当期純利益	1,064	1,227	803	860	1,117
連結包括利益	1,700	452	△ 397	2,837	△ 134
連結純資産額	44,629	44,681	43,883	46,320	45,765
連結総資産額	1,092,813	1,148,049	1,195,285	1,313,859	1,380,154
連結自己資本比率 (国内基準)	8.56 %	8.23 %	8.05 %	8.15 %	8.16 %

(注) 連結自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は、国内基準を採用しております。

■ 単体経営指標

(単位：百万円)

区 分	第203期 (平成30年3月期)	第204期 (平成31年3月期)	第205期 (令和2年3月期)	第206期 (令和3年3月期)	第207期 (令和4年3月期)
経常収益	14,257	14,034	13,693	14,048	14,081
経常利益	1,590	1,770	1,216	1,417	1,806
当期純利益	1,028	1,185	779	825	1,092
資本金 (発行済株式総数)	5,481 (79,875千株)	5,481 (79,875千株)	5,481 (79,875千株)	5,481 (79,875千株)	5,481 (79,875千株)
純資産額	43,936	43,906	43,016	45,368	44,749
総資産額	1,092,932	1,148,058	1,195,099	1,314,366	1,380,448
預金残高	949,561	1,004,131	1,033,774	1,127,030	1,141,137
貸出金残高	790,311	816,230	857,655	909,916	934,840
有価証券残高	168,760	154,912	139,600	137,943	135,643
配当性向	38.83 %	33.69 %	51.24 %	48.35 %	36.57 %
従業員数	698人	648人	628人	615人	580人
単体自己資本比率 (国内基準)	8.43 %	8.10 %	7.92 %	7.99 %	8.01 %

(注) 単体自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は、国内基準を採用しております。

連結財務諸表

当行の会社法第444条に定める連結計算書類につきましては、会社法第396条第1項の規定に基づき、東陽監査法人の監査を受けております。

また、当行の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書につきましては、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、東陽監査法人の監査証明を受けております。

連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	令和2年度 (令和3年3月31日)	令和3年度 (令和4年3月31日)	科 目	令和2年度 (令和3年3月31日)	令和3年度 (令和4年3月31日)
(資産の部)			(負債の部)		
現金預け金	238,217	286,316	預 金	1,126,440	1,140,619
コールローン及び買入手形	673	797	借 用 金	130,975	184,075
買入金銭債権	1,011	1,001	外 国 為 替	3	10
商品有価証券	0	-	そ の 他 負 債	5,561	5,988
有 価 証 券	137,868	135,568	役員賞与引当金	5	5
貸 出 金	902,630	927,785	退職給付に係る負債	1,892	1,828
外 国 為 替	1,069	965	役員退職慰労引当金	320	302
リース債権及びリース投資資産	5,989	5,914	睡眠預金払戻損失引当金	68	52
そ の 他 資 産	12,855	9,146	偶 発 損 失 引 当 金	69	37
有形固定資産	15,411	15,195	繰 延 税 金 負 債	943	266
建物	4,158	3,986	再評価に係る繰延税金負債	727	716
土地	9,889	9,789	支 払 承 諾	529	485
建設仮勘定	40	338	負債の部合計	1,267,538	1,334,388
その他の有形固定資産	1,323	1,080	(純資産の部)		
無形固定資産	767	768	資 本 金	5,481	5,481
ソフトウェア	765	751	資 本 剰 余 金	1,487	1,487
その他の無形固定資産	1	16	利 益 剰 余 金	31,794	32,517
繰延税金資産	15	10	株 主 資 本 合 計	38,763	39,486
支払承諾見返	529	485	その他有価証券評価差額金	6,071	4,780
貸倒引当金	△3,181	△3,800	繰延ヘッジ損益	0	0
			土地再評価差額金	1,141	1,115
			退職給付に係る調整累計額	△ 5	7
			その他の包括利益累計額合計	7,207	5,904
			非支配株主持分	349	374
			純資産の部合計	46,320	45,765
資産の部合計	1,313,859	1,380,154	負債及び純資産の部合計	1,313,859	1,380,154

■ 連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	令和2年度 (令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで)	令和3年度 (令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで)
経 常 収 益	16,635	16,769
資 金 運 用 収 益	10,333	10,314
貸 出 金 利 息	9,415	9,379
有 価 証 券 利 息 配 当 金	868	730
コ ー ル ロ ー ン 利 息 及 び 買 入 手 形 利 息	4	2
預 け 金 利 息	43	200
そ の 他 の 受 入 利 息	1	1
役 務 取 引 等 収 益	3,124	3,335
そ の 他 業 務 収 益	2,760	2,877
そ の 他 経 常 収 益	417	242
償 却 債 権 取 立 益	18	22
そ の 他 の 経 常 収 益	398	219
経 常 費 用	15,119	14,885
資 金 調 達 費 用	387	247
預 金 利 息	385	247
債 券 貸 借 取 引 支 払 利 息	1	0
借 用 金 利 息	0	0
そ の 他 の 支 払 利 息	0	0
役 務 取 引 等 費 用	1,939	1,989
そ の 他 業 務 費 用	2,431	2,533
営 業 経 費	9,506	9,326
そ の 他 経 常 費 用	855	789
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	763	714
そ の 他 の 経 常 費 用	92	74
経 常 利 益	1,515	1,884
特 別 損 失	86	190
固 定 資 産 処 分 損	26	69
減 損 損 失	60	121
そ の 他 の 特 別 損 失	0	-
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	1,429	1,693
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	597	666
法 人 税 等 調 整 額	△ 59	△ 116
法 人 税 等 合 計	538	550
当 期 純 利 益	890	1,143
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	30	26
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	860	1,117

■連結包括利益計算書

(単位：百万円)

科 目	令和2年度 (令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで)	令和3年度 (令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで)
当 期 純 利 益	890	1,143
そ の 他 の 包 括 利 益	1,946	△ 1,277
その他有価証券評価差額金	1,925	△ 1,291
繰延ヘッジ損益	0	0
退職給付に係る調整額	21	13
包 括 利 益	2,837	△ 134
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	2,806	△ 160
非支配株主に係る包括利益	30	26

■連結株主資本等変動計算書

令和2年度（自令和2年4月1日 至令和3年3月31日）

（単位：百万円）

区 分	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	5,481	1,487	31,341	-	38,310
当期変動額					
剰余金の配当			△ 399		△ 399
親会社株主に帰属する 当期純利益			860		860
自己株式の取得					-
自己株式の処分					-
土地再評価差額金 の取崩			△ 7		△ 7
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	-	452	-	452
当期末残高	5,481	1,487	31,794	-	38,763

区 分	その他の包括利益累計額					非支配株主 持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	退職給付に 係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当期首残高	4,145	△ 0	1,133	△ 26	5,252	320	43,883
当期変動額							
剰余金の配当							△ 399
親会社株主に帰属する 当期純利益							860
自己株式の取得							-
自己株式の処分							-
土地再評価差額金 の取崩							△ 7
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	1,925	0	7	21	1,954	29	1,984
当期変動額合計	1,925	0	7	21	1,954	29	2,436
当期末残高	6,071	0	1,141	△ 5	7,207	349	46,320

令和3年度（自令和3年4月1日 至令和4年3月31日）

（単位：百万円）

区 分	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	5,481	1,487	31,794	-	38,763
会計方針の変更による 累積的影響額			△ 20		△ 20
会計方針の変更を 反映した当期首残高	5,481	1,487	31,774	-	38,743
当期変動額					
剰余金の配当			△ 399		△ 399
親会社株主に帰属する 当期純利益			1,117		1,117
自己株式の取得				△ 0	△ 0
自己株式の処分		△ 0		0	0
土地再評価差額金 の取崩			25		25
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	△ 0	743	-	743
当期末残高	5,481	1,487	32,517	-	39,486

区 分	その他の包括利益累計額					非支配株主 持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	退職給付に 係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当期首残高	6,071	0	1,141	△ 5	7,207	349	46,320
会計方針の変更による 累積的影響額							△ 20
会計方針の変更を 反映した当期首残高	6,071	0	1,141	△ 5	7,207	349	46,300
当期変動額							
剰余金の配当							△ 399
親会社株主に帰属する 当期純利益							1,117
自己株式の取得							△ 0
自己株式の処分							0
土地再評価差額金 の取崩							25
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△ 1,291	0	△ 25	13	△ 1,303	24	△ 1,278
当期変動額合計	△ 1,291	0	△ 25	13	△ 1,303	24	△ 534
当期末残高	4,780	0	1,115	7	5,904	374	45,765

■ 連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科 目	令和2年度 (令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで)	令和3年度 (令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで)
I 営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	1,429	1,693
減価償却費	733	769
減損損失	60	121
貸倒引当金の増減(△)	305	618
役員賞与引当金の増減額(△は減少)	△ 0	0
退職給付に係る負債の増減額(△は減少)	△ 59	△ 45
役員退職慰労引当金の増減額(△は減少)	34	△ 18
睡眠預金払戻損失引当金の増減(△)	△ 18	△ 15
偶発損失引当金の増減(△)	10	△ 32
資金運用収益	△ 10,333	△ 10,314
資金調達費用	387	247
有価証券関係損益(△)	△ 183	9
為替差損益(△は益)	△ 0	△ 2
固定資産処分損益(△は益)	26	68
貸出金の純増(△)減	△ 51,755	△ 25,154
預金の純増減(△)	93,259	14,178
借入金(劣後特約付借入金を除く)の純増減(△)	22,491	53,100
預け金(日銀預け金を除く)の純増(△)減	29	44
コールローン等の純増(△)減	53	△ 114
外国為替(資産)の純増(△)減	△ 63	103
外国為替(負債)の純増減(△)	△ 24	6
リース債権及びリース投資資産の純増(△)減	112	75
資金運用による収入	10,509	10,456
資金調達による支出	△ 477	△ 269
その他	△ 334	4,037
小 計	66,190	49,565
法人税等の支払額	△ 468	△ 671
営業活動によるキャッシュ・フロー	65,722	48,893
II 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△ 18,471	△ 24,962
有価証券の売却による収入	530	175
有価証券の償還による収入	22,331	25,088
有形固定資産の取得による支出	△ 1,036	△ 483
有形固定資産の除却による支出	△ 34	△ 24
有形固定資産の売却による収入	0	62
無形固定資産の取得による支出	△ 584	△ 206
投資活動によるキャッシュ・フロー	2,735	△ 351
III 財務活動によるキャッシュ・フロー		
自己株式の取得による支出	-	△ 0
自己株式の売却による収入	-	0
配当金の支払額	△ 399	△ 399
非支配株主への配当金の支払額	△ 1	△ 1
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 400	△ 400
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額	0	2
V 現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	68,058	48,143
VI 現金及び現金同等物の期首残高	167,701	235,759
VII 現金及び現金同等物の期末残高	235,759	283,902

注記事項(令和3年度)

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社 2社
但銀ビジネスサービス株式会社
但銀リース株式会社
- (2) 非連結子会社
但馬・豊父6次産業化支援ファンド投資事業有限責任組合
非連結子会社は、その資産、経常収益、当期純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及びその他の包括利益累計額(持分に見合う額)等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法適用の非連結子会社
該当ありません。
- (2) 持分法適用の関連会社
該当ありません。
- (3) 持分法非適用の非連結子会社
但馬・豊父6次産業化支援ファンド投資事業有限責任組合
持分法非適用の非連結子会社は、当期純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及びその他の包括利益累計額(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除外しております。
- (4) 持分法非適用の関連会社
該当ありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

- 連結子会社の決算日は次のとおりであります。
3月末日 2社

4. 会計方針に関する事項

- (1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法
商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)により行っております。
- (2) 有価証券の評価基準及び評価方法
有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他の有価証券については時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。
なお、その他の有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- (3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
- (4) 固定資産の減価償却の方法
 - ① 有形固定資産(リース資産を除く)
当行の有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。
また、主な耐用年数は次のとおりであります。
建物 5年～10年
その他 2年～20年
連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。
 - ② 無形固定資産(リース資産を除く)
無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
 - ③ リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
- (5) 貸倒引当金の計上基準
当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額(以下「非保全額」という。)のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められる額を計上しております。
破綻懸念先で非保全額が一定額以上の大口債務者については、債務者の状況を総合的に判断してキャッシュ・フローによる回収可能額を見積り、非保全額から当該回収可能額を控除した残額を貸倒引当金として計上しております。
上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込みで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。
すべの債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は77.9百万円であります。
連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。
- (6) 役員賞与引当金の計上基準
役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。
- (7) 役員退職慰労引当金の計上基準
役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
- (8) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準
睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認められる額を計上しております。
- (9) 偶発損失引当金の計上基準
偶発損失引当金は、他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象に対し、将来発生する可能性のある損失を見積り、必要と認められる額を計上しております。
- (10) 退職給付に係る会計処理の方法
退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。
過去勤務費用：発生年度に全額を損益処理
数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の前平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から損益処理

なお、連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

- (1) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
当行の外貨建資産・負債は、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- (2) 収益及び費用の計上基準
ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準
リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。
- (3) 重要なヘッジ会計の方法
当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 令和2年10月8日)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。
- (4) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲
連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。

(重要な会計上の見積り)

1. 貸倒引当金
 - (1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額
貸倒引当金 3,800百万円
 - (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報
 - ① 算出方法
貸倒引当金の算出方法は、「注記事項(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)」の4.「(6) 貸倒引当金の計上基準」に記載しております。
 - ② 主要な仮定
主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。
 - ③ 翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響
債権の評価には経営者が管理不能な不確実性が含まれております。このため、予測不能な前提条件の変化等により債権の評価が変動する可能性があります。この場合には、将来当行及び連結子会社が貸倒引当金を増額又は減額する可能性があります。
なお、新型コロナウイルス感染症の貸倒引当金への影響については、現時点では大きな影響を及ぼす可能性は低いものと判断しております。

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 令和2年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしました。これにより、役員取引等収益の一部について、従来は一時点で収益を認識する方法によっておりましたが、履行時期に合わせて一定の期間にわたって収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。
当該会計基準等の適用が連結財務諸表に与える影響は軽微であります。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 令和元年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 令和元年7月4日)第44～2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしました。
なお、当該会計基準等の適用が連結財務諸表に与える影響はありません。
また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。

(未適用の会計基準等)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 令和3年6月17日)

- (1) 概要
投資信託の時価の算定及び注記に関する取扱い並びに貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資の時価の注記に関する取扱いが定められました。
- (2) 適用予定日
令和5年3月期の期首より適用予定であります。
- (3) 当該会計基準等の適用による影響
当該会計基準等の適用による影響は、現時点において評価中であります。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症の影響)

当連結会計年度の連結財務諸表の作成にあたっては、翌連結会計年度まで新型コロナウイルス感染症の影響が継続するものとして見通せる影響を会計上の見積り及び仮定の設定において検討しておりますが、現時点において重要な影響を与えるものではないと判断しております。ただし、今後の状況によって判断を見直した結果、翌連結会計年度以降の連結財務諸表において重要な影響を与える可能性があります。

(連結貸借対照表関係)

1. 非連結子会社及び関連会社の株式又は出資金の総額
出資金 5百万円
2. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、連結貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているもの)であって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び有価証券並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている仮払金の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は質借借契約によるものに限る。)であります。
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額 4,536百万円
危険債権額 6,319百万円
三月以上延滞債権額 一百万円
貸出条件緩和債権額 93百万円
合計額 10,949百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和と債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利息の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
(表示方法の変更)

【銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令(令和2年1月24日 内閣府令第3号)が令和4年3月31日から施行されたことに伴い、銀行法の「リスク管理債権」の区分等を、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく開示債権の区分等に合わせて表示しております。

3. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 令和4年3月17日)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替等は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

担保に供している資産	1,254百万円
有価証券	110,632百万円
貸出金	87,422百万円
計	198,054百万円

担保資産に対応する債務

預金	1,047百万円
借入金	184,005百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、次のものを差し入れております。

有価証券 1,202百万円
その他資産 6,000百万円
また、その他資産には、保証金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

保証金 632百万円

5. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けすることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

融資未実行残高	228,326百万円
うち原契約期間が1年以内のもの	227,808百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

6. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成10年3月31日
同法律第3条第3項に定める再評価の方法
土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める方法に基づいて、実行価格補正等の合理的な調整を行って算出。
同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の期末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額

有形固定資産の減価償却累計額	2,296百万円
有形固定資産の圧縮記帳額	13,156百万円
(当該連結会計年度の圧縮記帳額)	358百万円
(当該連結会計年度の圧縮記帳額)	1百万円
9. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額	2,310百万円

(連結損益計算書関係)

1. 営業経費には、次のものを含んでおります。
- | | |
|-------|----------|
| 給与・手当 | 3,336百万円 |
|-------|----------|
2. その他の経常費用には、次のものを含んでおります。
- | | |
|-------|-------|
| 貸出金償却 | 54百万円 |
|-------|-------|
3. 建替え・譲渡の決定に伴い除却を予定している資産について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、121百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

地域	主な用途	種類	減損損失
兵庫県内	営業店舗等	4か所 土地・建物・その他	121百万円

グループの方法

当行では、営業店舗等を基礎として、キャッシュ・フローの相互補完性に基づいた一定の地域等をグループの単位としております。遊休資産等については、各々独立した単位として取扱っております。また、本部、社等については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから、共用資産としております。

回収可能価額の算定方法

回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、その額は譲渡予定価額により算定しております。ただし、建替えの決定に伴い除却を予定している資産については回収可能価額を零としております。

(連結包括利益計算書関係)

その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

その他有価証券評価差額金	
当期発生額	△1,854百万円
組替調整額	1百万円
税効果調整前	△1,854百万円
税効果額	563百万円
その他有価証券評価差額金	△1,291百万円
繰延ヘッジ損益	
当期発生額	0百万円
組替調整額	△0百万円
税効果調整前	0百万円
税効果額	△0百万円
繰延ヘッジ損益	0百万円
退職給付に係る調整額	
当期発生額	17百万円
組替調整額	1百万円
税効果調整前	18百万円
税効果額	△5百万円
退職給付に係る調整額	13百万円
その他の包括利益合計	△1,277百万円

(連結株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項
(単位：千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計 年度末株式数	摘 要
発行済株式					
普通株式	79,875	-	-	79,875	
合計	79,875	-	-	79,875	
自己株式					
普通株式	-	0	0	-	(注)
合計	-	0	0	-	

(注) 自己株式の株式数の増加は単元未満株式の買取りによる増加、減少は単元未満株式の売渡しによる減少であります。

2. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
令和3年6月29日 定株主総会	普通株式	199	25	令和3年 3月31日	令和3年 6月30日
令和3年11月24日 取締役会	普通株式	199	25	令和3年 9月30日	令和3年 12月10日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
令和4年6月29日 定株主総会	普通株式	199	利益剰余金	25	令和4年 3月31日	令和4年 6月30日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

現金預け金動定	286,316百万円
定期預け金	△1,422百万円
その他の預け金	△991百万円
現金及び現金同等物	283,902百万円

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針
当行グループは、預金業務、貸出業務、有価証券投資業務など銀行業を中心に事業を行っており、預金により調達した資金を取引先の企業や個人等に対する貸出金及び国内債券を中心とした有価証券により運用しております。貸出金は、安全性・収益性・成長性・公共性の基本原則に則り、地元の中小企業等や地方公共団体の資金需要に対し適切に対応するとともに、個人ローンについては住宅ローンを中心に積極的に推進することとしております。有価証券は、長期・安定的な利息収入を得ることを最重点とし、キャピタルゲインを目的とした短期投資は抑制することとしております。また、デリバティブ取引は、安定的な収益を確保するためのリスクヘッジ取引として行うこととしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行グループが保有する金融資産は主として貸出金及び有価証券であり、金融負債は主として預金、借入金であります。
貸出金は、地元の中小企業等に対する事業性貸出金、個人に対する住宅ローン及び地方公共団体向け貸出金が大部分を占めておりますが、信用供与と先の財務状況の悪化等による契約不履行によってたらされる資産価値の減少ないし消失を被る信用リスクが存在しております。
有価証券は、主に国内債券及び国内株式により運用しておりますが、金利、株式価格、為替等のさまざまな市場の変動により保有する有価証券の価値が変動する価格変動リスク及びそれぞれの発行体の信用リスクが存在しております。

預金は、地元の個人顧客を中心として安定的な資金調達を行っておりますが、予期しない資金の流出等により必要な資金確保が困難となる流動性リスクが存在しております。

借入金は、日本銀行からの借入金により調達しておりますが、資金供給量が圧縮される場合などは、安定的な調達ができなくなる可能性があります。また、金融資産と金融負債の金利又は期間のミスマッチが存在するなかで、金利が変動することにより資産・負債の価値が変動あるいは収益が変動する金利リスクが存在しております。

デリバティブ取引は、主に外貨建金銭債権債務に係る将来の為替レートの変動リスクを回避する目的で為替予約取引を行っておりますが、取引相手先の債務不履行によってもたらされる信用リスクが存在しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理
当行グループは、「信用リスク管理方針」、「信用リスク管理規程」等の内部規程に従い、個々の与信取引に係る信用リスクについては、与信限度、貸出票議、信用格付、抵当物件管理、経営改善指導など信用管理に関する体制を整備し、営業店のほか審査部により管理しております。
また、貸出金全体の信用リスクについては、リスク統括部において、「信用リスク情報統合サービス(CRITS)」を用いてリスク量を計測するとともに、特定業種・特定大口先に対する信用集中リスクを算出し、それぞれ自己資本比率への影響度を把握することなどにより管理しております。
有価証券の発行体の信用リスクに関しては、リスク統括部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことにより管理しております。

② 市場リスクの管理
当行グループは、「市場リスク管理方針」、「市場リスク管理規程」等の内部規程に従い、金利リスク、価格変動リスクについてはリスク統括部においてバリュエーション・アット・リスク(VaR)を用いてリスク量を把握するとともに、マチュリティ・ギャップ分析及びシミュレーション分析により今後3年間の資金利益の変動額を算出し金利リスクの影響額を管理しております。為替リスクについては、経理部において総合外国為替ポジションを日々クォータとなるよう管理しております。
また、定期的開催する「ALM委員会」において、金利リスク、価格変動リスク、為替リスク等についてリスクの計量・分析結果の報告を受け、市場リスク管理の適切性等について協議しております。

当行の市場リスク量として使用しているVaRの算出にあたっては、分散共分散法(保有期間: リスク特性により3か月から1年、信頼区間: 99%、観測期間: リスク特性により1年から5年)を採用しております。
令和4年3月31日における市場リスク量(損失額の推計値)の合計は、2,454百万円です。なお、当行では内部管理上、政策投資株式のVaRについては、VaRから政策投資株式の評価損益を差し引いた額をリスク量として管理しております。
ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないような市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

③ 流動性リスクの管理

当行グループは、「流動性リスク管理方針」、「流動性リスク管理規程」等の内部規程に従い、経理部において資金の運用・調達状況を日々把握し、資金ポジションの適切な管理を行うとともに、保有資産の流動性の確保や調達手段の多様化を図ることなどにより管理しております。

財務諸表

当行の会社法第435条第2項に定める計算書類につきましては、会社法第396条第1項の規定に基づき、東陽監査法人の監査を受けております。

また、当行の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書につきましては、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、東陽監査法人の監査証明を受けております。

貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	第206期末 (令和3年3月31日)	第207期末 (令和4年3月31日)	科 目	第206期末 (令和3年3月31日)	第207期末 (令和4年3月31日)
(資産の部)			(負債の部)		
現金預け金	238,217	286,316	預金	1,127,030	1,141,137
現金	20,570	22,027	当座預金	41,902	41,527
預け金	217,646	264,288	普通預金	548,694	577,401
コーロオン	673	797	貯蓄預金	10,305	9,834
買入金銭債権	1,011	1,011	通知預金	3,581	1,448
商品有価証券	0	-	定期預金	512,854	500,806
商品地方債	0	-	定期積金	3,952	5,410
有価証券	137,943	135,643	その他の預金	5,739	4,708
国債	39,430	49,978	借用金	130,845	184,005
地方債	64,555	58,330	借入金	130,845	184,005
社債	20,626	14,853	外国為替	3	10
株式	12,963	11,832	売渡外国為替	0	2
その他の証券	367	647	未払外国為替	3	8
貸出金	909,916	934,840	その他負債	6,591	6,854
割引手形	1,606	1,251	未払法人税等	375	381
手形貸付	13,707	15,527	未払費用	313	305
証書貸付	866,359	890,713	前受収益	165	199
当座貸越	28,243	27,348	給付補填備金	0	0
外国為替	1,069	965	金融派生商品	13	26
外国他店預け	1,052	894	リース債務	1,689	1,435
買入外国為替	-	2	資産除去債務	30	39
取立外国為替	16	68	その他の負債	4,002	4,466
その他資産	12,002	8,246	役員賞与引当金	5	5
前払費用	28	24	退職給付引当金	1,866	1,834
未収収益	939	940	役員退職慰労引当金	320	302
金融派生商品	12	34	睡眠預金払戻損失引当金	68	52
その他の資産	11,021	7,247	偶発損失引当金	69	37
有形固定資産	15,365	15,137	繰延税金負債	939	256
建物	4,168	3,996	再評価に係る繰延税金負債	727	716
土地	9,714	9,614	支払承諾	529	485
リース資産	1,079	908	負債の部合計	1,268,997	1,335,699
建設仮勘定	40	338	(純資産の部)		
その他の有形固定資産	361	278	資本金	5,481	5,481
無形固定資産	793	789	資本剰余金	1,487	1,487
ソフトウェア	376	429	資本準備金	1,487	1,487
リース資産	415	343	その他資本剰余金	0	0
その他の無形固定資産	1	16	利益剰余金	31,186	31,883
支払承諾見返	529	485	利益準備金	3,993	3,993
貸倒引当金	△ 3,155	△ 3,774	その他利益剰余金	27,192	27,890
			別途積立金	26,337	26,737
			繰越利益剰余金	855	1,153
			株主資本合計	38,155	38,853
			その他有価証券評価差額金	6,071	4,780
			繰延ヘッジ損益	0	0
			土地再評価差額金	1,141	1,115
			評価・換算差額等合計	7,212	5,896
			純資産の部合計	45,368	44,749
資産の部合計	1,314,366	1,380,448	負債及び純資産の部合計	1,314,366	1,380,448

■ 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	第206期 (令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで)	第207期 (令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで)
経常収益	14,048	14,081
資金運用収益	10,398	10,383
貸出金利息	9,479	9,447
有価証券利息配当金	869	732
コールローン利息	4	2
預け金利息	43	200
その他の受入利息	1	1
役務取引等収益	3,152	3,365
受入為替手数料	607	664
その他の役務収益	2,545	2,700
その他業務収益	36	47
外国為替売買益	35	46
商品有価証券売買益	0	0
その他の業務収益	0	-
その他経常収益	460	285
償却債権取立益	18	22
株式等売却益	187	-
その他の経常収益	254	262
経常費用	12,630	12,275
資金調達費用	436	294
預金利息	385	247
債券貸借取引支払利息	1	0
借入金利息	0	0
その他の支払利息	49	47
役務取引等費用	1,939	1,989
支払為替手数料	151	114
その他の役務費用	1,788	1,874
営業経費	9,398	9,209
その他経常費用	857	782
貸倒引当金繰入額	765	708
貸出金償却	44	54
株式等売却損	-	8
株式等償却	2	-
その他の経常費用	43	11
経常利益	1,417	1,806

科 目	第206期 (令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで)	第207期 (令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで)
特別損失	86	190
固定資産処分損	26	69
減損損失	60	121
税引前当期純利益	1,330	1,615
法人税、住民税及び事業税	569	645
法人税等調整額	△ 65	△ 122
法人税等合計	504	523
当期純利益	825	1,092

株主資本等変動計算書

第206期（自令和2年4月1日 至令和3年3月31日）

（単位：百万円）

区 分	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益 準備金	利益剰余金		利益 剰余金 合計
		資本 準備金	その他 資本剰余金	資本 剰余金 合計		その他利益剰余金	繰越利益 剰余金	
		別途 積立金						
当期首残高	5,481	1,487	0	1,487	3,993	25,937	837	30,767
当期変動額								
剰余金の配当							△ 399	△ 399
別途積立金の積立						400	△ 400	-
当期純利益							825	825
自己株式の取得								
自己株式の処分								
土地再評価差額金の取崩							△ 7	△ 7
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)								
当期変動額合計	-	-	-	-	-	400	18	418
当期末残高	5,481	1,487	0	1,487	3,993	26,337	855	31,186

区 分	株主資本		評価・換算差額等				純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	-	37,736	4,145	△ 0	1,133	5,279	43,016
当期変動額							
剰余金の配当		△ 399					△ 399
別途積立金の積立		-					-
当期純利益		825					825
自己株式の取得		-					-
自己株式の処分		-					-
土地再評価差額金の取崩		△ 7					△ 7
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			1,925	0	7	1,933	1,933
当期変動額合計	-	418	1,925	0	7	1,933	2,352
当期末残高	-	38,155	6,071	0	1,141	7,212	45,368

第207期（自令和3年4月1日 至令和4年3月31日）

（単位：百万円）

区 分	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金		利益剰余金合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		その他利益剰余金	繰越利益剰余金	
		別途積立金						
当期首残高	5,481	1,487	0	1,487	3,993	26,337	855	31,186
会計方針の変更による累積的影響額							△ 20	△ 20
会計方針の変更を反映した当期首残高	5,481	1,487	0	1,487	3,993	26,337	835	31,165
当期変動額								
剰余金の配当							△ 399	△ 399
別途積立金の積立						400	△ 400	-
当期純利益							1,092	1,092
自己株式の取得								
自己株式の処分			△ 0	△ 0				
土地再評価差額金の取崩							25	25
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)								
当期変動額合計	-	-	△ 0	△ 0	-	400	318	718
当期末残高	5,481	1,487	0	1,487	3,993	26,737	1,153	31,883

区 分	株主資本		評価・換算差額等				純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	-	38,155	6,071	0	1,141	7,212	45,368
会計方針の変更による累積的影響額		△ 20					△ 20
会計方針の変更を反映した当期首残高	-	38,135	6,071	0	1,141	7,212	45,347
当期変動額							
剰余金の配当		△ 399					△ 399
別途積立金の積立		-					-
当期純利益		1,092					1,092
自己株式の取得	△ 0	△ 0					△ 0
自己株式の処分	0	0					0
土地再評価差額金の取崩		25					25
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			△ 1,291	0	△ 25	△ 1,316	△ 1,316
当期変動額合計	-	718	△ 1,291	0	△ 25	△ 1,316	△ 598
当期末残高	-	38,853	4,780	0	1,115	5,896	44,749

注記事項（第207期）

（重要な会計方針）

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 5年～50年
その他 2年～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。

6. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額（以下「非保全額」という。）のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

破綻懸念先で非保全額が一定額以上の大口債務者については、債務者の状況を総合的に判断してキャッシュ・フローによる回収可能額を見積り、非保全額から当該回収可能額を控除した残額を貸倒引当金とする方法により計上しております。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は779百万円であります。

(2) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：発生年度に全額を損益処理

数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日翌事業年度から損益処理

(4) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(5) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(6) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象に対し、将来発生する可能性のある損失を見積り、必要と認められる額を計上しております。

7. ヘッジ会計の方法

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 令和2年10月8日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

8. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結財務諸表における会計処理の方法と異なっております。

(2) 消費税等の会計処理

有形固定資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は当事業年度の費用に計上しております。

（重要な会計上の見積り）

1. 貸倒引当金

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

貸倒引当金 3,774百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

貸倒引当金の算出方法は、「注記事項（重要な会計方針）」の6. [(1) 貸倒引当金]に記載しております。

② 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

③ 翌事業年度の財務諸表に与える影響

債権の評価には経営者が管理不能な不確実性が含まれております。このため、予測不能な前提条件の変化等により債権の評価が変動する可能性があり、この場合には、将来当行が貸倒引当金を増額又は減額する可能性があります。

なお、新型コロナウイルス感染症の貸倒引当金への影響については、現時点では大きな影響を及ぼす可能性は低いものと判断しております。

（会計方針の変更）

（収益認識に関する会計基準等の適用）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 令和2年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取る見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これにより、役員等取等収益の一部について、従来は一時点で収益を認識する方法によっておりましたが、履行時期に合わせて一定の期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の繰越利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

当該会計基準等の適用が財務諸表に与える影響は軽微であります。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 令和元年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 令和元年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。

なお、当該会計基準等の適用が財務諸表に与える影響はありません。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症の影響)

当事業年度の財務諸表の作成にあたって、翌事業年度まで新型コロナウイルス感染症の影響が継続するものとして見通せる影響を会計上の見積り及び仮定の設定において検討しておりますが、現時点において重要な影響を与えるものではないと判断しております。ただし、今後の状況によって判断を見直した結果、翌事業年度以降の財務諸表において重要な影響を与える可能性があります。

(貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式又は出資金の総額

株式	75百万円
出資金	5百万円

2. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	4,536百万円
危険債権額	6,319百万円
三月以上延滞債権額	－百万円
貸出条件緩和債権額	93百万円
合計額	10,949百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

(表示方法の変更)

「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(令和2年1月24日内閣府令第3号)が令和4年3月31日から施行されたことに伴い、銀行法の「リスク管理債権」の区分等を、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく開示債権の区分等に合わせて表示しております。

3. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 令和4年3月17日)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替等は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

1,254百万円

4. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
有価証券	110,632百万円
貸出金	87,422百万円
計	198,054百万円

担保資産に対応する債務

預金	1,047百万円
借入金	184,005百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、次のものを差し入れております。

有価証券	1,202百万円
その他の資産	6,000百万円

また、その他の資産には、保証金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

保証金	631百万円
-----	--------

5. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

融資未実行残高	228,326百万円
うち原契約期間が1年以内のもの	227,808百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

6. 有形固定資産の圧縮記帳額 358百万円
(当該事業年度の圧縮記帳額 ー百万円)

7. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額 2,310百万円

8. 取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債権総額 12百万円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金	1,118百万円
退職給付引当金	561百万円
減価償却費	67百万円
その他	334百万円
繰延税金資産小計	2,081百万円
評価性引当額	△230百万円
繰延税金資産合計	1,851百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△2,097百万円
その他	△10百万円
繰延税金負債合計	△2,107百万円
繰延税金負債の純額	△256百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	30.58%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.14%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△1.11%
住民税均等割等	1.63%
評価性引当額	1.20%
過年度法人税等	0.24%
その他	△0.28%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	32.40%

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

損益の状況

■粗利益等

(単位：百万円)

種 類	令和3年3月期			令和4年3月期		
	国内業務部門	国際業務部門	合 計	国内業務部門	国際業務部門	合 計
資 金 運 用 収 支	9,956	5	9,962	10,085	3	10,089
資金運用収益	10,390	8	10,398 ⁰	10,379	4	10,383 ⁰
資金調達費用	433	2	436 ⁰	293	0	294 ⁰
役 務 取 引 等 収 支	1,195	17	1,213	1,356	18	1,375
役務取引等収益	3,128	24	3,152	3,338	26	3,365
役務取引等費用	1,932	7	1,939	1,982	7	1,989
そ の 他 業 務 収 支	0	35	36	0	46	47
その他業務収益	0	35	36	0	46	47
その他業務費用	-	-	-	-	-	-
業 務 粗 利 益	11,153	59	11,212	11,443	69	11,512
業 務 粗 利 益 率 (%)	1.04	2.37	1.05	0.96	3.11	0.97

(注) 1. 資金運用収益及び資金調達費用の合計欄の上段の計数は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の利息であります。

$$2. \text{業務粗利益率} = \frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定平均残高}} \times 100$$

■業務純益

(単位：百万円)

種 類	令和3年3月期			令和4年3月期		
	国内業務部門	国際業務部門	合 計	国内業務部門	国際業務部門	合 計
業 務 純 益	1,806	△ 8	1,798	2,331	14	2,346
実 質 業 務 純 益	1,880	△ 8	1,871	2,323	14	2,338
コア業務純益	1,880	△ 8	1,871	2,323	14	2,338
コア業務純益 (除く投資信託解約損益)	1,850	△ 8	1,841	2,323	14	2,338

(注) 1. 業務純益は、銀行の本業での業績を示す指標であり、上記の業務粗利益から、一般貸倒引当金繰入額及び経費（営業経費のうち臨時的な経費を除く）を控除したものです。

2. 実質業務純益は、一般貸倒引当金繰入額控除前の業務純益です。

3. コア業務純益は、実質業務純益から国債等債券の損益を控除したものです。

■ 資金運用勘定・調達勘定の平均残高等

(単位：百万円)

種 類	令和3年3月期			令和4年3月期			
	国内業務部門	国際業務部門	合 計	国内業務部門	国際業務部門	合 計	
資金運用勘定	平均残高	(615) 1,062,316	2,489	1,064,191	(613) 1,184,680	2,225	1,186,292
	利 息	(0) 10,390	8	10,398	(0) 10,379	4	10,383
	利回り(%)	0.97	0.34	0.97	0.87	0.19	0.87
資金調達勘定	平均残高	1,230,626	(615) 2,516	1,232,528	1,300,349	(613) 2,254	1,301,990
	利 息	433	(0) 2	436	293	(0) 0	294
	利回り(%)	0.03	0.11	0.03	0.02	0.03	0.02

- (注) 1. 資金運用勘定は、無利息預け金の平均残高（国内業務部門令和3年3月期167,861百万円、令和4年3月期116,033百万円、国際業務部門令和3年3月期4百万円、令和4年3月期3百万円、合計令和3年3月期167,865百万円、令和4年3月期116,036百万円）を控除して表示しております。
2. ()内は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の平均残高及び利息（内書き）であります。
3. 国際業務部門の外貨建取引の平均残高は、月次カレント方式により算出しております。

■ 受取利息・支払利息の分析

(単位：百万円)

種 類	令和3年3月期			令和4年3月期			
	国内業務部門	国際業務部門	合 計	国内業務部門	国際業務部門	合 計	
受取利息	残高による増減	706	0	706	1,071	△ 0	1,071
	利率による増減	△ 680	△ 24	△ 705	△ 1,083	△ 3	△ 1,086
	純 増 減	25	△ 24	1	△ 11	△ 4	△ 15
支払利息	残高による増減	35	0	35	15	△ 0	15
	利率による増減	△ 117	△ 4	△ 121	△ 155	△ 1	△ 157
	純 増 減	△ 82	△ 3	△ 86	△ 139	△ 2	△ 141

- (注) 残高及び利率の増減要因が重なる部分について、利率による増減に含めて記載しております。

■ 役務取引の状況

(単位：百万円)

種 類	令和3年3月期			令和4年3月期		
	国内業務部門	国際業務部門	合 計	国内業務部門	国際業務部門	合 計
役 務 取 引 等 収 益	3,128	24	3,152	3,338	26	3,365
うち 預金・貸出業務	923	-	923	906	-	906
うち 為 替 業 務	583	24	607	638	26	664
うち 証 券 関 連 業 務	639	-	639	757	-	757
うち 代 理 業 務	624	-	624	616	-	616
うち 保 護 預 り・貸 金 庫 業 務	39	-	39	39	-	39
うち 保 証 業 務	12	0	12	14	0	15
役 務 取 引 等 費 用	1,932	7	1,939	1,982	7	1,989
うち 為 替 業 務	144	6	151	107	7	114

■ その他業務利益の内訳

(単位：百万円)

種 類	令和3年3月期			令和4年3月期		
	国内業務部門	国際業務部門	合 計	国内業務部門	国際業務部門	合 計
外 国 為 替 売 買 損 益	-	35	35	-	46	46
商 品 有 価 証 券 売 買 損 益	0	-	0	0	-	0
国 債 等 債 券 売 却 損 益	-	-	-	-	-	-
国 債 等 債 券 償 還 損 益	-	-	-	-	-	-
そ の 他	0	-	0	-	-	-
合 計	0	35	36	0	46	47

■ 営業経費の内訳

(単位：百万円)

科 目	令和3年3月期	令和4年3月期
給 料 ・ 手 当	3,354	3,234
退 職 給 付 費 用	165	149
福 利 厚 生 費	17	21
有 形 固 定 資 産 償 却 費	522	544
無 形 固 定 資 産 償 却 費	194	207
土 地 建 物 機 械 賃 借 料	989	991
営 繕 費	17	37
消 耗 品 費	184	185
給 水 光 熱 費	86	87
旅 費	11	9
通 信 費	359	363
広 告 宣 伝 費	54	47
租 税 公 課	588	527
そ の 他	2,851	2,803
合 計	9,398	9,209

経営諸比率

■ 利益率

(単位：%)

種 類	令和3年3月期	令和4年3月期
総資産経常利益率	0.11	0.13
資本経常利益率	3.54	4.45
総資産当期純利益率	0.06	0.08
資本当期純利益率	2.06	2.69

(注) 1. 総資産経常(当期純)利益率 = $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(除く支払承諾見返)平均残高}} \times 100$

2. 資本経常(当期純)利益率 = $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{資本勘定平均残高}} \times 100$

■ 利鞘

(単位：%)

種 類	令和3年3月期			令和4年3月期		
	国内業務部門	国際業務部門	合 計	国内業務部門	国際業務部門	合 計
資金運用利回り	0.97	0.34	0.97	0.87	0.19	0.87
資金調達原価	0.78	2.80	0.79	0.72	2.45	0.72
総資金利鞘	0.19	△ 2.46	0.18	0.15	△ 2.26	0.15

■ 預貸率・預証率

(単位：%)

種 類		令和3年3月期			令和4年3月期		
		国内業務部門	国際業務部門	合 計	国内業務部門	国際業務部門	合 計
預 貸 率	期 末	80.87	-	80.73	82.03	-	81.92
	期 中 平 均	81.07	-	80.93	79.86	-	79.75
預 証 率	期 末	12.26	-	12.23	11.90	-	11.88
	期 中 平 均	12.27	-	12.25	11.39	-	11.38

■ 従業員1人当たり預金・貸出金 (単位：百万円)

種 類	令和3年3月期	令和4年3月期
預 金	1,734	1,911
貸 出 金	1,403	1,524

(注) 期中平均従業員数により算出しております。

■ 1店舗当たり預金・貸出金 (単位：百万円)

種 類	令和3年3月期	令和4年3月期
預 金	16,333	16,538
貸 出 金	13,187	13,548

(注) 店舗数には出張所を含んでおりません。

預 金

■預金科目別期末残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和3年3月期			令和4年3月期		
	国内業務部門	国際業務部門	合 計 (構成比)	国内業務部門	国際業務部門	合 計 (構成比)
流 動 性 預 金	604,483	-	604,483 (53.6)	630,212	-	630,212 (55.2)
うち有利息預金	477,296	-	477,296 (42.4)	496,892	-	496,892 (43.5)
定 期 性 預 金	516,807	-	516,807 (45.9)	506,216	-	506,216 (44.4)
うち固定金利定期預金	512,800		512,800 (45.5)	500,747		500,747 (43.9)
うち変動金利定期預金	53		53 (0.0)	58		58 (0.0)
そ の 他	3,796	1,942	5,739 (0.5)	3,197	1,510	4,708 (0.4)
合 計	1,125,087	1,942	1,127,030 (100.0)	1,139,626	1,510	1,141,137 (100.0)
譲 渡 性 預 金	-	-	- (-)	-	-	- (-)
総 合 計	1,125,087	1,942	1,127,030 (100.0)	1,139,626	1,510	1,141,137 (100.0)

- (注) 1.流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金
 2.定期性預金＝定期預金＋定期積金
 固定金利定期預金：預入時に満期日迄の利率が確定する定期預金
 変動金利定期預金：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期預金

■預金科目別平均残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和3年3月期			令和4年3月期		
	国内業務部門	国際業務部門	合 計 (構成比)	国内業務部門	国際業務部門	合 計 (構成比)
流 動 性 預 金	548,940	-	548,940 (50.1)	627,930	-	627,930 (54.6)
うち有利息預金	441,548	-	441,548 (40.3)	486,712	-	486,712 (42.3)
定 期 性 預 金	543,423	-	543,423 (49.6)	518,864	-	518,864 (45.1)
うち固定金利定期預金	539,675		539,675 (49.2)	514,231		514,231 (44.7)
うち変動金利定期預金	58		58 (0.0)	54		54 (0.0)
そ の 他	2,000	1,878	3,878 (0.3)	2,042	1,607	3,650 (0.3)
合 計	1,094,364	1,878	1,096,242 (100.0)	1,148,837	1,607	1,150,445 (100.0)
譲 渡 性 預 金	-	-	- (-)	-	-	- (-)
総 合 計	1,094,364	1,878	1,096,242 (100.0)	1,148,837	1,607	1,150,445 (100.0)

- (注) 1.流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金
 2.定期性預金＝定期預金＋定期積金
 固定金利定期預金：預入時に満期日迄の利率が確定する定期預金
 変動金利定期預金：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期預金
 3.国際業務部門の外貨建取引の平均残高は、月次カレント方式により算出しております。

定期預金の残存期間別残高

(単位：百万円)

種 類	3カ月未満	3カ月以上 6カ月未満	6カ月以上 1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上	合 計
令和3年3月期							
定 期 預 金	88,288	146,055	245,218	14,666	15,718	2,907	512,854
うち固定金利定期預金	88,284	146,042	245,217	14,658	15,690	2,907	512,800
うち変動金利定期預金	3	13	1	7	28	-	53
令和4年3月期							
定 期 預 金	79,492	153,281	232,747	14,333	17,999	2,952	500,806
うち固定金利定期預金	79,488	153,268	232,743	14,305	17,989	2,952	500,747
うち変動金利定期預金	3	13	4	28	9	-	58

預金者別残高

(単位：百万円、%)

区 分	令和3年3月期		令和4年3月期	
	残 高	構成比	残 高	構成比
個 人 預 金	821,067	72.9	830,940	72.8
法 人 預 金	254,745	22.6	259,259	22.7
そ の 他	51,217	4.5	50,937	4.5
合 計	1,127,030	100.0	1,141,137	100.0

(注)「その他」とは、公金預金・金融機関預金であります。

財形預金残高

(単位：百万円)

区 分	令和3年3月期	令和4年3月期
財 形 預 金	5,351	5,189

貸 出 金

■貸出金科目別期末残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和3年3月期			令和4年3月期		
	国内業務部門	国際業務部門	合 計 (構成比)	国内業務部門	国際業務部門	合 計 (構成比)
手 形 貸 付	13,707	-	13,707 (1.5)	15,527	-	15,527 (1.7)
証 書 貸 付	866,359	-	866,359 (95.2)	890,713	-	890,713 (95.3)
当 座 貸 越	28,243	-	28,243 (3.1)	27,348	-	27,348 (2.9)
割 引 手 形	1,606	-	1,606 (0.2)	1,251	-	1,251 (0.1)
合 計	909,916	-	909,916 (100.0)	934,840	-	934,840 (100.0)

■貸出金科目別平均残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和3年3月期			令和4年3月期		
	国内業務部門	国際業務部門	合 計 (構成比)	国内業務部門	国際業務部門	合 計 (構成比)
手 形 貸 付	15,327	-	15,327 (1.7)	22,669	-	22,669 (2.5)
証 書 貸 付	842,155	-	842,155 (94.9)	867,663	-	867,663 (94.6)
当 座 貸 越	28,207	-	28,207 (3.2)	25,872	-	25,872 (2.8)
割 引 手 形	1,517	-	1,517 (0.2)	1,324	-	1,324 (0.1)
合 計	887,207	-	887,207 (100.0)	917,530	-	917,530 (100.0)

(注) 国際業務部門の外貨建取引の平均残高は、月次カレント方式により算出しております。

■貸出金の残存期間別残高

(単位：百万円)

種 類	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超	期間の定め のないもの	合 計
令和3年3月期							
貸 出 金	171,012	124,024	110,187	87,891	403,733	13,066	909,916
うち 変 動 金 利		63,117	58,917	48,558	341,317	4,469	
うち 固 定 金 利		60,907	51,270	39,332	62,415	8,597	
令和4年3月期							
貸 出 金	188,968	131,548	106,509	86,483	407,813	13,517	934,840
うち 変 動 金 利		67,350	58,914	50,845	353,010	4,531	
うち 固 定 金 利		64,197	47,594	35,638	54,803	8,985	

(注) 残存期間1年以下の貸出金については、変動金利、固定金利の区別をしておりません。

■貸出金業種別内訳

(単位：百万円、%)

業 種	令和3年3月期		令和4年3月期	
	残 高	構成比	残 高	構成比
製 造 業	38,215	4.2	37,756	4.0
農 業、林 業	749	0.1	735	0.1
漁 業	8	0.0	8	0.0
鉱業、採石業、砂利採取業	193	0.0	195	0.0
建 設 業	30,463	3.4	30,725	3.3
電気・ガス・熱供給・水道業	1,675	0.2	1,718	0.2
情 報 通 信 業	1,557	0.2	1,686	0.2
運 輸 業、郵 便 業	8,605	1.0	8,435	0.9
卸 売 業、小 売 業	49,902	5.5	50,007	5.3
金 融 業、保 険 業	12,823	1.4	10,352	1.1
不 動 産 業、物 品 賃 貸 業	55,907	6.1	54,699	5.9
宿 泊 業、飲 食 サービス 業	12,262	1.4	12,138	1.3
学 術 研 究、専 門・技 術 サービス 業	7,424	0.8	7,921	0.8
生 活 関 連 サービス 業、娯 楽 業	5,439	0.6	5,198	0.6
教 育、学 習 支 援 業	2,032	0.2	1,499	0.2
医 療、福 祉	43,932	4.8	44,459	4.8
サ ー ビ ス 業	10,115	1.1	9,801	1.0
地 方 公 共 団 体	129,568	14.2	120,440	12.9
そ の 他	499,047	54.8	537,068	57.4
合 計	909,916	100.0	934,840	100.0

■貸出金担保別内訳

(単位：百万円)

種 類	令和3年3月期	令和4年3月期
有 価 証 券	145	150
債 権	6,616	6,352
商 品	-	-
不 動 産	155,805	161,206
そ の 他	-	-
計	162,567	167,709
保 証	583,033	599,181
信 用	164,314	167,949
合 計	909,916	934,840

■支払承諾見返の担保別内訳

(単位：百万円)

種 類	令和3年3月期	令和4年3月期
有 価 証 券	-	-
債 権	-	14
商 品	-	-
不 動 産	206	398
そ の 他	-	-
計	206	412
保 証	91	72
信 用	230	-
合 計	529	485

■貸出金使途別内訳

(単位：百万円、%)

区 分	令和3年3月期		令和4年3月期	
	残 高	構成比	残 高	構成比
設 備 資 金	564,712	62.1	579,955	62.0
運 転 資 金	345,204	37.9	354,885	38.0
合 計	909,916	100.0	934,840	100.0

■ 中小企業等向け貸出金

(単位：百万円、%)

区 分	令和3年3月期	令和4年3月期
中小企業等向け貸出金残高	698,686	712,652
総貸出金に占める割合	76.7	76.2

(注) 中小企業等とは、資本金3億円（ただし、卸売業は1億円、小売業、飲食業、物品賃貸業等は5千万円）以下の会社又は常用する従業員が300人（ただし、卸売業、物品賃貸業等は100人、小売業、飲食業は50人）以下の企業等であります。

■ 消費者ローン・住宅ローン残高

(単位：百万円)

種 類	令和3年3月期	令和4年3月期
消費者ローン	17,493	16,912
住宅ローン	420,795	437,984
合 計	438,288	454,896

■ 貸倒引当金内訳

(単位：百万円)

区 分	令和3年3月期		令和4年3月期	
	残 高	増減額	残 高	増減額
一般貸倒引当金	389	73	381	△ 8
個別貸倒引当金	2,766	237	3,393	626
合 計	3,155	310	3,774	618

■ 貸出金償却額

(単位：百万円)

区 分	令和3年3月期	令和4年3月期
貸出金償却額	44	54

■ 特定海外債権残高

該当ありません。

■ リスク管理債権額

「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」（令和2年1月24日 内閣府令第3号）が令和4年3月31日から施行されたことに伴い、銀行法の「リスク管理債権」の区分等を、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく開示債権の区分等に合わせて表示しております。

過去実績についても新たな区分等に基づいて表示しております。

リスク管理債権額は単体・連結ベースとも同額であります。

(単位：百万円)

区 分	令和3年3月末	令和4年3月末
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	3,884	4,536
危険債権	6,286	6,319
三月以上延滞債権	—	—
貸出条件緩和債権	238	93
合 計	10,408	10,949
正 常 債 権	902,238	927,390

■ 金融再生法開示債権額

(単位：百万円)

区 分	令和3年3月末	令和4年3月末
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	3,884	4,536
危険債権	6,286	6,319
要 管 理 債 権	238	93
小 計 (A)	10,408	10,949
正 常 債 権	902,238	927,390
合 計 (総与信) (B)	912,647	938,340
開 示 債 権 比 率 (A)/(B)×100	1.14 %	1.16 %
担保・優良保証(C)	6,572	6,469
貸 倒 引 当 金(D)	2,769	3,394
保 全 率 (C+D)/(A)×100	89.74 %	90.08 %

用語のご説明

リスク管理債権

銀行法及び同法施行規則に基づいて開示する債権で、貸付有価証券、貸出金、外国為替、銀行保証付私募債、未収利息、仮払金及び支払承諾見返について債務者の財政状態及び経営成績等を基に査定を行い、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」「危険債権」「三月以上延滞債権」「貸出条件緩和債権」の4区分に分類されます。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。

三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものです。

貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものです。

正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記の債権以外のものに区分される債権です。

用語のご説明

金融再生法開示債権

「金融機能再生のための緊急措置に関する法律」に基づいて開示する債権で、貸付有価証券、貸出金、外国為替、銀行保証付私募債、未収利息、仮払金及び支払承諾見返について債務者の財政状態及び経営成績等を基に査定を行い、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」「危険債権」「要管理債権」「正常債権」の4区分に分類されます。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。

要管理債権

元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として三月以上延滞している貸出債権及び経済的困難に陥った債務者の再建又は支援を図り、当該債権の回収を促進すること等を目的に債務者に有利な一定の譲歩を与える約定条件の改定等を行った貸出債権です。

正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記の債権以外のものに区分される債権です。

証券業務

保有有価証券期末残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和3年3月期			令和4年3月期		
	国内業務部門	国際業務部門	合 計 (構成比)	国内業務部門	国際業務部門	合 計 (構成比)
国 債	39,430	-	39,430 (28.6)	49,978	-	49,978 (36.8)
地 方 債	64,555	-	64,555 (46.8)	58,330	-	58,330 (43.0)
社 債	20,626	-	20,626 (14.9)	14,853	-	14,853 (11.0)
株 式	12,963	-	12,963 (9.4)	11,832	-	11,832 (8.7)
そ の 他 の 証 券	367	-	367 (0.3)	647	-	647 (0.5)
合 計	137,943	-	137,943 (100.0)	135,643	-	135,643 (100.0)

保有有価証券平均残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和3年3月期			令和4年3月期		
	国内業務部門	国際業務部門	合 計 (構成比)	国内業務部門	国際業務部門	合 計 (構成比)
国 債	38,198	-	38,198 (28.4)	46,609	-	46,609 (35.6)
地 方 債	68,344	-	68,344 (50.9)	60,696	-	60,696 (46.3)
社 債	22,413	-	22,413 (16.7)	18,454	-	18,454 (14.1)
株 式	4,966	-	4,966 (3.7)	4,724	-	4,724 (3.6)
そ の 他 の 証 券	385	-	385 (0.3)	466	-	466 (0.4)
合 計	134,308	-	134,308 (100.0)	130,951	-	130,951 (100.0)

公共債引受額

(単位：百万円)

種 類	令和3年3月期	令和4年3月期
国 債	-	-
地 方 債 ・ 政 府 保 証 債	100	-
合 計	100	-

公共債及び証券投資信託の窓口販売実績

(単位：百万円)

種 類	令和3年3月期	令和4年3月期
国 債	61	65
地 方 債 ・ 政 府 保 証 債	-	-
合 計	61	65
証 券 投 資 信 託	16,237	18,757

商品有価証券の売買高および平均残高

(単位：百万円)

種 類	令和3年3月期		令和4年3月期	
	売 買 高	平均残高	売 買 高	平均残高
商 品 国 債	28	0	610	0
商 品 地 方 債	-	11	-	0
商 品 政 府 保 証 債	-	-	-	-
そ の 他 の 商 品 有 価 証 券	-	-	-	-
合 計	28	11	610	0

■有価証券の残存期間別残高

(単位：百万円)

種 類	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合 計
令和3年3月期								
国 債	7,057	8,131	6,134	6,056	12,051	-	-	39,430
地 方 債	11,383	22,230	9,161	9,006	7,448	5,324	-	64,555
社 債	5,867	7,293	2,935	804	401	3,322	-	20,626
株 式							12,963	12,963
その他の証券	-	-	-	-	-	-	367	367
うち外国債券	-	-	-	-	-	-	-	-
うち外国株式							-	-
令和4年3月期								
国 債	6,032	4,052	5,059	10,018	24,816	-	-	49,978
地 方 債	9,906	19,351	7,164	8,580	6,428	6,898	-	58,330
社 債	3,169	5,654	2,411	802	197	2,618	-	14,853
株 式							11,832	11,832
その他の証券	-	-	-	-	-	-	647	647
うち外国債券	-	-	-	-	-	-	-	-
うち外国株式							-	-

国際業務・その他業務

■外国為替取扱高

(単位：百万米ドル)

区 分		令和3年3月期	令和4年3月期
仕 向 為 替	売 渡 為 替	129	139
	買 入 為 替	6	9
被 仕 向 為 替	支 払 為 替	60	74
	取 立 為 替	4	3
合 計		200	226

■外貨建資産残高

(単位：百万米ドル)

区 分	令和3年3月期	令和4年3月期
国内店外貨建資産	17	12

■内国為替取扱高

(単位：千口、百万円)

区 分		令和3年3月期		令和4年3月期	
		口 数	金 額	口 数	金 額
送金為替	各地へ向けた分	2,631	1,351,909	2,601	1,387,811
	各地より受けた分	2,977	1,622,322	2,946	1,713,668
代金取立	各地へ向けた分	56	515,006	53	578,514
	各地より受けた分	57	527,327	54	592,932

時価等情報

■ 有価証券関係

貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」を含めて記載しております。

1. 売買目的有価証券

(単位：百万円)

種 別	令和3年3月期	令和4年3月期
	当期の損益に含まれた評価差額	当期の損益に含まれた評価差額
売買目的有価証券	0	-

2. 満期保有目的の債券

(単位：百万円)

区 分	種類	令和3年3月期			令和4年3月期		
		貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	地方債	12,103	12,243	140	5,014	5,087	72
	社債	1,050	1,065	15	750	761	11
	小計	13,153	13,308	155	5,764	5,849	84
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	地方債	-	-	-	-	-	-
	社債	1,000	997	△ 2	2,060	2,051	△ 8
	小計	1,000	997	△ 2	2,060	2,051	△ 8
合計		14,153	14,306	153	7,824	7,901	76

3. 子会社株式及び関連会社株式

該当事項はありません。

(注) 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

(単位：百万円)

種 類	令和3年3月期	令和4年3月期
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
子会社株式	75	75
関連会社株式	-	-

4. その他有価証券

(単位：百万円)

区 分	種類	令和3年3月期			令和4年3月期		
		貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	12,168	3,998	8,170	11,183	3,960	7,222
	債券	84,251	83,483	768	58,820	58,480	340
	国債	30,405	30,113	292	22,159	22,045	114
	地方債	37,208	36,891	317	25,845	25,698	146
	社債	16,637	16,477	159	10,815	10,736	79
	その他	-	-	-	-	-	-
小計	96,420	87,481	8,938	70,003	62,441	7,562	
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	494	571	△ 77	528	609	△ 80
	債券	26,207	26,335	△ 128	56,517	57,120	△ 603
	国債	9,025	9,057	△ 32	27,819	28,118	△ 298
	地方債	15,243	15,332	△ 89	27,470	27,769	△ 299
	社債	1,938	1,945	△ 6	1,227	1,233	△ 5
	その他	352	352	△ 0	350	351	△ 0
小計	27,053	27,259	△ 206	57,397	58,081	△ 684	
合計	123,473	114,740	8,732	127,400	120,522	6,878	

(注) 上表に含まれない市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額

種 類	令和3年3月期	令和4年3月期
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
非上場株式	226	45
組合出資金	15	296

組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 令和元年7月4日）第27項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

5. 当期中に売却したその他有価証券

(単位：百万円)

種 別	令和3年3月期			令和4年3月期		
	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	300	187	-	172	-	8
債券	-	-	-	-	-	-
国債	-	-	-	-	-	-
地方債	-	-	-	-	-	-
社債	-	-	-	-	-	-
その他	229	30	-	-	-	-
合計	530	217	-	172	-	8

6. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当該事業年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

前事業年度における株式の減損処理額は、2百万円であります。

当事業年度における減損処理はありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、決算日の時価が取得原価に比べて50%以上下落した場合、あるいは決算日の時価が取得原価に比べて30%以上50%未満下落したもののうち時価の回復する見込みがない場合にはすべて減損処理を行っております。

■ 金銭の信託

該当ありません。

■ その他有価証券評価差額金

貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

区 分	令和3年3月期	令和4年3月期
評 価 差 額	8,732	6,878
その他有価証券	8,732	6,878
その他の金銭の信託	-	-
(△) 繰延税金負債	△2,661	△2,097
その他有価証券評価差額金	6,071	4,780

デリバティブ取引

令和3年3月期および令和4年3月期

■ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

1. 金利関連取引

該当ありません。

2. 通貨関連取引

通貨関連取引について為替予約取引等を行っておりますが、重要性が乏しいため記載を省略しております。

3. 株式関連取引

該当ありません。

4. 債券関連取引

該当ありません。

5. 商品関連取引

該当ありません。

6. クレジット・デリバティブ取引

該当ありません。

■ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

1. 金利関連取引

該当ありません。

2. 通貨関連取引

通貨関連取引について為替予約取引等を行っておりますが、重要性が乏しいため記載を省略しております。

3. 株式関連取引

該当ありません。

4. 債券関連取引

該当ありません。

自己資本比率規制 第3の柱(市場規律)の開示

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第19号。以下「自己資本比率告示」という。）に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

また、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用するとともに、オペレーショナル・リスク相当額の算出においては基礎的手法を採用しております。

■ 自己資本の構成に関する開示事項

1. 連結自己資本比率（国内基準）

（単位：百万円、％）

項 目	令和3年 3月期	令和4年 3月期
コア資本に係る基礎項目（1）		
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額	38,564	39,287
うち、資本金及び資本剰余金の額	6,969	6,969
うち、利益剰余金の額	31,794	32,517
うち、自己株式の額（△）	-	-
うち、社外流出予定額（△）	199	199
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額	△5	7
うち、為替換算調整勘定	-	-
うち、退職給付に係るものの額	△5	7
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る新株予約権の額	-	-
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	391	385
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	391	385
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-
適格旧非累積的永久優先株の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	252	164
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	104	74
コア資本に係る基礎項目の額	(イ) 39,307	39,920
コア資本に係る調整項目（2）		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。）の額の合計額	532	533
うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む。）の額	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外の額	532	533
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	-	-
適格引当金不足額	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
退職給付に係る資産の額	-	-
自己保有普通株式等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-
少数出資金融機関等の対象普通株式等の額	-	-
特定項目に係る十パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	-	-
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	-	-
コア資本に係る調整項目の額	(ロ) 532	533
自己資本		
自己資本の額 ((イ) - (ロ))	(ハ) 38,774	39,386
リスク・アセット等（3）		
信用リスク・アセットの額の合計額	454,271	460,747
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	49	40
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	-	-
うち、土地再評価差額金に係る額	49	40
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	21,385	21,518
信用リスク・アセット調整額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-	-
リスク・アセット等の額の合計額	(ニ) 475,657	482,266
連結自己資本比率		
連結自己資本比率 ((ハ) / (ニ))	8.15	8.16

2. 単体自己資本比率（国内基準）

（単位：百万円、％）

項 目	令和3年 3月期	令和4年 3月期
コア資本に係る基礎項目（1）		
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額	37,955	38,653
うち、資本金及び資本剰余金の額	6,969	6,969
うち、利益剰余金の額	31,186	31,883
うち、自己株式の額（△）	-	-
うち、社外流出予定額（△）	199	199
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る新株予約権の額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	389	381
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	389	381
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-
適格旧非累積的永久優先株の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	252	164
コア資本に係る基礎項目の額（イ）	38,597	39,199
コア資本に係る調整項目（2）		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	551	548
うち、のれんに係るものの額	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	551	548
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	-	-
適格引当金不足額	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
前払年金費用の額	-	-
自己保有普通株式等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-
少数出資金融機関等の対象普通株式等の額	-	-
特定項目に係る十パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	-	-
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	-	-
コア資本に係る調整項目の額（ロ）	551	548
自己資本		
自己資本の額（（イ）－（ロ））（ハ）	38,046	38,651
リスク・アセット等（3）		
信用リスク・アセットの額の合計額	454,754	461,041
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	49	40
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	-	-
うち、土地再評価差額金に係る額	49	40
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	20,949	21,073
信用リスク・アセット調整額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-	-
リスク・アセット等の額の合計額（ニ）	475,704	482,115
自己資本比率		
自己資本比率（（ハ）／（ニ））	7.99	8.01

■ 定性的な開示事項

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団（以下「連結グループ」という。）に属する会社と会計連結範囲に含まれる会社との相違点はありません。
- (2) 連結グループに属する連結子会社は、次の2社です。
 - ・ 但銀ビジネスサービス株式会社（事務代行業務、不動産賃貸業務等）
 - ・ 但銀リース株式会社（リース業務等）
- (3) 自己資本比率告示第32条が適用される金融業務を営む関連法人等はありません。
- (4) 連結グループに属する会社であって会計連結範囲に含まれない会社及び連結グループに属しない会社であって会計連結範囲に含まれる会社はありません。
- (5) 連結グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等は定めておりません。

2. 自己資本調達手段の概要

令和3年3月期の自己資本調達手段の概要は以下のとおりであります。

発行主体	(株)但馬銀行	但銀リース(株)
資本調達手段の種類	普通株式	普通株式(非支配株主持分)
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額 (連結自己資本比率)	38,564百万円	104百万円
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額 (単体自己資本比率)	37,955百万円	－百万円

令和4年3月期の自己資本調達手段の概要は以下のとおりであります。

発行主体	(株)但馬銀行	但銀リース(株)
資本調達手段の種類	普通株式	普通株式(非支配株主持分)
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額 (連結自己資本比率)	39,287百万円	74百万円
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額 (単体自己資本比率)	38,653百万円	－百万円

(注) コア資本に係る基礎項目の額に算入された額については、連結自己資本比率には「普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額」及び「非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」を、単体自己資本比率には「普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額」を記載しております。

- ※ 以下の「自己資本の充実度に関する評価方法の概要」から「出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要」の開示事項の内容については、令和3年3月期、令和4年3月期とも相違ありません。

3. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当行では、信用リスク、金利リスク、価格変動リスクなど、リスクカテゴリー毎にリスクを計量化し、リスク量の合計と自己資本の額を対比することにより、経営体力を超えてリスクを取り過ぎないように管理しております。

また、自己資本比率等を、自己資本の充実度に関する評価の基準としております。

4. 信用リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続の概要

① 信用リスクとは

信用リスクとは、取引先の財務状況の悪化等により、貸出金などの資産の価値が減少ないし消失し、銀行が損失を被るリスクをいいます。

② 信用リスク管理の基本方針

当行では、「信用リスク管理方針」、「信用リスク管理規程」を制定し、融資の小口分散を図り、特定の企業集団や特定の業種に偏らないポートフォリオの構築を目指すとともに、審査部門が「融資の審査・管理規準」等の規程に基づき、厳正な審査を実施しております。

また、信用リスクを客観的かつ計量的に把握するため、信用リスクの計量化に取り組んでおり、計測した信用リスク量が配賦されたリスク資本内に収まるようモニタリングを行うとともに、定期的に取り締り報告等を行います。

③ 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている「償却・引当基準」に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者にかかる債権及びそれと同等の状況にある債務者にかかる債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額等を控除し、その残額を計上しております。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者にかかる債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の先に対する債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

全ての債権は、「自己査定基準」に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

(2) **標準的手法が適用されるポートフォリオについて**

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は、(株)格付投資情報センター (R & I)、(株)日本格付研究所 (JCR)、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)、S & Pグローバル・レーティング (S & P) の4社を採用しております。

5. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

(1) **信用リスク削減手法とは**

信用リスク削減手法とは、当行が抱える信用リスクを軽減するための措置であり、次に掲げる担保、保証及び貸出金と預金との相殺が該当します。

・担保

当行が定める担保種類は、預金、公社債、株式、不動産、商業手形等があります。

・保証

当行が定める保証は、その保証者を、中央政府、地方公共団体、政府関係機関、金融機関、一般事業会社、個人等に類型化しております。

(2) **信用リスク削減手法全般に関する方針及び管理**

当行では、取引相手の信用リスクを削減するため、担保・保証等による保全を行っております。

信用リスク削減手法全般に関しては、「貸出事務取扱規程」に規定しており、標準的な担保・保証の種類、基本的な手続き、担保の評価方法、定期的な担保実査ならびに評価洗替について定めております。

また、自己資本比率の算出において、自己資本比率告示第80条の規定に基づく「信用リスク削減手法」として「包括的手法」を適用しており、有効に認められる適格金融資産担保については、自行預金担保等を適格金融資産担保とし、当行が定める「貸出事務取扱規程」及び「自己資本比率算定基準」に基づき評価及び管理を行っております。

また、相殺契約下にある貸出金と自行預金は相殺し、相殺後の金額をエクスポージャー額としております。

(3) **信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中**

信用リスク削減手法適用後の信用リスクの集中度合に関して、同一業種へ偏ることなく、信用リスクは分散されております。

6. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

当行では、ヘッジ目的として外国為替予約取引等の派生商品取引を行っております。

派生商品取引については、その取引相手先を限定するとともに、取引相手先ごとにカレント・エクスポージャー方式等により信用リスクを算出しております。

また、長期決済期間取引に該当する取引はありません。

7. 証券化エクスポージャーに関する事項

証券化取引は行っておりません。

8. オペレーショナル・リスクに関する事項

(1) **リスク管理の方針及び手続の概要**

① **オペレーショナル・リスク管理体制**

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であることまたは外生的な事象により、当行が損失を被るリスクをいいます。

当行では、オペレーショナル・リスクとして、事務リスク、システムリスク、法務リスク、人的リスク、有形資産リスク、風評リスクを管理しております。

オペレーショナル・リスクの管理にあたっては、オペレーショナル・リスク管理の基本的事項を定めた「オペレーショナル・リスク管理方針」及び「オペレーショナル・リスク管理規程」を制定したうえで、各リスク所管部が専門的な立場からそれぞれのリスクについて把握・管理を行っております。

② **オペレーショナル・リスクの管理方針及び管理手続**

オペレーショナル・リスクは、業務運営を行っていくうえで可能な限り回避すべきリスクであり、適切に管理するための組織体制及び仕組を整備し、リスク顕現化の未然防止及び顕在化時における影響の極小化に努めております。

具体的には、各リスクを洗い出し、リスクの発生状況について継続的なモニタリングを行うとともに、経営陣に対して定期的な報告を行っております。また、リスクの発生原因を分析し、改善策等を策定することにより、各リスク所管部がリスクの極小化を目指して改善活動に取り組んでおります。

各オペレーショナル・リスクの管理は、上記のオペレーショナル・リスク情報の収集・分析を実施するほか、「事務リスク管理規程」、「システムリスク管理規程」、「法務リスク管理規程」、「人的リスク管理規程」、「有形資産リスク管理規程」、「風評リスク管理規程」及び「危機管理規程（緊急事態発生時における業務継続計画）」等を定め、適切に管理しております。

(2) オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

自己資本比率規制上のオペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては、自己資本比率告示に定める「基礎的手法」を採用しております。

9. 出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

当行では、経営体力に応じた適切なリスク限度を設定し、過度なリスクテイクを回避して業務運営に取り組むとの市場リスクの管理方針に則り、株式等のリスク管理を行っております。

株式等の価格変動リスクについては、債券と一体で資産間の相関を考慮したうえで、VaR（バリュー・アット・リスク）により計測しております。また、半期毎に取締役会において、自己資本や市場環境等を勘案してVaRによるリスク限度額を決定し、その限度額を遵守しながら株式等への投資を行っております。

株式等の評価については、子会社・関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法または償却原価法により行っております。また、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

10. 金利リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続の概要

当行では、経営体力に応じた適切なリスク限度を設定し、過度なリスクテイクを回避して業務運営に取り組むとの市場リスクの管理方針に則り、ALMの一環として、金利リスク、為替リスク、価格変動リスクのコントロールを実施しております。

金利リスクはすべての金利感応資産・負債を対象として管理し、重要性を踏まえてリスク量を算出しております。

なお、連結子会社については、事業内容、資産・負債の規模から金利リスクに及ぼす影響は軽微であることから、連結の金利リスクは単体の金利リスクと等しいものとみなしています。

金利リスクを適切にコントロールするため、半期毎に取締役会において、銀行全体のリスク許容限度額内で市場リスクの一つとして金利リスクに対するリスク限度額を決定し、定期的にリスク量を算出・管理のうえ、その範囲内で効率的な業務運営を行っております。

(2) 金利リスクの算定手法の概要

A. 開示告示に基づく定量的開示の対象となるΔEVE及びΔNII並びに銀行がこれらに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する事項

流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期	1.25年
流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期	5年
流動性預金への満期の割当て方法及びその前提	・金融庁が定める保守的な前提を採用しております。
固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する前提	・考慮しておりません。
複数の通貨の集計方法及びその前提	・外貨については、重要性の観点より対象外としております。
スプレッドに関する前提	・割引率にスプレッドを含めず、キャッシュフローにスプレッドを含めて算出しております。
内部モデルの使用等、ΔEVE及びΔNIIに重大な影響を及ぼすその他の前提	・内部モデルは使用しておりません。
前期の開示からの変動に関する説明	・割引金利に使用するリスクフリーレートをLIBORからOISに変更しております。
計測値の解釈や重要性に関するその他の説明	・自己資本比率や有価証券の含み損益、その他の指標等を鑑みて、健全性については問題ありません。 ・内部管理として、総資産・総負債の5%程度を重要性の判断基準としております。

B. 銀行が、自己資本の充実度の評価、ストレス・テスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で、開示告示に基づく定量的開示の対象となるΔEVE及びΔNII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

現在、当行では市場リスクについて、リスクを計量化して把握・管理することが可能なリスクについては、VaR、BPV（ベシス・ポイント・バリュー）、ギャップ分析、シミュレーション分析など業務の特性や運用方針に合った効果的・効率的な計測方法を組み合わせ活用しており、これらを当行の経営体力に見合うようコントロールするなど、リスク管理方法の高度化・厳格化に取り組んでおります。

■ 定量的な開示事項

1. 自己資本の充実度に関する事項

(1) 所要自己資本の額 (注)

(単位：百万円)

項 目	令和3年3月期		令和4年3月期	
	連結	単体	連結	単体
信用リスク・アセット	18,170	18,190	18,429	18,441
資産（オン・バランス）項目	18,140	18,159	18,400	18,412
現金	-	-	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	-	-	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	5	5	2	2
我が国の政府関係機関向け	3	3	2	2
地方三公社向け	-	-	-	-
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	46	46	45	45
法人等向け	2,992	3,283	3,033	3,316
中小企業等向け及び個人向け	9,543	9,543	9,640	9,640
抵当権付住宅ローン	2,175	2,175	2,325	2,325
不動産取得等事業向け	1,726	1,726	1,758	1,758
三月以上延滞等	44	44	42	42
取立未済手形	-	-	-	-
信用保証協会等による保証付	81	81	77	77
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-
出資等	191	194	184	187
（うち出資等のエクスポージャー）	191	194	184	187
（うち重要な出資のエクスポージャー）	-	-	-	-
上記以外	1,312	1,036	1,265	992
（うち他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通株式等に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	250	250	190	190
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	197	197	209	210
（うち上記以外のエクスポージャー）	863	589	865	591
証券化（オリジネーターの場合）	-	-	-	-
証券化（オリジネーター以外の場合）	-	-	-	-
リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（リック・スルー方式）	14	14	20	20
リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（マンドレート方式）	-	-	-	-
リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式 250%）	-	-	-	-
リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式 400%）	-	-	-	-
リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（フォールバック方式 1250%）	-	-	-	-
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	1	1	1	1
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	-	-	-	-
オフ・バランス取引等項目	27	27	27	27
任意の時期に無条件で取消可能又は自動的に取消可能なコミットメント	-	-	-	-
原契約期間が1年以下のコミットメント	-	-	-	-
短期の貿易関連偶発債務	0	0	0	0
特定の取引に係る偶発債務	0	0	0	0
（うち経過措置を適用する元本補填信託契約）	-	-	-	-
N I F又はR U F	-	-	-	-
原契約期間が1年超のコミットメント	-	-	-	-
内部格付手法におけるコミットメント	-	-	-	-
信用供与に直接的に代替する偶発債務	17	17	17	17
（うち借入金の保証）	17	17	17	17
（うち有価証券の保証）	-	-	-	-
（うち手形引受）	-	-	-	-
（うち経過措置を適用しない元本補填信託契約）	-	-	-	-
（うちクレジット・デリバティブのプロテクション提供）	-	-	-	-
買戻条件付資産売却又は求償権付資産売却等（控除後）	-	-	-	-
買戻条件付資産売却又は求償権付資産売却等（控除前）	-	-	-	-
控除額（△）	-	-	-	-
先物購入、先渡預金、部分払込株式又は部分払込債券	-	-	-	-
有価証券の貸付、現金若しくは有価証券による担保の提供又は有価証券の買戻条件付売却若しくは売戻条件付購入	8	8	8	8
派生商品取引	1	1	1	1
外為関連取引	0	0	0	0
金利関連取引	1	1	1	1
金関連取引	-	-	-	-
株式関連取引	-	-	-	-
貴金属（金を除く）関連取引	-	-	-	-
その他のコモディティ関連取引	-	-	-	-
クレジット・デリバティブ取引（カウンターパーティー・リスク）	0	0	0	0
一括清算ネットティング契約による与信相当額削減効果（△）	-	-	-	-
長期決済期間取引	-	-	-	-
未決済取引	-	-	-	-
証券化エクスポージャーに係る適格流動性補完及び適格なサービサー・キャッシュ・アドバンス	-	-	-	-
上記以外のオフ・バランスの証券化エクスポージャー	-	-	-	-
C V Aリスク相当額（簡便的リスク測定方式）	2	2	2	2
中央清算機関関連エクスポージャー	-	-	-	-
オペレーショナル・リスク（基礎的手法）	855	837	860	842
総所要自己資本額	19,026	19,028	19,290	19,284

(注) 所要自己資本の額は、リスク・アセットに4%を乗じた額であります。

2. 信用リスク（リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く）に関する事項

(1) 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高及び主な種類別の内訳

(連結)

(単位：百万円)

区 分		令和3年3月期				
		信用リスクエクスポージャーの期末残高				三月以上延滞 エクスポージャー (注)
		貸出金、コミットメン ト及びデリバティブ 以外のオフ・バランス	債 券	デリバティブ取引		
国	内外	1,299,652	904,726	124,113	265	2,056
海		-	-	-	-	-
地 域 別 合 計		1,299,652	904,726	124,113	265	2,056
製 造 業		41,855	40,551	1,304	-	397
農 業、林 業		880	880	-	-	5
漁 業		396	396	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業		244	244	-	-	-
建設業		42,890	42,690	200	-	34
電気・ガス・熱供給・水道業		2,521	2,521	-	-	-
情報通信業		2,094	2,094	-	-	-
運輸業、郵便業		16,341	9,589	6,752	-	-
卸売業、小売業		54,119	53,468	650	-	280
金融業、保険業		38,214	22,465	11,292	265	-
不動産業、物品賃貸業		50,775	50,775	-	-	143
宿泊業、飲食サービス業		15,093	15,093	-	-	87
学術研究、専門・技術サービス業		10,436	10,186	250	-	-
生活関連サービス業、娯楽業		7,157	7,157	-	-	0
教育、学習支援業		2,212	2,212	-	-	-
医療、福祉		53,709	53,709	-	-	132
サービス業		16,980	16,930	50	-	40
地方公共団体		280,939	177,325	103,614	-	-
その他		662,788	396,432	-	0	933
業 種 別 合 計		1,299,652	904,726	124,113	265	2,056
1 年 以 下		149,399	122,051	23,141	14	-
1 年 超 3 年 以 下		73,153	38,252	34,840	59	-
3 年 超 5 年 以 下		67,255	50,680	16,548	26	-
5 年 超 7 年 以 下		58,880	44,754	14,085	40	-
7 年 超 10 年 以 下		142,192	123,486	18,675	30	-
10 年 超		536,684	519,769	16,820	94	-
期間の定めのないもの		272,086	5,730	-	-	-
残 存 期 間 別 合 計		1,299,652	904,726	124,113	265	-

(単位：百万円)

区 分		令和4年3月期				
		信用リスクエクスポージャーの期末残高				三月以上延滞 エクスポージャー (注)
		貸出金、コミットメン ト及びデリバティブ 以外のオフ・バランス	債 券	デリバティブ取引		
国	内外	1,372,229	928,883	123,533	212	2,164
海		-	-	-	-	-
地 域 別 合 計		1,372,229	928,883	123,533	212	2,164
製 造 業		41,214	40,010	1,204	-	446
農 業、林 業		912	862	50	-	4
漁 業		369	369	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業		244	244	-	-	-
建設業		43,244	42,993	250	-	59
電気・ガス・熱供給・水道業		2,692	2,692	-	-	-
情報通信業		2,254	2,254	-	-	-
運輸業、郵便業		15,189	9,356	5,833	-	63
卸売業、小売業		54,344	53,644	700	-	241
金融業、保険業		30,334	18,761	6,249	212	-
不動産業、物品賃貸業		50,248	50,198	50	-	90
宿泊業、飲食サービス業		15,252	15,091	160	-	42
学術研究、専門・技術サービス業		11,113	10,862	250	-	-
生活関連サービス業、娯楽業		6,911	6,911	-	-	-
教育、学習支援業		1,708	1,708	-	-	-
医療、福祉		54,647	54,647	-	-	130
サービス業		17,086	17,036	50	-	58
地方公共団体		298,904	190,169	108,735	-	-
その他		725,557	411,067	-	0	1,026
業 種 別 合 計		1,372,229	928,883	123,533	212	2,164
1 年 以 下		161,865	140,176	17,539	42	-
1 年 超 3 年 以 下		67,085	40,771	26,281	31	-
3 年 超 5 年 以 下		55,958	44,000	11,939	18	-
5 年 超 7 年 以 下		60,694	43,243	17,450	-	-
7 年 超 10 年 以 下		155,587	125,642	29,915	30	-
10 年 超		551,010	530,513	20,406	90	-
期間の定めのないもの		320,027	4,534	-	-	-
残 存 期 間 別 合 計		1,372,229	928,883	123,533	212	-

(注) 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞しているエクスポージャー又は引当金勘案前でリスク・ウェイトが150%であるエクスポージャーです。

(単体)

(単位：百万円)

区 分	令和3年3月期				
	信用リスクエクスポージャーの期末残高				三月以上延滞 エクスポージャー (注)
	貸出金、コミットメン ト及びデリバティブ 以外のオフ・バランス	債 券	デリバティブ取引		
国 内	1,300,119	912,012	124,113	265	2,056
海 外	-	-	-	-	-
地 域 別 合 計	1,300,119	912,012	124,113	265	2,056
製 造 業	41,855	40,551	1,304	-	397
農 業、林 業	880	880	-	-	5
漁 業	396	396	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	244	244	-	-	-
建設業	42,890	42,690	200	-	34
電気・ガス・熱供給・水道業	2,521	2,521	-	-	-
情報通信業	2,094	2,094	-	-	-
運輸業、郵便業	16,341	9,589	6,752	-	-
卸売業、小売業	54,119	53,468	650	-	280
金融業、保険業	38,214	22,465	11,292	265	-
不動産業、物品賃貸業	58,062	58,062	-	-	143
宿泊業、飲食サービス業	15,093	15,093	-	-	87
学術研究、専門・技術サービス業	10,436	10,186	250	-	-
生活関連サービス業、娯楽業	7,157	7,157	-	-	0
教育、学習支援業	2,212	2,212	-	-	-
医療、福祉	53,709	53,709	-	-	132
サービス業	16,980	16,930	50	-	40
地方公共団体	280,939	177,325	103,614	-	-
その他	655,969	396,432	-	0	933
業 種 別 合 計	1,300,119	912,012	124,113	265	2,056
1 年 以 下	149,599	122,251	23,141	14	
1 年 超 3 年 以 下	74,596	39,695	34,840	59	
3 年 超 5 年 以 下	71,202	54,628	16,548	26	
5 年 超 7 年 以 下	59,423	45,297	14,085	40	
7 年 超 10 年 以 下	143,235	124,530	18,675	30	
10 年 超	536,794	519,878	16,820	94	
期間の定めのないもの	265,266	5,730	-	-	
残 存 期 間 別 合 計	1,300,119	912,012	124,113	265	

(単位：百万円)

区 分	令和4年3月期				
	信用リスクエクスポージャーの期末残高				三月以上延滞 エクスポージャー (注)
	貸出金、コミットメン ト及びデリバティブ 以外のオフ・バランス	債 券	デリバティブ取引		
国 内	1,372,494	935,939	123,533	212	2,164
海 外	-	-	-	-	-
地 域 別 合 計	1,372,494	935,939	123,533	212	2,164
製 造 業	41,214	40,010	1,204	-	446
農 業、林 業	912	862	50	-	4
漁 業	369	369	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	244	244	-	-	-
建設業	43,244	42,993	250	-	59
電気・ガス・熱供給・水道業	2,692	2,692	-	-	-
情報通信業	2,254	2,254	-	-	-
運輸業、郵便業	15,189	9,356	5,833	-	63
卸売業、小売業	54,344	53,644	700	-	241
金融業、保険業	30,334	18,761	6,249	212	-
不動産業、物品賃貸業	57,305	57,255	50	-	90
宿泊業、飲食サービス業	15,252	15,091	160	-	42
学術研究、専門・技術サービス業	11,113	10,862	250	-	-
生活関連サービス業、娯楽業	6,911	6,911	-	-	-
教育、学習支援業	1,708	1,708	-	-	-
医療、福祉	54,647	54,647	-	-	130
サービス業	17,086	17,036	50	-	58
地方公共団体	298,904	190,169	108,735	-	-
その他	718,766	411,067	-	0	1,026
業 種 別 合 計	1,372,494	935,939	123,533	212	2,164
1 年 以 下	162,032	140,343	17,539	42	
1 年 超 3 年 以 下	68,974	42,660	26,281	31	
3 年 超 5 年 以 下	59,302	47,344	11,939	18	
5 年 超 7 年 以 下	62,248	44,797	17,450	-	
7 年 超 10 年 以 下	155,587	125,642	29,915	30	
10 年 超	551,112	530,615	20,406	90	
期間の定めのないもの	313,236	4,534	-	-	
残 存 期 間 別 合 計	1,372,494	935,939	123,533	212	

(注) 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞しているエクスポージャー又は引当金勘案前でリスク・ウェイトが150%であるエクスポージャーです。

(2) 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

ア. 期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区 分	令和3年3月期						令和4年3月期					
	(連 結)			(単 体)			(連 結)			(単 体)		
	期首 残高	期 中 増減額	期末 残高	期首 残高	期 中 増減額	期末 残高	期首 残高	期 中 増減額	期末 残高	期首 残高	期 中 増減額	期末 残高
一 般 貸 倒 引 当 金	318	73	391	316	73	389	391	△ 6	385	389	△ 8	381
個 別 貸 倒 引 当 金	2,557	231	2,789	2,529	237	2,766	2,789	625	3,414	2,766	626	3,393
合 計	2,875	305	3,181	2,845	310	3,155	3,181	618	3,800	3,155	618	3,774

イ. 個別貸倒引当金の地域別、業種別内訳

(単位：百万円)

区 分	令和3年3月期						令和4年3月期					
	(連 結)			(単 体)			(連 結)			(単 体)		
	期首 残高	期 中 増減額	期末 残高	期首 残高	期 中 増減額	期末 残高	期首 残高	期 中 増減額	期末 残高	期首 残高	期 中 増減額	期末 残高
内 国	2,557	231	2,789	2,529	237	2,766	2,789	625	3,414	2,766	626	3,393
外 海	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地 域 別 合 計	2,557	231	2,789	2,529	237	2,766	2,789	625	3,414	2,766	626	3,393
製 造 業	518	123	642	518	123	642	642	50	692	642	50	692
農 業、林 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
漁 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建設業	285	33	318	285	33	318	318	73	391	318	73	391
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
情報通信業	20	△ 20	-	20	△ 20	-	-	-	-	-	-	-
運輸業、郵便業	5	414	420	5	414	420	420	8	428	420	8	428
卸売業、小売業	336	13	349	336	13	349	349	174	524	349	174	524
金融業、保険業	2	△ 0	2	2	△ 0	2	2	2	5	2	2	5
不動産業、物品賃貸業	218	△ 93	125	218	△ 93	125	125	11	136	125	11	136
宿泊業、飲食サービス業	474	△ 311	162	474	△ 311	162	162	31	194	162	31	194
学術研究、専門・技術サービス業	2	-	2	2	-	2	2	204	206	2	204	206
生活関連サービス業、娯楽業	20	△ 7	12	20	△ 7	12	12	8	20	12	8	20
教育、学習支援業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
医療、福祉	82	△ 9	72	82	△ 9	72	72	0	73	72	0	73
サービス業	60	31	92	60	31	92	92	5	98	92	5	98
地方公共団体	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他の業	531	55	587	503	60	564	587	53	641	564	55	620
業 種 別 合 計	2,557	231	2,789	2,529	237	2,766	2,789	625	3,414	2,766	626	3,393

(3) 業種別の貸出金償却の額

(単位：百万円)

区 分	令和3年3月期		令和4年3月期	
	(連 結)	(単 体)	(連 結)	(単 体)
製 造 業	-	-	18	18
農 業、林 業	-	-	-	-
漁 業	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-
建設業	0	0	-	-
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-
情報通信業	-	-	-	-
運輸業、郵便業	-	-	-	-
卸売業、小売業	0	0	27	27
金融業、保険業	-	-	-	-
不動産業、物品賃貸業	-	-	-	-
宿泊業、飲食サービス業	30	30	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	-	-	-	-
生活関連サービス業、娯楽業	-	-	-	-
教育、学習支援業	-	-	-	-
医療、福祉	-	-	1	1
サービス業	-	-	-	-
地方公共団体	-	-	-	-
その他の業	14	14	7	7
合 計	44	44	54	54

(4) リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高並びに1250%のリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーの額(注1)

(単位：百万円)

区 分(注2)	令和3年3月期				令和4年3月期			
	(連結)		(単体)		(連結)		(単体)	
	格付適用あり	格付適用なし	格付適用あり	格付適用なし	格付適用あり	格付適用なし	格付適用あり	格付適用なし
0%	-	612,312	-	612,312	-	672,441	-	672,441
10%	8,546	22,422	8,546	22,422	7,772	20,041	7,772	20,041
20%	7,931	1,712	7,931	1,712	6,925	2,492	6,925	2,492
35%	-	154,934	-	154,934	-	165,677	-	165,677
50%	14,075	1,145	14,075	1,145	13,095	1,258	13,095	1,258
75%	100	312,349	100	312,349	100	316,132	100	316,132
100%	2,345	141,810	2,345	142,281	2,395	144,048	2,395	144,307
150%	-	471	-	471	-	464	-	464
250%	-	3,754	-	3,750	-	3,287	-	3,293
1250%	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	32,999	1,250,913	32,999	1,251,380	30,289	1,325,843	30,289	1,326,108

(注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。

2. エクスポージャーはリスク削減手法適用後のリスク・ウェイトにより区分しております。

3. 信用リスク削減手法に関する事項

(1) 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー (注)

(単位：百万円)

区 分	令和3年3月期		令和4年3月期	
	(連結)	(単体)	(連結)	(単体)
適 格 金 融 資 産 担 保	8,318	8,318	8,935	8,935
現 金 及 び 自 行 預 金	8,183	8,183	8,813	8,813
適 格 債 券	-	-	-	-
適 格 株 式	135	135	121	121
適 格 保 証、 適 格 クレジット・ デリバティブ	49,317	49,317	39,846	39,846
適 格 保 証	49,317	49,317	39,846	39,846

(注) 当行は、適格金融資産担保について包括的手法を採用しております。

4. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

(1) 与信相当額の算出に用いる方式

カレント・エクスポージャー方式

(2) グロス再構築コストの額 (注)

(単位：百万円)

区 分	令和3年3月期		令和4年3月期	
	(連結)	(単体)	(連結)	(単体)
派 生 商 品 取 引	40	40	55	55
外 国 為 替 関 連 取 引	12	12	34	34
金 利 関 連 取 引	27	27	21	21
クレジット・デリバティブ取引	0	0	-	-

(注) 長期決済期間取引はありません。

(3) 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案前及び勘案後の与信相当額 (注1)

(単位：百万円)

区 分	令和3年3月期				令和4年3月期			
	(連結)		(単体)		(連結)		(単体)	
	担保による信用リスク削減効果勘案前	担保による信用リスク削減効果勘案後	担保による信用リスク削減効果勘案前	担保による信用リスク削減効果勘案後	担保による信用リスク削減効果勘案前	担保による信用リスク削減効果勘案後	担保による信用リスク削減効果勘案前	担保による信用リスク削減効果勘案後
派 生 商 品 取 引(注2)	265	265	265	265	212	212	212	212
外 国 為 替 関 連 取 引	14	14	14	14	40	40	40	40
金 利 関 連 取 引	171	171	171	171	138	138	138	138
クレジット・デリバティブ取引	79	79	79	79	33	33	33	33

(注) 1. 長期決済期間取引はありません。

2. 派生商品取引に対する担保はありません。

(4) クレジット・デリバティブの想定元本額

(単位：百万円)

区 分	令和3年3月期		令和4年3月期		
	(連結)	(単体)	(連結)	(単体)	
クレジット・デフォルト・スワップ	プロテクションの購入	791	791	330	330
	プロテクションの提供	-	-	-	-

5. 証券化エクスポージャーに関する事項

該当ありません。

6. 出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

(1) (連結) 貸借対照表計上額 (時価)、評価損益

(単位：百万円)

区 分	令和3年3月期				令和4年3月期			
	(連結)		(単 体)		(連結)		(単 体)	
	貸借対照表計上額	評価損益	貸借対照表計上額	評価損益	貸借対照表計上額	評価損益	貸借対照表計上額	評価損益
上場している出資等又は株式等	12,662	8,092	12,662	8,092	11,711	7,141	11,711	7,141
上記に該当しない出資等又は株式等	226	-	301	-	45	-	120	-
合 計	12,888	8,092	12,963	8,092	11,757	7,141	11,832	7,141

(2) 売却及び償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

区 分	令和3年3月期		令和4年3月期	
	(連結)	(単 体)	(連結)	(単 体)
売却による損益額	187	187	△ 8	△ 8
償却による損益額	△ 2	△ 2	-	-
合 計	184	184	△ 8	△ 8

(3) (連結) 貸借対照表及び(連結) 損益計算書で認識されない評価損益の額

該当ありません。

7. リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

区 分	令和3年3月期		令和4年3月期	
	(連結)	(単 体)	(連結)	(単 体)
ルック・スルー方式(注1)	684	683	823	822
マンドレート方式(注2)	-	-	-	-
蓋然性方式(250%) (注3)	-	-	-	-
蓋然性方式(400%)	-	-	-	-
フォールバック方式(注4)	-	-	-	-
合 計	684	683	823	822

- (注) 1. 「ルック・スルー方式」とは、「保有エクスポージャーの裏付けとなる資産及び取引(以下「裏付けとなる資産等」という。))」を、銀行が直接保有しているとみなして信用リスク・アセットの総額を算出する方式であります。
2. 「マンドレート方式」とは、(注) 1が適用できない場合に、裏付けとなる資産等の運用に関する基準に基づき、信用リスク・アセットの総額が最大となる裏付けとなる資産等の構成を想定し、銀行が直接保有しているとみなして信用リスク・アセットの総額を算出する方式であります。
3. 「蓋然性方式」とは、(注) 1及び2が適用できない場合に、保有エクスポージャーのリスク・ウェイトが250%以下又は400%以下である蓋然性が高いことを疎明した場合に、250%又は400%のリスク・ウェイトを適用する方式であります。
4. 「フォールバック方式」とは、上記の方式がすべて適用できない場合、保有エクスポージャーに1,250%のリスク・ウェイトを適用する方式であります。

8. 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB1：金利リスク					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		△EVE		△NII	
		令和4年3月期	令和3年3月期	令和4年3月期	令和3年3月期
1	上方パラレルシフト	4,036	4,839	1,599	1,341
2	下方パラレルシフト	0	0	4,936	4,833
3	スティープ化	7,730	7,870		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	7,730	7,870	4,936	4,833
		ホ		ヘ	
		令和4年3月期		令和3年3月期	
8	自己資本の額		38,651		38,046

報酬等に関する開示事項

1. 当行（グループ）の対象役職員の報酬等に関する組織体制の整備状況に関する事項

(1) 「対象役職員」の範囲

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」および「対象従業員等」（合わせて「対象役職員」）の範囲については、以下のとおりであります。

① 「対象役員」の範囲

対象役員は、当行の取締役および監査役であります。なお、社外取締役および社外監査役を除いております。

② 「対象従業員等」の範囲

当行では、対象役員以外の当行の役員および従業員ならびに主要な連結子法人等の役職員のうち、「高額の報酬等を受ける者」で当行およびその主要な連結子法人等の業務の運営または財産の状況に重要な影響を与える者等を「対象従業員等」として、開示の対象としております。

なお、当行の対象役員以外の役員および従業員ならびに主要な連結子法人等の役職員で、対象従業員等に該当する者はありません。

ア) 「主要な連結子法人等」の範囲

「主要な連結子法人等」とは、銀行の連結総資産に対する当該法人等の総資産の割合が2%を超えるものおよびグループ経営に重要な影響を与える連結子法人等ではありますが、該当する連結子法人等はありません。

イ) 「高額の報酬等を受ける者」の範囲

「高額の報酬等を受ける者」とは、当行の有価証券報告書の役員報酬等の内容に記載の役員報酬および使用人分の報酬を対象となる役員の人数により除すことで算出される「対象役職員の平均報酬額」以上の報酬等を受ける者を指します。

ウ) 「グループの業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるもの」の範囲

「グループの業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるもの」とは、その者が通常行う取引や管理する事項が、当行、当行グループ、主要な連結子法人等の業務の運営に相当程度の影響を与え、または取引等に損失が発生することにより財産の状況に重要な影響を与える者であります。

(2) 対象役職員の報酬等の決定について

① 対象役職員の報酬等の決定について

当行では、株主総会において役員報酬の総額（上限額）を決定しております。取締役の報酬の個人別の配分については、株主総会で決議された上限額の範囲内で、取締役会決議により決定しております。また、監査役の報酬の個人別の配分については、株主総会で決議された上限額の範囲内で、監査役協議により決定しております。

2. 当行（グループ）の対象役職員の報酬等の体系の設計および運用の適切性の評価に関する事項

(1) 報酬等に関する方針について

① 「対象役員」の報酬等に関する方針

当行の取締役の個人別の報酬等は、各取締役が担う役割・責任・成果等を踏まえて支給する「月額報酬」、業績や各取締役の職務遂行状況等を踏まえて支給する「役員賞与」、退任後に支給する「役員退職慰労金」で構成しております。

報酬等については、株主総会で定められた報酬の範囲内で支給され、「月額報酬」および「役員賞与」は、取締役会の決議により決定しております。「役員退職慰労金」は、株主総会の決議により、行内規程に定める基準に則り決定しております。なお、監査役の報酬等に関する方針は定めておりません。

株主総会で決議された報酬限度額は、取締役が年額96百万円以内、監査役が年額36百万円以内であります。

3. 当行（グループ）の対象役職員の報酬等の体系とリスク管理の整合性ならびに報酬等と業績の連動に関する事項

対象役職員の報酬等の決定に当たっては、株主総会で役員全体の報酬総額が決議され、決定される仕組みになっております。

4. 当行（グループ）の対象役職員の報酬等の種類、支払総額および支払方法に関する事項

対象役職員の報酬等の総額（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）

区分	人数	報酬等の総額 (百万円)	固定報酬 の総額	基本報酬	株式報酬型 ストックオプション	その他	変動報酬 の総額	基本報酬	賞与	その他	退職慰労 金	その他
対象役員(除く社外役員)	12	174	119	119	-	-	30	-	30	-	24	-

(注) 上記には令和3年6月29日開催の第206期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名を含んでおります。

5. 当行（グループ）の対象役職員の報酬等の体系に関し、その他参考となるべき事項

特段、前項までに掲げたもののほか、該当する事項はございません。

銀行法施行規則に定める開示事項

【単体ベース】

【銀行の概況および組織】	掲載ページ
1. 経営の組織	31
2. 株主に関する事項	33
3. 役員に関する事項	32
4. 会計監査人に関する事項	51
5. 営業所一覧	34～36
【主要な業務の内容】	
1. 業務の案内	22～28
【主要な業務に関する事項】	
1. 事業の概況	4
2. 直近の5事業年度における主要な業務の状況	
(1)経常収益	40
(2)経常利益	40
(3)当期純利益	40
(4)資本金及び発行済株式の総数	40
(5)純資産額	40
(6)総資産額	40
(7)預金残高	40
(8)貸出金残高	40
(9)有価証券残高	40
(10)単体自己資本比率	40
(11)配当性向	40
(12)従業員数	40
3. 直近の2事業年度における事業の概況	
(1)主要な業務の状況を示す指標	
ア. 業務粗利益、業務粗利益率、業務純益、実質業務純益、コア業務純益及びコア業務純益(投資信託解約損益を除く。)	57
イ. 資金運用収支及び役務取引等収支	57
ウ. 資金運用・調達勘定の平残及び利回り等	58、60
エ. 受取・支払利息の増減	58
オ. 総資産経常利益率及び資本経常利益率	60
カ. 総資産当期純利益率及び資本当期純利益率	60
(2)預金に関する指標	
ア. 預金科目別平均残高	61
イ. 定期預金の残存期間別残高	62
(3)貸出金等に関する指標	
ア. 貸出金科目別平均残高	63
イ. 貸出金の残存期間別残高	63
ウ. 貸出金及び支払承諾見返の担保別内訳	64
エ. 貸出金使途別内訳	64
オ. 貸出金業種別内訳	64
カ. 中小企業向貸出金	65
キ. 特定海外債権残高	65
ク. 預貸率の期末値及び期中平均値	60
(4)有価証券に関する指標	
ア. 商品有価証券の種類別平均残高	67
イ. 有価証券の種類別残存期間別残高	68
ウ. 有価証券の種類別平均残高	67
エ. 預証率の期末値及び期中平均値	60
【銀行の業務運営に関する事項】	
1. リスク管理の体制	16～17
2. 法令遵守の体制	14
3. 中小企業の経営の改善・地域の活性化のための取組み状況	5～7
4. 指定紛争解決機関の名称	21

【銀行の直近の2事業年度における財産の状況】	掲載ページ
1. 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書	51～56
2. リスク管理債権額並びに(1)から(4)までの合計額	
(1)破産更生債権及びこれらに準ずる債権	66
(2)危険債権	66
(3)三月以上延滞債権	66
(4)貸出条件緩和債権	66
(5)正常債権	66
3. 自己資本の充実の状況	72～82
4. 時価等情報	
(1)有価証券	69～70
(2)金銭の信託	70
(3)デリバティブ取引情報	71
5. 貸倒引当金の状況	65
6. 貸出金償却額	65
7. 会社法による会計監査人の監査	51
8. 金融商品取引法に基づく監査証明	51
【報酬等】	
1. 報酬等に関する開示事項	83

【連結ベース】

【銀行及びその子会社等の概況】	
1. 子会社等の主要な事業の内容及び組織	38
2. 子会社等の情報	
(1)名称	38
(2)主たる事務所の所在地	38
(3)資本金	38
(4)事業の内容	38
(5)設立年月日	38
(6)銀行が所有する子会社の株式等	38
【銀行及びその子会社等の業務に関する事項】	
1. 直近の事業年度における事業の概況	39
2. 直近の5連結会計年度における業務の状況	
(1)経常収益	40
(2)経常利益	40
(3)親会社株主に帰属する当期純利益	40
(4)包括利益	40
(5)純資産額	40
(6)総資産額	40
(7)連結自己資本比率	40
【銀行及びその子会社等の直近の2連結会計年度における財産の状況】	
1. 連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書	41～50
2. リスク管理債権額並びに(1)から(4)までの合計額	
(1)破産更生債権及びこれらに準ずる債権	66
(2)危険債権	66
(3)三月以上延滞債権	66
(4)貸出条件緩和債権	66
(5)正常債権	66
3. 自己資本の充実の状況	72～82
4. 連結決算セグメント情報	50
5. 会社法による会計監査人の監査	41
6. 金融商品取引法に基づく監査証明	41
【報酬等】	
1. 報酬等に関する開示事項	83

たんぎん

TAJIMA BANK